

# CLAIR REPORT No. 363

## フランスの移民政策

－移民の出入国管理行政から社会統合政策まで－

Clair Report No. 363(July 14, 2011)

(財)自治体国際化協会 パリ事務所



財団法人自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

### 問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル  
(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

はじめに

概要	i
第1章 序論	1
1 対象分野について	1
2 用語の定義	1
3 国民統合の理念	2
4 国と地方、及び官民の役割分担	4
第2章 移民受入れの歴史と現在の状況	6
第1節 19世紀後半から第二次世界大戦まで	6
第2節 第二次世界大戦から1974年まで	9
第3節 1974年から現在まで	13
第4節 現在の移民の状況	20
第3章 各種政策	27
第1節 移民管理政策	27
1 査証制度	27
2 滞在許可制度	30
3 労働許可制度	42
4 難民認定制度	43
5 国籍付与制度	46
第2節 社会統合政策	56
1 社会統合の現状	56
(1) 結婚・家族	56
(2) 教育	63
(3) 職業階層	67
(4) 雇用	70
(5) 住居	75
(6) 差別	79
(7) まとめ	84
2 社会統合施策	85
(1) 受入統合契約	85
(2) 教育	90
(3) 住宅整備・地区再生	93
(4) 政治参加	99
(5) 差別対策	100
第4章 事例紹介	107
第1節 オーベルヴィリエ市の事例	107
1 オーベルヴィリエ市の概要	107

2	移民受入れの歴史	108
3	外国人人口	108
4	社会結束都市契約（CUCS）	110
5	社会結束都市契約（CUCS）における外国人を対象にしたプログラム	112
6	外国人議会	115
第2節	グルノーブル市の事例	116
1	グルノーブル市の概要	116
2	移民受入れの状況	117
3	外国人議会	118
4	市の職員への研修	119
5	フランス語講座	119
6	移民出身の成功者と移民の若者との交流	119
第5章	終章～日本への示唆～	121
	参考文献	124

はじめに

日本では外国住民人口がおよそ 200 万人に達した年の翌年の 2006 年の 3 月に総務省は「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を公表した。この中で、定住外国人支援の理念として、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義する「地域における多文化共生」を謳った。この報告書の提言を受け、総務省は多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための「地域における多文化共生推進プラン」の策定を全国の自治体に求めた。それ以降、全国の地方自治体で定住外国人支援のさまざまな取組みが行われ始めた。

アングロサクソン系をはじめとする国々における移民の社会統合の理念は多文化主義 (multiculturalisme) とされる。これは、民族、人種、宗教など属性の違いによって組織された集団を認め、その社会的機能を重視する考え方であるが、昨今、多文化主義を標榜していたイギリスとドイツで、両国の首相自ら、多文化主義に基づく国づくりは失敗したと、相次いで表明したことが報道されている。異なる価値観を持った人々や集団を寛容の名の下に受け入れてきたことへの自己批判とみられる。

一方、フランスは、共和国理念の共有によって人々を一つに束ねて社会を形成しようという考え方を採る。フランスの共和国理念による移民の社会統合がすべて上手くいっているかということ、必ずしもそうともいえない。移民 (特に非欧州諸国出身の移民) と非移民との間に経済的及び社会的格差が歴然とあり、これが移民の社会統合を妨げていると見られている。また、フランスにおいてもムスリム移民への偏見が残念ながら指摘されている。

日本の多文化共生の考え方は、文化の差異を積極的に認め合おうとする点では多文化主義に近いものと推測されるが、多文化主義に依らないもう一つの外国人の社会統合の考え方があることを知ることは意義があることと考えられる。150 年以上もの移民受入れの歴史を持つフランスは、外国人問題においてさまざまな意味で日本の先を進んでいる。フランスがたどった道から、必ずや日本は学ぶべきものがあるだろう。日本の今後の多文化共生施策の展開に少しでも参考になれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会 パリ事務所長

## 概要

本レポートは、フランスの移民政策について、移民管理施策と社会統合施策について紹介したものである。フランスの移民政策に係わるすべての施策を網羅的に取り上げてはいないが、主要な施策に加えて日本の施策に参考になるであろうと思われる取組みについてできる限り記述した。

フランスの移民政策の理解をより促すために、移民の各種施策の紹介に先立ち、フランスの国民統合の理念、移民の受入れの歴史、移民をめぐる現在の状況について説明した。

本レポートは全部で5章からなるが、それぞれの概要は以下のとおりである。

第1章は序論として、本論の理解が容易になるよう、押さえておきたいポイントについて記述する。本レポートで取り扱う分野について記述し、続いて頻繁に使用する用語について定義を示す。そして、フランスの移民政策を基礎づけているフランスの国民統合の理念を説明した後、移民政策における国と地方、及び官民の役割分担について説明する。

第2章は、フランスの移民の受入れの歴史と現在の移民をめぐる状況について記述している。移民受入れが始まった19世紀後半まで遡るとともに現在までの移民受け入れの状況の変遷について見る。

第3章は、現在のフランスの移民政策について説明する。本レポートでは移民政策を、移民管理施策と社会統合施策に大きく分けた。第1節では、査証制度、滞在許可制度、労働許可制度、難民認定制度、国籍付与制度の5つの移民の管理に関する施策を紹介する。第2節では、社会統合施策を紹介する。最初に、結婚・家族、教育、職業階層、雇用、住居、差別の6分野におけるフランス社会における移民の溶け込みの状況について紹介する。次に、社会統合施策として、受入統合契約、教育、住宅整備・地区再生、政治参加、差別対策の5つの分野を紹介する。

第4章は、フランスの地方自治体の移民の社会統合支援の取組みを把握するために訪問調査を行った、オーベルヴィリエ市とグルノーブル市の両市の事例を紹介する。

第5章は終章として、フランスの移民政策の取組みから日本の外国人受入れ政策及び定住外国人支援についての参考になる点を既述した。

また、本レポートでは、「フランスの最低医療保障制度」、「フランスの民族統計」、「移民がフランスの出生率に与える影響」、「定住外国人にむけた多言語情報発信の状況」の4つのコラムを設けて、本文の補足を行った。

## 第1章 序論

### 1 対象分野について

本レポートのテーマはフランスの移民政策であるが、本レポートで対象とする施策を大きく「移民管理施策」と「社会統合施策」の二つに分ける。移民管理施策としては、入国管理、滞在管理、労働許可、国籍付与、難民認定の分野を取り上げ、社会統合施策としては、移民に社会統合のための研修を施す受入統合契約に加えて、移民を含む社会的経済的ハンディ・キャップを負っている人々の社会参入支援施策も取り上げる。

なお、社会参入支援施策については、教育、住宅・地区再整備、政治参加、差別対策の分野の取組みを紹介する。

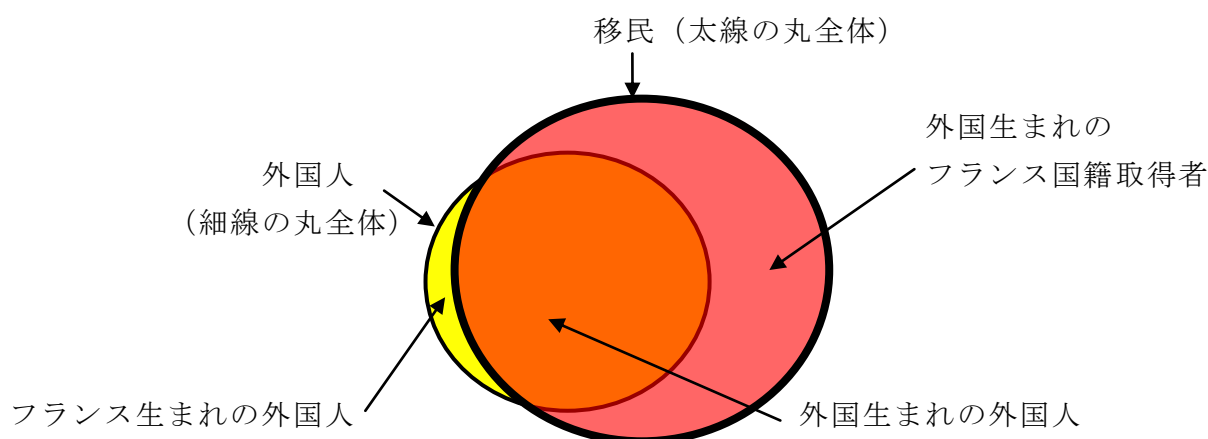
### 2 用語の定義

本文に入る前に、本レポートにおける用語のいくつかを定義する。移民と外国人という言葉がしばしば用いられているが、移民と外国人の相関関係を表すと図表1のおりとなる。フランスの国土に住む人は、フランス国籍の有無でフランス人か外国人かに大別される。一般に、移民とは、外国からある国に移り住む人のことを指すが、フランスの統計上で移民と言う時は、外国人として外国で生まれた者を意味し、その者が帰化してフランス国籍を取得しても移民として取り扱われる。したがって、移民にはフランス人である者もいれば、外国人である者もいる。移民の出身地域によって、欧州諸国出身の移民と非欧州諸国出身の移民とに分ける場合があるが、欧州諸国出身の移民は EU や欧州経済領域参加国に限定されず広く欧州地域にある国々（または地域）から来た移民という意味で使用する。したがって、非欧州諸国出身の移民とは、欧州以外の国や地域から来る移民のことを指して使う。

次に、移民の子と呼ぶ時であるが、移民である両親または移民である片方の親を持つ子であることを意味し、本レポートでは対比のため、移民を移民一世（あるいは移民第一世代）、移民の子を移民二世（あるいは移民第二世代）とも表記する。また、多数派フランス人と言う場合、生まれながらのフランス人である親を持つ者を指し、厳密には引揚者（植民地が独立する前に植民地で生まれたフランス人）、本土以外で生まれたフランス人と、彼らを親として持つ子孫が含まれる。多数派フランス人を移民との対比で、非移民と表記する場合もある。

(図表 1)

移民と外国人の相関関係図



※INSEE, “Les immigrés en France, édition 2005,” p.35 に基づき作成。

### 3 国民統合の理念

国民統合の理念はその国の移民政策とは直接関係がないと思われるかもしれない。翻って、近代においては、国の建設と発展、そして近隣諸国との勢力争いの過程において、その領土に住むさまざまな文化を持つ土着の人々を国民として一つにまとめ、国家の下に国民を結束させるために、国民を統合し国を統治する理念が必要不可欠なものとなった。近隣諸国との戦争のリスクが抑制され、移民を受け入れるようになった現代においては、国民統合の理念は、外国に出自を持つ人たちに対してその国の国民と社会への溶け込みを促し、ホスト社会のアイデンティティと一体性の回復・保持を図るうえでも不可欠なものとなっている。したがって、その国の移民政策の方向性の基礎はその国の国民統合の理念にある程度規定されており、その理念を理解することが重要である。

フランスの場合、国の統治理念として伝統的に受け継がれている考え方が共和主義 (républicain) であり、それに基づく国民統合モデルは、共和国統合モデル (modèle d'intégration républicain) と呼ばれる。共和主義は、君主 (絶対王政) による統治に代わる統治概念として、ギリシャ・ローマの共和政治の考え方を参照しながら、近代において形成された人民による政治を目指した統治理論である。個々人の持つ権力を国家へ譲渡するという個人と国家の間の社会契約に基づいて国家を作り、その国家統治の正統性に人民主権を置き、非宗教性 (ライシテ、laïcité)、法治主義、法の下での平等、人権、自由権、所有権の保障など普遍的な諸原理に基づいて統治するというのが、共和主義の考え方であり、イギリスのロックやフランスのモンテスキュー、ルソーなどによって共和主義を構成する諸原理が唱えられた。この共和主義の考え方は、アメリカ独立宣言に続き、フランスではフランス人権宣言として公に表明されることとな



った。フランス人権宣言の精神は、今日までフランス第5共和国憲法に受け継がれている。また、この共和主義の考えを浸透させる手段としてフランス語が使用された。このフランスの共和主義に基づく国民統合理念は、激しい宗教戦争や大革命などの歴史を通して育まれたフランス的な統治理念であるとともに、近代国民国家の統治モデルを世界に提供したという点で、普遍性も持っていた。

共和国統合モデルが拠り所としている共和主義の思想的背景については、社会を構成する市民は本質的に平等であるとする社会契約論的な考えが強く反映されており、伝統的に、個人と国家との間の直接的な関係がより重んじられ、かつ本質的には平等で均質な個人として人々は社会参加することが想定されており、そこでは自らが属する民族、人種や宗教的な権利の主張は一般に是認されない。フランスでは、民族、人種、宗教など属性の違いによって組織された集団を認め、その社会的機能を重視する多文化主義的な考え方は、コミュナリズム（communautarisme）と呼ばれ、一体性を有すべき国民の分裂や社会の分断を招くものとして一般に否定的に理解されている。また、多文化主義（multiculturalisme）という言葉は、フランスでは目指すべき社会の在り方を指し示すものではなく、多様な社会状況の中で他者を尊重する態度や寛容の精神を育成するための教育の中で限定的に使用され、公に一般使用されることは稀な言葉である。したがって、フランスで志向される社会の姿は、出自を超え共和国理念の下で人々が集い形成する「単一で不可分な」社会であり、出自の文化・価値観の下に個人が集まり形成された社会がそれぞれ自立して分立しているような社会ではない。

フランスでは、個人が持つ差異よりむしろ人々の持つ本質的で平等な価値が重要視されていることから、伝統的に、出自などの属性に関係なく平等に取り扱わなければならないという規範が比較的強い。具体的に言えば、属性に基づいて人々を異なるように取り扱うことをあまり好まず、そのような取扱いをすることはフランスでは一般に差別的と受け取られる傾向がある。たとえば、肌や瞳あるいは髪の色に関係なくフランス人であれば皆フランス人であって、イスラム系フランス人やマグレブ系フランス人などという呼び方は公には避けられる。民族的少数派（エスニック・マイノリティ）の処遇改善の手法として人々の出自に基づく積極的差別是正策（アファーマティブ・アクション）などはフランスでは属性によって人々の待遇を差別するものという見方が支配的で、広く受け入れられているものではない<sup>1</sup>。したがって、フランスにおいて国の統治と関係が深い出入国行政や滞在許可などの外国人管理行政分野以外で実施される公共政策は、市民を出自に関係なくフランス人一般として平等に扱うことが原則となっている。この傾向は移民の社会統合施策の分野でも当てはまり、国籍や

---

<sup>1</sup> 例外的な事例の一つとして、当選議員の数が男女同数となるように女性立候補者を優遇する制度を導入した、2000年6月の男女平等参画促進法（通称、パリテ（parité）法）がある。選挙の際、拘束名簿式・比例代表制の場合に、候補者名簿記載順を男女交互としたり、政党が擁立した候補者の男女の比率が2%を超える場合その政党への助成金を減額したりするなどの措置が導入された。

民族などの人の属性ではなく地域によって施策対象を絞り、そこに住む人々の社会参入の促進を目指す社会結束都市契約（後述）においてもその傾向を見ることができる。その点では、近年導入された受入統合契約は、外国人だけを主に対象とする施策として例外的な存在であるとも言える。

最後にフランスの移民政策の性格について記述する。しばしば、移民政策の性格を表す言葉として「同化」、「編入」、「統合」という用語が用いられる。フランスでもそれぞれに *assimilation*、*insertion*、*intégration* という言葉はあるが、現実には、移民政策が国民の間でデリケートな問題となりつつある近年は特に、元来の用語の意味から離れ政治的な意味を含んで使用されることも珍しくない。したがって、これらの語句をそれぞれに定義をして議論することは行政上あまり意味がないとも言える。しかしながら、フランスの移民政策の性格をあえて記述するならば、出自の文化や宗教と価値観を個人の私的領域に属する自由なものとして尊重しつつも、フランス的価値観や理念を受容することを第一に要求する性格を持っていると言える。

フランスの共和国統合の理念は、あくまでも考え方であり現実の事象がすべてそれに当てはまるとは限らない。しかし、重要なことは、このフランスの共和主義の考え方は、フランス共和国の下に、そこに住む多様な出自を持つ人々を、血統（民族や人種）によらず、そして宗教にもよらずに、一体性のある国民として束ねるという、国民的アイデンティティを付与する手段として用いられていることである。そして、共和国統合モデルは、2005年に改正されたフランス教育法典において、学校を「共和国の理念を生徒たちに共有させることを第一の使命とする<sup>2)</sup>」規定に見られるように、現在も国民統合の理念として継承されており、その理念を背景にしながら移民施策が展開されている。しかしながら、2005年の移民の子弟の若者による大規模な暴動<sup>3)</sup>にみられるように、ここ数十年の間に、多様な人々を束ね、国民として統合を生み出すはずの共和国統合モデルがうまく機能しなくなっている状況に、フランスは直面している。

#### 4 国と地方、及び官民の役割分担

移民政策は外国人を受け入れるという国の統治に係る政策であるため、多くの部分を国が独占的に権限を担って実施している。たとえば、本レポートで扱う施策分野のうち、入国管理、滞在管理、国籍付与、難民認定と社会統合の受入統合契約についてはこのことが当てはまる。しかし、生活者としての外国人あるいは移民の社会参入の支援においては、地方自治体の関与は不可欠であり、かつ地方自治体が担う役割は大きい。国の施策の枠組みであっても、自治体の責任ある取組みが非常に重要であるのが、社会・経済的に困難を抱える住民が多く住み、生活環境が荒廃した地区の再生を行っている都市政策分野である。また、国の施策で不足するものを補っているのも自

---

<sup>2)</sup> フランスの教育法典 L111-1 条

<sup>3)</sup> 第2章第3節を参照

自治体やアソシアシオン<sup>4</sup>の役割である。たとえば、一例をあげると、自治体は、地方参政権を認められていない非欧州諸国出身の移民の声を地域に反映させる制度を作ったり、市民講座の中に外国語としてのフランス語講座やさまざまな外国語講座を設けたりしている。アソシアシオンは、外国語としてのフランス語講座、出自文化保護・保持や異文化理解のアトリエなどを開催している。

次に、官民の役割分担であるが、前章で述べたように、公の分野では一般的にフランス共和国統合の理念が支配するため、自治体や国は人種や民族などの出自で市民を区別して施策を展開することは行われない。しかし、現実には、例えば、マグレブ系の移民やその子弟が共通して抱える特有の生活や社会上の課題がある。このような特定の属性を持つ集団に対して直接に支援を行っているのがアソシアシオンである。国や自治体は、公的な支援枠組みを通じて、このようなアソシアシオンの活動に助成を行っている。こうして、移民とその子弟の社会参入に係る現場の直接的な支援の多くがフランスではアソシアシオンによって担われている。また、移民を支援するアソシアシオンは特定の移民グループが持ちやすい特有な傾向や課題、そして彼らに対する支援方法や彼らの人的ネットワークに関する知見を豊富に備えていることから、国や自治体の社会参入プログラムの策定にアソシアシオンの代表者が関わり意見を述べることが多い。このように、国や自治体とアソシアシオンは、特に移民の社会統合分野においては、欠かすことのできない協力関係にある。

---

<sup>4</sup> フランス語：association。フランスにおける非営利団体（NPO）の名称。

## 第2章 移民受入れの歴史と現在の状況

フランスは移民の受入れの歴史が欧州でもっとも古い国として知られ、移民受入れが始まったのは19世紀後半からと言われている。本章では、その19世紀後半から現在までの移民受入れの歴史について、19世紀後半から第二次世界大戦まで、第二次世界大戦から第一次石油危機直後の1974年まで、そして1974年から現在までの3つの時期に分けて概観する。

### 第1節 19世紀後半から第二次世界大戦まで

(移民の流入の状況とその背景)

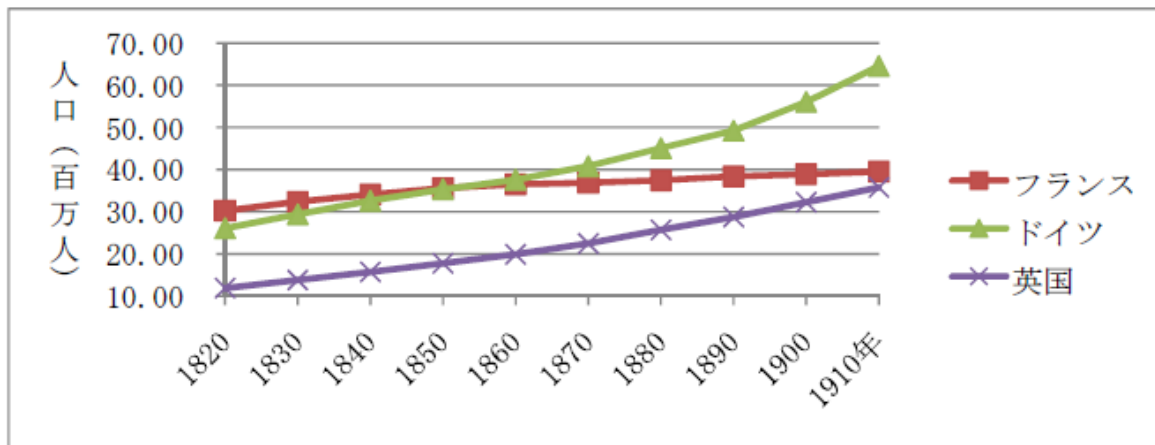
フランスでは19世紀後半から移民労働者の受入れが始まったが、その主な背景として二つ挙げられる。一つ目の背景は、工業化社会の急速な発展である。フランスでは、19世紀後半から従来の繊維産業に加え、重化学工業などの新しい産業が発展した。これらの生産増加に伴って、より多くの労働力が必要になった。二つ目の背景としては、フランスの人口増加の停滞がある。19世紀後半からフランスでは死亡率とともに出生率が低下し、人口の増加が他国と比べて停滞した(図表2参照)。1850年から1900年までの間にフランスを除く欧州諸国全体では人口がおよそ倍に拡大したが、フランスではほとんど人口が増加しなかった。その後の第一次世界大戦(1914年~1918年)ではフランスはおよそ150万人もの若者を失った。このような人口増加の伸び悩みが経済発展だけでなく国防上の視点からも国家の危機と映り、仏政府は、中絶禁止法(1920年)や児童手当増額(1922年~)などの出産奨励策を導入し、さらに人口停滞の中で工業化による労働力不足を素早く補う方法として、賃金の安価な移民労働者を欧州近隣諸国から受け入れた。

こうした時代背景の中で、19世紀後半から20世紀初頭までフランスの人口の3%台に過ぎなかった外国人比率が、急激に高まり、第一次大戦後には人口の6~7%を占めるほどに上昇した(図表3参照)。そして、第二次世界大戦前までの段階ではフランスの移民人口のうちおよそ9割までが欧州諸国出身者で占められていた。その中でも、ベルギー、イタリア、ドイツ、スイス、スペインなどの隣国から来るものが多く、彼らは雇用主や民間移民労働者斡旋会社<sup>5</sup>などによって募集され、フランス北部の鉱山や、製鉄業や金属工業の分野、そして、安価な労働力として生産工場や道路、鉄道などの都市部の公共事業にも、フランス人の労働者とともに動員されフランスの社会基盤の整備に貢献した。

---

<sup>5</sup> 1924年には、移民労働者の需要がこれまで以上に高まったことから、幅広くかつ効率的に移民労働者を獲得するために、事業主たちはさまざまな民間移民労働者募集組織を統合して「総合移民会社(Société générale d'immigration)」を設立し、フランスで移民労働募集を独占するようになった。

(図表 2) 英独仏の人口の推移 (1820 年から 1910 年まで)



(資料) 『マクミラン新編世界歴史統計 (1) ヨーロッパ歴史統計:1750 - 1993』 79~85 頁表より作成

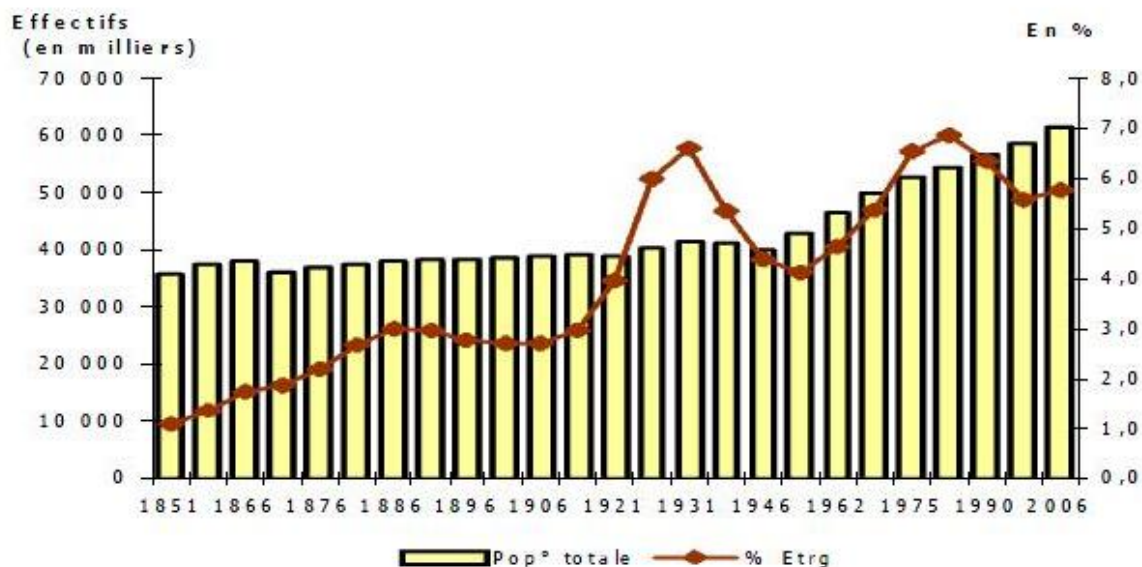
- (注) 1. フランスの領域は 1860 年以降はサヴォア・ニースを含み 1870 年以降はアルザス＝ロレーヌを除く。  
 2. ドイツの領域は、1914 年当時の国境内の領域である。  
 3. 英国はイングランド、ウェールズの合計である。

※出典：縄田康光「少子化を克服したフランス」『立法と調査』 第 297 号、2009 年 10 月、p.66

(図表 3)

外国人比率の変遷 (1851 年～2006 年)

Graphique 1 : Part (en %) des étrangers dans la population totale  
Aux différents recensements de la population depuis 1851- France métropolitaine



※出典：Ministère de l'Immigration, de l'Intégration, de l'Identité Nationale et du Développement solidaire, "La population étrangère résidant en France," Infos migrations numéro 10, 2009, p.2

タイトル:「総人口における外国人の割合 (%) - 1851 年以降の過去の国勢調査 (フランス本土)」

凡例 棒グラフ：総人口、折れ線グラフ：外国人比率

左縦軸：人数、右縦軸：%、横軸：年

### (移民の受入れ体制)

19 世紀後半から第二次世界大戦までは移民人口が急速に増え出した時代であったが、現代のような、流入する移民の厳しい管理はほとんどされなかった。1917 年までは、外国人がフランスで働くためには、自身が住んでいる市に居住の事実を届けるだけでよかった。フランスに居住する外国人が初めて滞在許可証を取得しなければならないとする政令が出されたのは 1917 年であった。

移民労働者は、前述のとおり、雇用主や民間の移民労働者斡旋会社などにより募集され、建設現場や工場へ動員された。彼らのほとんどは雇用主の用意する寄宿舎や作業場などで暮らした。第一次世界大戦以前までは、地方からやってきたフランス人労働者も、移民労働者も同じような住環境の下で労働に従事していたが、フランス政府は、移民労働者だけでなくフランス人労働者のためにも、政策的に住環境整備を行う

ことはほとんどなかった。1920年代になり、政府はようやく、貧しい住環境におかれたフランス人労働者のための住宅環境整備に初めて乗り出したが、移民労働者の住環境整備までには至らなかった。生活の場の提供という意味で、当時の移民労働者の支援は、労働者を確保する必要性があった鉱山や製鉄業などの民間企業によるものであった。当時の政府の移民者関係施策の軸は、専ら社会的な安全や治安の維持にあり、移民労働者への支援にはほとんど目が向けられなかった。

難民受入の分野では、欧州諸国からの難民を受け入れる支援組織が1926年に民間主導で設立され、1932年に同組織を受け継ぐ形で非営利組織として「移民のための社会的援助サービス」(Service social d'aide aux émigrants, SSAE)が設けられた。難民に係る国際的な条約枠組みは十分整備されていなかったが、フランスは亡命権を基本的人権の一つと認め、国家に亡命者への庇護の義務を謳った人権宣言以来、庇護国として、オスマントルコ帝国による迫害を逃れてきたアルメリア人、ロシア革命を逃れてきたロシア人、ファシズムから逃れたイタリア人やドイツ人、スペイン内戦を逃れてきた人々などを積極的に受け入れた。

なお、フランス国籍取得に関しては、大革命以降、血統主義が採られていたが、1851法により、「フランスで生まれた外国人の、フランスで生まれた子」に自動的にフランス国籍を付与するという出生地主義が初めて採用された。

## 第2節 第二次世界大戦から1974年まで

(移民の流入の状況とその背景)

第二次世界大戦後、戦後復興事業を契機に「栄光の30年」(1945年～1974年)と呼ばれる長期にわたる高度経済成長がフランスに訪れる。同時に、ベビー・ブームを迎え、出生率が上昇し、フランス史上最速の人口増がもたらされた。また、戦後の植民地の独立に伴う北アフリカからの100万人を超える引揚者や都市に流入する農業従事者なども戦後の労働力不足の緩和に一役買ったが、こうした人口動向も高度経済成長期に必要とされた労働力を満たすことができなかった。戦前と同様に、不足する国内労働力を手早く、安く、大量に補うために移民労働者の確保が求められた。

こうした国内事情に加え、戦後、人の移動に係わる国際的な枠組みの構築や植民地の独立などフランスを取り巻く国際的な状況の変化も、移民労働者のフランスへの流入の増加の一因となった。1957年3月に調印されたローマ条約<sup>6</sup>において欧州で初めての人の移動の自由を保持する原則が取り決められたが、フランスは深刻な労働力不足に対処するため、独自に終戦直後から周辺国や旧植民地の国々と二国間協定を結び

---

<sup>6</sup> 1958年1月1日発効。欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)加盟6カ国(ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、西ドイツ)によりローマで調印された「欧州経済共同体(EEC)条約」と「欧州原子力共同体(EURATOM)条約」の二つの条約を総称する。のちに、ECSC・EEC・EURATOMの3つの共同体は欧州共同体(EC)となった(1967年7月)。

([図表 4 参照](#))、締結相手国からの移民労働者の受入れルートを整備した。それ以降、アルジェリア<sup>7</sup>、チュニジア、モロッコを中心とする北アフリカのマグレブ諸国から多くの移民労働者がフランスに流入し始めた。また、1960年代以降宗主国から独立を達成したサハラ以南のアフリカ諸国からも移民労働者が次第に増え始めた。

このように、戦後、特に 1960 年代以降、欧州隣国からの移民に加えて、北アフリカなどからも移民労働者を大量に受け入れてきた結果、外国人人口は急速に増加し、また移民の出自が多様化した。1954 年の調査では約 229 万人（総人口比 5.4%）であった外国人人口が、1975 年には約 389 万人、総人口比 7.4%に達した。

(図表 4)

フランスとの二国間協定締結国

年	締結国
1947 年	イタリア
1956 年	スペイン
1963 年	モロッコ
1964 年	ポルトガル チュニジア トルコ
1968 年	アルジェリア

※モロッコとチュニジアは 1956 年に、  
アルジェリアは 1962 年にフランスから独立。

(移民労働者受入れ体制の整備)

第二次世界大戦後になると、現在につながる入国管理体制が次第に整備されてきた。1945 年 11 月 2 日付けの外国人の入国と滞在の条件に関する政令により、国に移民労働者受入に関する権限を与えるとともに、外国人の入国管理行政を担う機関として移民局 (Office national d'immigration, ONI) が創設された。また、同政令により、1 年、3 年、10 年の滞在許可証が導入されたほか、移民労働者の家族呼寄せも認められた。フランスの経済成長が必要とした移民労働者の規模が入国管理行政の処理能力を超えていたため、実際には、不法入国した移民労働者にも労働許可や滞在許可を与え、いわば事後的な正規化が行われていた。

戦後復興と高度経済成長期に、労働者は工業が立地していた都市郊外に集まるようになり、住宅の不足が深刻化した。このため、政府は、国自ら、あるいは民間組織や

<sup>7</sup> アルジェリアは、北岸に県が設置され、フランス本土と同等の扱いを受けた点で、モロッコとチュニジアなどの植民地と性格が若干異なる。そのため、アルジェリアには多くのフランス人が移住したが、これが後のアルジェリア戦争の遠因となっている。



企業への助成する形で、移民労働者向けに移民労働者宿泊施設 (foyers de travailleurs migrants, FTM) を、国籍の有無に関係なく大都市周辺に集まった労働者に HLM (habitations à loyer modéré) と呼ばれる低家賃集合住宅を、都市郊外を中心に整備した。移民労働者宿泊施設 (FTM) の数は、1968年に約18万だったベッド数が、1975年には合計で約26万にまで達した<sup>8</sup>。低家賃集合住宅 (HLM) の数は、1953年当時、10万戸建設されたにすぎなかったが<sup>9</sup>、1962年から1970年の間に、毎年およそ50万戸が大都市郊外を中心に建設された<sup>10</sup>。低家賃集合住宅 (HLM) へは法律的には国籍等は問わず入居できるものとされたが、実際には、フランス人が優先的に入居できるように運用された。移民労働者が低家賃集合住宅 (HLM) の恩恵を広く受けることができるようになるのは1970年後半になってからである。

自ら住まいを確保することが困難な低所得の人のために建設された移民労働者宿泊施設 (FTM) や低家賃集合住宅 (HLM) などの宿泊・住宅施設のことを一般に社会住宅 (logement social) と呼ぶが、この社会住宅の建設及び管理を行う主体は社会住宅整備管理会社 (bailleur social) と一般に呼ばれ、その形態は官民出資企業 (混合経済会社) や公社あるいは民間非営利団体 (アソシアシオン) など多岐にわたる。社会住宅整備管理会社 (bailleur social) の中でも、高度経済成長期の移民労働者向けの住宅整備の中心的な役割を担った官民出資企業の一つに、SONACOTRA (現アドマ<sup>11</sup>) があった。戦後の移民労働者住宅の中心的な供給組織であった SONACOTRA の前身は、国の主導の下1956年に官民共同出資会社として設立された、アルジェリア出身労働者のための住宅建設全国会社 (Société nationale de construction de logements pour les travailleurs algériens, SONACOTRAL) という組織であった。国の補助を受けながら SONACOTRAL は宿泊施設や住宅建設の整備に着手した。アルジェリア独立後の1963年には、移民労働者のための住宅建設全国会社 (Société nationale de construction de logements pour les travailleurs, SONACOTRA) に改名し、支援対象をすべての移民労働者に拡大した。宿泊施設や住宅施設の建設の資金供給の役割を担ったのが、1958年に設けられた社会福祉基金 (Fonds d'action sociale, FAS) であった。元来、当時フランス人であったアルジェリア出身のムスリム労働者支援のための基金であったが、1964年からすべての移民労働者に向けた支援のために活用できるように改められた。

この SONACOTRA は社会福祉基金 (FAS) の資金の活用により、当時、大都市郊外でしばしば宿のない移民労働者たちにより形成され、公衆衛生や治安の悪化につながっていた「スラム街 (bidonvilles)」の撤去を目指し、移民労働者宿泊施設 (FTM) や低家賃集合住宅 (HLM) の建設を進めた。そして、1968年当時、250を超えていた

---

<sup>8</sup> LÉVY-VROELANT, Claire, “Le logement des migrants en France du milieu du 19<sup>ème</sup> siècle a nos jours” *Historiens et Géographes*, n°385, 2004, p.153

<sup>9</sup> BLANC-CHALÉARD, Marie-Claude, “Les immigrés et le logement en France depuis le XIX<sup>ème</sup> siècle – Une histoire paradoxale” *Hommes et Migrations*, n°1264, 2006, p.4

<sup>10</sup> VIET, Vincent, “La politique du logement des immigrés(1945-1990),” *Vintième Siècle – Revue d’histoire*, n° 64, 1999, p.91-103

<sup>11</sup> フランス語名称：Adoma。2007年に SONACOTRA が改組され、アドマになる。

スラム街の数は徐々に減っていき、大規模なスラム街は 1976 年を最後に姿を消したとされる<sup>12</sup>。しかしながら、社会住宅供給者によって建設された移民労働者宿泊施設 (FTM) は、その質や数が十分でなく、しばしば過剰な人員数が収容されていたり、風呂やトイレなどが十分備わっておらず公衆衛生上問題があったり、家族生活に適さない、さまざまな利用規則が設けられるなど、利用者がとても満足できる住環境ではなかった。そのような中、1968 年、「5月革命」と呼ばれる学生・労働運動により広まった自由な時代の気運の影響をうけて、移民労働者もフランス社会の豊かさから離れたところにいることに気づきはじめ、自らの権利に次第に目覚めるようになった。そして、それはオイルショック以降に始まった移民労働者らによる移民労働者宿泊施設の家賃不払い運動にもつながっていった。

以上のように、高度経済成長期のフランスの移民労働者に係わる政策の中心は、移民労働者の確保と彼らの住居の確保だったと言える。

#### (難民の受入れと国籍法)

難民受入れの分野では、戦後、「世界人権宣言」の制定をはじめとして、第二次世界大戦後急増した難民の基本的な人権保障に向けて、国際的なルールの構築の動きが高まった。そして、1951 年 7 月に「難民の地位に関する条約」が採択され、難民の定義<sup>13</sup>と取扱いの国際的基準が定められた。その採択を受け、フランスは難民受入体制の整備に取り組み、1952 年に「フランス難民及び無国籍者保護局の設置に関する法律<sup>14</sup>」を制定し、難民認定の手続きを規定すると同時に、難民認定法難民認定機関として「フランス難民及び無国籍者保護局」(Office français de protection des réfugiés et apatrides, OFPRA) と、難民認定に係る不服申立審査機関兼特別行政裁判所である「難民訴訟委員会」(Commission des recours des réfugiés, CRR) を設置した。そして、1954 年に「難民の地位に関する条約」をフランスは批准し、国の政策として難民保護を積極的に進めた。

また、フランス国籍取得については、1945 年 10 月の政令により、1851 年法の血統主義と出世地主義の両方を受け継ぎつつ、両親がフランスで生まれていない外国人であっても、フランスで生まれたその子どもが成人した場合に自動的にフランス国籍を

---

<sup>12</sup> BLANC-CHALÉARD, Marie-Claude, “Les immigrés et le logement en France depuis le XIX<sup>ème</sup> siècle – Une histoire paradoxale” *Hommes et Migrations*, n°1264, 2006, p.6 、及び VIET, Vincent, “La politique du logement des immigrés(1945 -1990),” *Vintième Siècle – Revue d’histoire*, n° 64, 1999, p.91

<sup>13</sup> 1951 年難民条約の第 1 条で、難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義された。(引用文は国連難民高等弁務官事務所ホームページより抜粋。URL : <http://www.unhcr.or.jp/protect/treaty/index.html>)

<sup>14</sup> フランス語名称 : Loi n°52-893 du 25 juillet 1952 portant création d’un Office français de protection des réfugiés et apatrides

付与するなど、出生地主義の適用要件を大きく緩和した。

### 第3節 1974年から現在まで

(移民の流入の状況とその背景)

戦後、流入の拡大が続いてきた移民の状況に転機が訪れる。1974年7月3日、仏政府は新規移民労働者の入国の一時的停止措置を実施した。この措置により、当時のEC諸国以外の外国人の労働目的の新規入国を停止するとともに、失業移民労働者の帰国を促した。また、すでに滞在が許可された労働者による家族呼寄せや、雇用主の特別な労働力ニーズによる移民労働者などに限って移民を認めた。この措置の基本路線は、現在にも受け継がれている。人口に占める外国人の割合は戦後、右肩上がりで見られ、1975年にピークを迎え7.4%にまで達したが、その後、下がり始める。

その背景として、1973年の第一次石油危機を契機とした経済の停滞と移民労働者の供給過剰がある。フランスではオイルショックによる不況下のインフレや緊縮財政の下、経済が停滞した。高い失業率が記録されるようになったのもこのころである。失業者数は1973年の40万人から1980年には160万人に膨れ上がった<sup>15</sup>。高度経済成長期に移民労働者として入国し、経済を下支えしてきた移民労働者の多くが収縮する労働市場からあふれ出てしまったことから、1974年にフランス政府は移民労働者の新規受入を制限せざるをなくなった。

この新規移民労働者の入国一時停止措置を契機に、移民の性格に変化が生じた。この措置によりフランスへの労働を目的とする再入国が困難となったため、すでに労働者として入国した移民は母国へ帰らずそのままフランスにとどまる傾向が強くなり、その結果、移民者の家族呼寄せによって来仏する外国人が増加していった。呼寄せ家族の入国が増えるに従い、外国人人口に占める女性の割合が増えていった。このため、この措置導入後も、外国人人口は増え続け、政策的に意図した外国人人口の減少による社会政策の負担の軽減にはつながらなかった。

このように、フランスの移民政策は移民労働力供給から移民流入の抑制に転換された。そして、移民の形態が「出稼ぎ型」から「定住型」へ変化し始めたことにより、不法移民の取締まり強化や移民のフランス社会への統合へと移民政策は守備範囲を広げることとなった。しかし、本格的なフランス社会への移民統合施策の枠組みが整備、具体化されることになるのは、2000年以降まで待たなければならない。

(社会との摩擦)

1968年の「5月革命」の影響を受け、移民労働者たちは自らの権利に目覚め始めた。また、1981年の大統領選挙戦で少数言語・文化の尊重を謳ったミッテラン大統領の下

---

<sup>15</sup> 藤井良治「フランスの経済と福祉」『フランスの社会保障』社会保障研究所、東京大学出版会、1989年、p.11

で、いわゆる「相違への権利 (droit à la différence)」の考えも、少数派である移民の権利の自覚を後押しした。その表れのひとつが、移民労働者らによる移民労働者宿泊施設 (FTM) の家賃不払い運動であり、この運動は全国に拡大し、1978年にピークを迎え、移民労働者宿泊施設 (FTM) のおよそ 44%<sup>16</sup>で家賃の全額または一部の不払いが集団的に行われた。それ以降、移民労働者宿泊施設 (FTM) の施設の改善の取り組みが行われたが、その数は次第に減少に向かい、代わりに低家賃集合住宅 (HLM) を含む集合住宅が中心に建設されるようになった。

他方で、人口に占める外国人比率が戦後目に見える形で上昇していき、都市郊外に移民人口が集中するにつれて、外国人労働者と社会との摩擦がさまざまな事件となって顕在化し始めた。特に 1970 年代末から 80 年代前半にかけて移民出身者とフランス人や警察とのトラブルをきっかけとして、大都市郊外に住む移民と移民二世の若者らが、公正な取扱いを求めるデモや騒ぎをたびたび起こすようになった<sup>17</sup>。社会的な困難を抱える移民とその家族が多く住むようになった郊外住宅団地の荒廃が治安の悪化を生み出した「郊外問題」が知られるようになったのもこのころである。1983年には「平等と反人種差別のための行進」と呼ばれる主にマグレブ系移民二世 (ブル<sup>18</sup>) らによる全国的なデモ行進があり、彼らは時のミッテラン大統領と会談するなど、大きくメディアで取り上げられた。このデモ行進は、これまで単なる労働力としか見られず、さまざまな権利が事実上ないがしろにされてきた移民たちがフランス社会の中で自己主張を行った象徴的な出来事であった。また、1972年に結成された移民排斥を訴える極右政党「国民戦線」(Front national, FN) が、社会とトラブルを起こす移民に対しフランス人の抱く不安を利用して国民の支持を広め始めたのも 80 年代になってからであり、極右の勢力に対抗するために反人種主義を唱える NPO「SOS 人種主義」(SOS Racisme) が 1984年に立ち上がったことにも、移民問題の顕在化を読み取れる。差異

---

<sup>16</sup> VIET, Vincent, “La politique du logement des immigrés(1945 -1990),” *Vintième Siècle – Revue d’histoire*, n° 64, 1999, p.99

<sup>17</sup> 当時の数々の事件については、成城大学フランス語フランス文化研究会機関誌「AZUR」第 2 号 (2001 年 3 月発行) に掲載された植村清加氏の論文「フランス人と移民の間で～与えられたアイデンティティとマグレブ系移民第二世代の自己主張～」に詳しい。以下、抜粋引用。「例えば 1982 年 10 月、パリ郊外ナンテールのギュタンベール団地では、団地前に住むフランス人が、団地の子供の声が騒がしいとライフル銃を撃ち、その流れ弾で団地に住む 19 歳の学生 Abdenbi Guemiah が死亡するという事件が起きた。団地の若者たちは親たちと一緒に GUTEMBERG という組織をつくり、公正さを要求するデモや交渉を行った。リヨン近郊のブロンでは 9 月に Ahmad Boutelja (25 歳) が、10 月にはリヨンで Wahid Hachihi (18 歳) が殺害されるが、いずれも「隣人とのトラブル」による自衛行為として処理され、犯人は釈放される。Wahid の家族と友人は WAHID ASSOCIATION を結成し、警察が犯人に有利な調査を行っていることに抗議した。翌 83 年 3 月、リヨン郊外マンゲットの団地では若者と警察の衝突が起き、11 人の若者が警察と司法の二重基準に抗議してハンガーストライキを行い、4 月には Toumi Djaidja をリーダーに SOS Avenir Minguette が結成される。」

<sup>18</sup> フランス語: beur。移民の子としてフランスで生まれたアラブ系 2 世、特にマグレブ系移民二世の若者を指す言葉。Arabe の逆さ読みした言葉であり (arabe が ara-beu →beur)、軽蔑の意味合いは持たないとされる。

への権利を認めすぎるとフランス的価値観が脅かされるのではないかという懸念が共和国統治モデルの徹底という極端な形で象徴的に現れたのが、1989年9月に起こった、パリ郊外のある中学校で、フランス生まれのモロッコ系ムスリム女生徒2名と、チュニジア系ムスリム女生徒1名が教室でスカーフを外すことを拒否したことから、公立学校における非宗教性の原則に反するという理由で退学処分となった事件、いわゆる「スカーフ事件」である。

移民との摩擦により社会の緊張が常に続いてきたわけではなかった。フランスの移民社会の素晴らしさの一端を国民が認識したのが、フランスで開催された1998年FIFAワールドカップにおいてであった。本大会では、フランスはジダンをはじめとする移民に出自を持つスター選手の活躍により見事に優勝を果たした。この白人・黒人・ブールの混成からなるフランス・チームのワールドカップでの優勝の中に、人々は移民社会フランスにおける統合の成功を見ようとした。

しかし、悪化する住環境、学業の失敗、高失業率、不安定な就業と所得、差別など、移民労働者およびその子弟の多くがフランス社会の豊かさから遠く離れた場所に依然として置かれ続け、その不満は移民、特に移民二世、三世の間でくすぶり続けていた。そして、2005年10月27日夜、パリ郊外セヌ・サン・ドニ（Seine-Saint-Denis）県のクリシー・スー・ボワ（Clichy-sous-Bois）市において強盗事件を捜査していた警察官が北アフリカ出身の若者3人を追跡したところ、逃げ込んだ変電所において若者2人が感電死し、1人が重傷を負うという事故が起きた。この事故をきっかけに、同夜、数十人の若者が消防士や警察官に投石し、車に放火を行うなどして騒ぎが起こった。この騒ぎは暴動となり、パリ郊外のみならずほかの地方都市にも拡大し、非常事態宣言が出されるほどであった。その後、現在まで大規模な移民出身者による暴動は起こっていないが、2008年9月のアメリカにおけるリーマンショックの余波を受け、フランスでも経済不況となり、再び移民労働者とその子弟を取り巻く状況は厳しくなっており、フランス社会において移民出身者やその子弟と多数派フランス人との社会的経済的格差は解消されずに、今もなお根強く残り続けている。

#### （政府の対応）

新規移民労働者入国一時停止措置を行った1974年、仏政府は移民労働者担当大臣を任命し、移民労働者の居住環境改善に本腰を入れ始めた。具体的には、低家賃集合住宅（HLM）の入居対象者をフランス人に加え移民労働者にも拡大できるように県の地方長官<sup>19</sup>に権限を与えた。その際、低家賃集合住宅の移民労働者への割り当てを全戸数の15～20%と決めた<sup>20</sup>。しかし、都市郊外の低家賃集合住宅（HLM）では、最初の居住者のうち、フランス人居住者は、次第に住環境条件がより良い新しい住宅へ、しばしば移っていき、そのあとにフランス人ではなく移民労働者が入居する状況が起こっ

<sup>19</sup> 県における国の代表者。

<sup>20</sup> BLANC-CHALÉARD, Marie-Claude, “Les immigrés et le logement en France depuis le XIXème siècle – Une histoire paradoxale” *Hommes et Migrations*, n°1264, 2006, p.7

た。当初規定された移民労働者への戸数割り当てを大幅に超えて移民労働者やその家族が低家賃集合住宅（HLM）を占めるようになった。居住者の多様性が失われていった都市郊外では、大規模な低家賃集合住宅（HLM）や移民労働者用宿泊施設（FTM）の維持管理が十分行き届かず、そこに住む移民やその子弟とフランス人とのトラブルがしばしば起こるなど、郊外住宅団地地区の荒廃が進み、「郊外問題」が社会問題として知られるようになった。

この「郊外問題」に対処すべく、関係省庁を超えて移民問題を包括的に解決しようとする動きが出てくる。1984年に都市問題省庁連絡会議（Comité interministériel des villes, CIV）と都市連帯基金が設けられ、都市生活環境の改善に向けた省庁横断的な取り組みが始まった。1988年には、都市問題に関する政府の諮問委員会（Conseil national des villes, CNV）も設けられた。1989年には、外国人及び外国に出自を持つ住民のフランス社会への統合に関する政策を諮る政府の最高諮問機関である統合高等評議会（Haut conseil à l'intégration, HCI）が設置された。1990年には、都市問題省庁連絡会議の下に、同会議の決定方針を実行する都市政策担当閣外大臣が設置され、「都市政策」（Politique de la ville）として郊外問題解決に向けた取り組みが実施されるようになった。2003年に、都市政策の枠組みの下、全国的な目標を定めて長期的な視点で荒廃した郊外地区を再生することを目的として、都市再生全国機関（Agence nationale pour la rénovation urbaine, ANRU）が設置された。また、社会福祉基金（FAS）は2001年に「統合並びに反差別のための行動支援基金」（Fonds d'action et de soutien pour l'intégration et la lutte contre les discriminations, FASILD）に改組され、社会投資の力点を移民の社会統合と差別対策へ移した。そして、FASILDは2006年に社会結束・機会均等庁（Agence pour la cohésion sociale et l'égalité des chances, ACSE）へと発展した。

一方で、政府は移民の社会統合を促進するためのプログラムの開発に力を入れるようになった。2003年には移民の社会統合を推し進める視点から、フランスに正規滞在が許された新規入国者に対する受入統合契約（Contrat d'accueil et d'intégration, CAI）の制度を試験的に導入した。これは、フランス社会への溶込みに必要で最小限のフランス語研修と公民教育研修などからなるものである。

2005年には、移民局（Office national d'immigration, ONI）が外国人・移民受入庁（Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations, ANAEM）に改組された。続いて、差別対策及び監視機関として差別対策・平等促進高等機関（Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité, HALDE）が設立された。

同年秋にフランス全土に広まった移民系の若者による暴動に衝撃を受けた政府は、2006年に法律<sup>21</sup>により入国滞在庇護法典（Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, CESEDA）などを改正し（2006年の移民法改正）、家族呼寄せで来仏する家族への滞在許可の条件や、フランス人との婚姻者への国籍付与の条件を厳

---

<sup>21</sup> 「移民及び統合に関する2006年7月24日法」（Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration）

格化し、不法滞在者の正規化措置を禁止するなど移民流入および滞在の規制を強化する一方、有用な技能や資格を持つ外国人を対象とし新たな滞在許可を付与するという移民の選択的受入れを導入した。なお、この移民法の改正は、法案が提出された当時の内相の名を借り、通称サルコジ法と呼ばれている。

2007年に行われた大統領選挙で、内務大臣であったサルコジ氏がフランス共和国新大統領に当選した。サルコジ大統領は、国民の出自の多様性に配慮し、移民に出自を持つ女性3人を大臣に任命した<sup>22</sup>。サルコジ大統領は、また、同年に外国人の入国・在留管理だけでなく移民の社会統合問題も所管する独立した省庁として移民・統合・国家アイデンティティ・連帯開発省（*ministère de l'Immigration, de l'Intégration, de l'Identité nationale et du Développement solidaire*、通称移民省）を設置した。同年に移民法を改正し、移民のフランス社会への統合を一層促すため、受入統合契約を原則としてすべての新規移民を対象に義務化した。また、政府は、同年、生活環境が荒廃した郊外地区の環境改善のため都市政策の一つとして社会結束都市契約（*contrats urbains de cohésion sociale, CUCS*）を導入し、自治体は国と協力して困難な状況を抱える地区の環境改善に取り組むこととなった。その枠組みの中で、移民やその子弟の人口が多い地区においては、フランス語研修、権利に関する講習会や就職支援など住民の出自の多様性に応じた社会参入の支援プログラムが実施されている。

その後、2009年には、外国人・移民受入庁(ANAEM)の業務全般と社会結束・機会均等庁(ACSE)における受入統合契約のフランス語研修に係る業務を移管・統合したフランス移民統合局（*Office français de l'immigration et de l'intégration, OFII*）が設置された。2010年9月、女性の自由を抑圧し、女性の威厳や尊厳を傷つけ、共和国理念の重要な要素である非宗教性（ライシテ、*laïcité*）と男女平等及び人権に反する行為として、公共の場において顔を覆い隠す行為を禁止する法律<sup>23</sup>（通称、ブルカ禁止法）が可決され、2011年4月から施行される。これはムスリム女性<sup>24</sup>が着用するベールのうち顔全体を覆い隠す種類のベール（ブルカとニカブ）をすべての公共の場において着用を禁止するものである。

2010年11月には、サルコジ大統領による内閣改造の結果、移民・統合・国家アイデンティティ・連帯開発省が廃止され、再び移民の入国管理及び社会統合分野の所管は内務省（*ministère de l'Intérieur, de l'Outre-mer, des Collectivités territoriales et de l'Immigration*）に移された。その理由の一つとして、政府が2009年11月から2010

---

<sup>22</sup> モロッコ人とアルジェリア人を父母に持つ移民二世のラシダ・ダティ（*Rachida DATI*）氏を法務大臣に、アルジェリア移民二世のファデラ・アマラ（*Fadéla AMARA*）氏を都市政策担当閣外大臣に、そしてセネガル生まれのラマ・ヤド（*Rama YADE*）氏を人権担当閣外大臣に登用した。

<sup>23</sup> フランス語名称：Loi n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public

<sup>24</sup> フランスのムスリム人口は約550万人（フランスの人口の8%）とドイツのムスリム人口（約430万人、人口比率5.2%）を上回り、欧州で最も多いムスリム人口を抱える（2010年6月29日付けル・フィガロ紙による）。なお、実際にブルカやニカブを被るフランスのムスリム女性は2,000人程度しかいないとされる。

年1月まで行った「国民アイデンティティに関する大討論」(Grand débat sur l'identité nationale)が影響を与えたとされる。この討論では、フランス人の出自の多様性を踏えたアイデンティティについて国民的議論により共有し、国民のさらなる結束を意図したが、実際には、フランス社会へどうしても統合できないグループである移民とその子弟らへの批判が高まり、結局、フランス人と移民出身者との溝を深くするような側面を露呈した。一つの省の名称に「移民」と「国家アイデンティティ」の二つの言葉を用いることが、移民排除を想起されかねないことを政府が恐れたことが、移民省の廃止の背景にあるとされる。

このようにフランスの移民政策において、移民の社会統合を促進する施策が強化されていると同時に、共和国理念の尊重を国民に求める動きが見られる。

一方、難民受入れの分野では、2007年にフランス難民及び無国籍者保護局(OFPRA)の行う難民認定に対する不服申し立てを扱う行政裁判所として、従来の難民訴訟委員会(CRR)を格上げし庇護権全国裁判所(Cour nationale du droit d'asile, CNDA)を設置し、現在に至っている。

また、フランス国籍取得については、一時期、フランスで生まれた外国人の子弟に対して、ペーパー・ドライバーならぬペーパー・フランス人を生み出さないために、成人時に自動的にフランス国籍を付与せず、帰化申請手続きによって付与するという方針が採られたが、現在では、その方針は修正され、フランスで生まれた外国人子弟は少なくとも5年のフランス滞在を条件に18歳になれば自動的にフランス国籍を取得することができるようになっている。



移民関連年表（1945年～）

年	出来事
1945	移民局（ONI）設立
1952	フランス難民及び無国籍者保護局（OFPRA）と難民訴訟委員会（CRR）の設立
1956	アルジェリア出身労働者のための住宅建設全国会社（SONACOTRAL）設立
1958	社会福祉基金（FAS）設立
1963	SONACOTRAL が移民労働者のための住宅建設全国会社（SONACOTRA）に改組
1968	5月革命
1972	極右政党「国民戦線」（FN）結成
1973	第一次石油危機
1974	新規移民労働者受入れ停止
1978	移民労働者宿泊施設（FTM）の家賃不払い運動がピーク
1982	パリ郊外ナンテールのギュタンベール団地事件
1983	リヨン郊外マンゲットの団地衝突事件
1984	NPO「SOS 人種主義」（SOS Racisme）結成
	都市問題省庁連絡会議（CIV）と都市連帯基金の設置
1988	都市問題諮問委員会（CNV）設置
1989.9	スカーフ事件発生
.12	統合高等評議会(HCI)設置
1990	都市政策担当閣外大臣設置
1998	フランス・チーム、FIFA ワールドカップフランス大会優勝
2001	FAS は「統合並びに反差別のための行動支援基金」（FASILD）に改組
2003.7	受入統合契約（CAI）を試験的導入
.8	都市再生全国機関（ANRU）設置
2005.1	移民局（ONI）が外国人・移民受入庁(ANAEM)に改組
.5	差別対策・平等促進高等機関（HALDE）設置
.10～11	移民系若者らによる暴動事件
2006.5	FASILD が社会結束・機会均等庁(ACSE)へと発展。
.7	移民法改正
2007.1	アドマ（Adoma）設立
.5	移民省設立、社会結束都市契約（CUCS）を導入
.12	移民法改正、CRR を庇護権全国裁判所（CNDA）に改組
2009.4	ANAEM がフランス移民統合局（OFII）に改組
.11	国民アイデンティティに関する大討論が行われる（～2010.1）
2010.4	ブルカ法可決
.11	移民省廃止。移民政策は再び内務省の管轄へ。

#### 第4節 現在の移民の状況

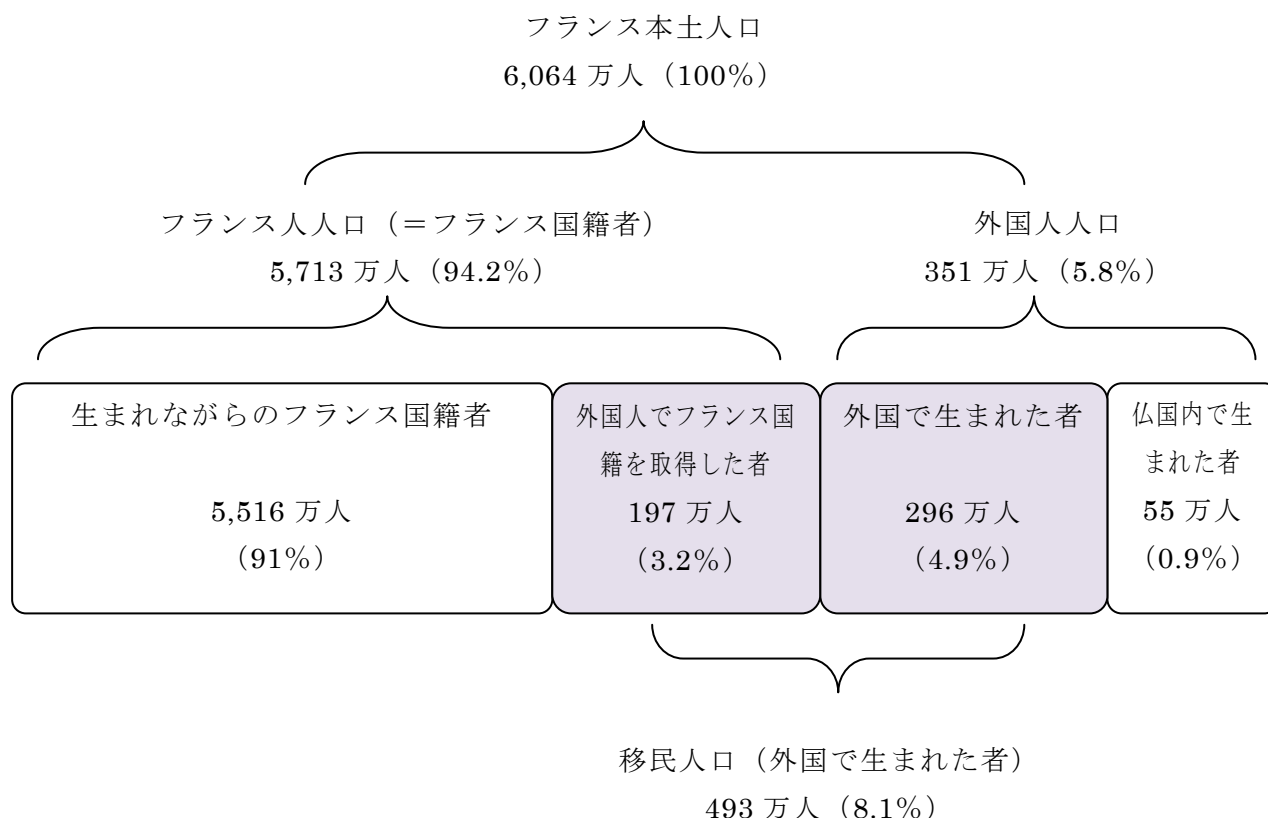
前章での移民の定義に従って、移民及び外国人の現在の人口構成、移民出身国、移民の人口分布について、統計の数字を用いて紹介する。

前章第3節で示したフランス人、移民、外国人の相関関係をもとに、フランス人、移民及び外国人の人口数、割合などを入れ、再整理したのが図表5である。外国人がフランス総人口に占める割合は5.8%で、そのうち、主に移民二世に該当する仏国内で生まれた外国人の占める割合が0.9%となっている。次に、移民が占める割合は8.1%となっており、フランスで外国に出自を持つ人口が占める割合は、約9%である。この外国に出自を持つ人口の割合について注意すべき点が3つある。最初、この中には生まれながらにフランス国籍を取得している移民の子弟が含まれていないことである。移民の子弟の97%はフランス国籍を取得しており、移民を出自に持つ人々は世代を経るごとに次々にフランス人になっている。次に、外国に出自を持つ人たちの人口分布に大きな偏りがあることに考慮しなければならない。とりわけ首都圏の産業生産の拠点であるパリ郊外に多く集住しており、パリを含むイル・ド・フランス州における移民人口の割合は16.7%と他の州を大きく上回る(図表6参照)。移民が集まって住む郊外都市においては、例えば、後章で紹介するパリ郊外のオーベルヴィリエ市(Aubervilliers)の人口に占める外国人の比率は35%にも達している一方で、フランスの田舎の小さな町では移民者はほとんど存在せず大きな相違が存在する。そして3つ目に考慮すべき点は、滞在許可が切れたままフランスに残っている移民をはじめとする不法滞在移民の数が含まれていないことである。不法移民者数の実態は公式には把握されないが、およそ20万から40万人ほどいるとも言われている<sup>25</sup>。これらの点を考慮すると、フランスにおいて外国になんらかの出自を持つ人口の割合と規模は、統計上の数字をはるかに超えていると同時に、地域間の違いも統計上より実際は大きいと推測される。

---

<sup>25</sup> Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration", Rapport au Parlement, 2009, p.82.

(図表 5) フランス本土の外国人と移民人口 (2004-2005 年)



※INSEE, “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005,” 2006 に基づき作成。

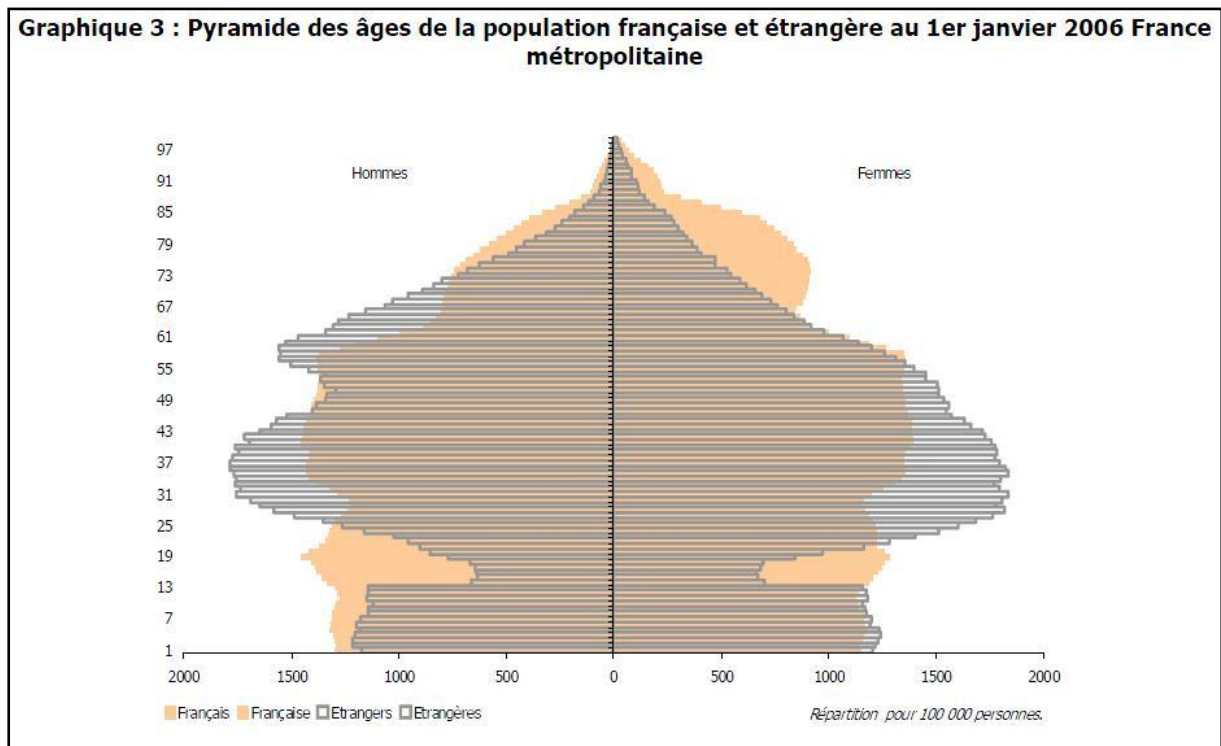
※図中の ( ) はフランス本土人口全体に占める割合を示す。

次に、移民の年齢構成であるが、外国人の年齢構成を参考として見てみる。フランス本土の外国人とフランス人の人口ピラミッドを比較して示したのが図表 6 であるが、労働者とその家族が主にフランスにやってくることから、外国人は 20 代後半から 60 歳の就労年齢層が多いことがわかる。外国人の平均年齢は 38.9 歳と、フランス人の平均年齢 39.8 歳と比べると若い。とりわけ、女性においては、外国人平均年齢が 38 歳とフランス人の 41.4 歳と大きな差がある。外国人の人口ピラミッドにおいて、65 歳以上の高齢層及び 14 歳から 17 歳までの青年層の数が少ないのは、それぞれの層においてフランス国籍を取得してフランス人になる者が多いことが要因の一つと考えられている。

次に、フランスにやってくる移民の出身国の構成は図表 7 のとおりである。全体の傾向としては、アルジェリア、モロッコ、チュニジアのマグレブ 3 国から来る移民の数が増加しているほか、トルコ、イギリスそして中国からの移民も増えている。一方、ポルトガル、イタリア、スペインなどのフランス近隣諸国からの移民は減ってきている。このように、近隣諸国よりむしろ、遠方の国から来る移民の数が増える傾向にあり、文化圏で見るとイスラム文化圏から来る移民の割合が高くなってきている。

(図表 6)

外国人とフランス人の人口ピラミッド (2006年1月1日現在)



※出典：Ministère de l'Immigration, de l'Intégration, de l'Identité Nationale et du Développement solidaire, "La population étrangère résidant en France," Infos migrations numéro 10, 2009, p.4

タイトル:「フランス人と外国人の人口ピラミッド(2006年1月1日、フランス本土)」

凡例：左半分は男性、右半分は女性を表す。

肌色の棒グラフはフランス人、青色の棒グラフは外国人。

(図表7)

## 移民出身国主要 15 カ国の推移(本土)

(単位:千人)

主要 15 カ国	1999 年	2004-2005 年	増減比
欧州地域	1,660	1,627	-2.0%
近隣欧州諸国	1,486	1,417	-4.9%
ポルトガル	570	565	-0.9%
イタリア	381	342	-11.4%
スペイン	317	280	-13.2%
ベルギー	93	102	8.8%
ドイツ	125	128	2.3%
イギリス	75	120	37.5%
ポーランド	99	90	-10.0%
非欧州地域	1,667	2,001	16.7%
北アフリカ	1,353	1,583	14.5%
アルジェリア	576	677	14.9%
モロッコ	521	619	15.8%
チュニジア	202	220	8.2%
セネガル	54	67	19.4%
アジア	278	362	23.2%
トルコ	176	225	21.8%
ベトナム	72	73	1.4%
中国	30	64	53.1%
マリ	36	56	35.7%
(参考) その他	979	1,302	24.8%
合計	4306	4,930	12.7%

※INSEE, “Recensement de la population 1999,” “Enquêtes annuelles de recensement de 2004 et 2005”に基づき作成

移民人口の州別の分布であるが、国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques, INSEE) が行った 2004 年と 2005 年の人口調査によると、移民全体のうちパリとその近郊を含むイル・ド・フランス州に住む割合がおよそ 40%、フランス第二の都市リヨンやイタリアと国境に近いグルノーブル市などを含むローヌ・アルプ州に住む割合が 11%、そして地中海を挟んで北アフリカと面している大規模港湾都市マルセイユ市を含むプロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州に住む割合が 9%と、この三つの州だけでフランスに住む移民のおよそ 60%が

住んでいる。そして、各州の人口に占める移民の割合で見ると、イル・ド・フランス州が 16.7%で最も高く、アルザス州、プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州、ローヌ・アルプ州、ラングドック・ルシオン州、コルス州が 9%台と続く一方で、ブルターニュ州、バス・ノルマンディ州、ペイ・ド・ラ・ロワール州などは移民人口の占める割合が総じて低く、その割合は 2%台である（[図表 8、9 参照](#)）。

続いて、移民の出身別で見ると、INSEE の 1999 年のデータによれば<sup>26</sup>、スペイン出身の移民の 19.8%がスペインと接するラングドック・ルシオン州に居住しており、イタリア出身の移民の 39.9%がイタリアに地理的に近いローヌ・アルプ州とプロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州に居住している。一方、アルジェリア出身の移民は首都圏の産業集積地であるセヌ・サン・ドニ県（イルド・フランス州）や北部の炭坑や製鉄業が盛んなノール県（ノール・パ・ド・カレ州）以外にもブシュ・ドゥ・ローヌ県（プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州）やローヌ県（ローヌ・アルプ州）などの北アフリカに近い都市にも集住している。サハラ以南のアフリカ諸国やアジア諸国出身の移民の 60%は、イル・ド・フランス州に住んでおり、主にサービス業に従事している。このように、移民労働者は、経済活動が活発であり出身国に近い地域に集まる傾向がある。

---

<sup>26</sup> INSEE, “Les immigrés en France, édition 2005”, 2005, p.138-139

(図表 8)

人口に占める移民の割合(本土州別、2004-2005 年)

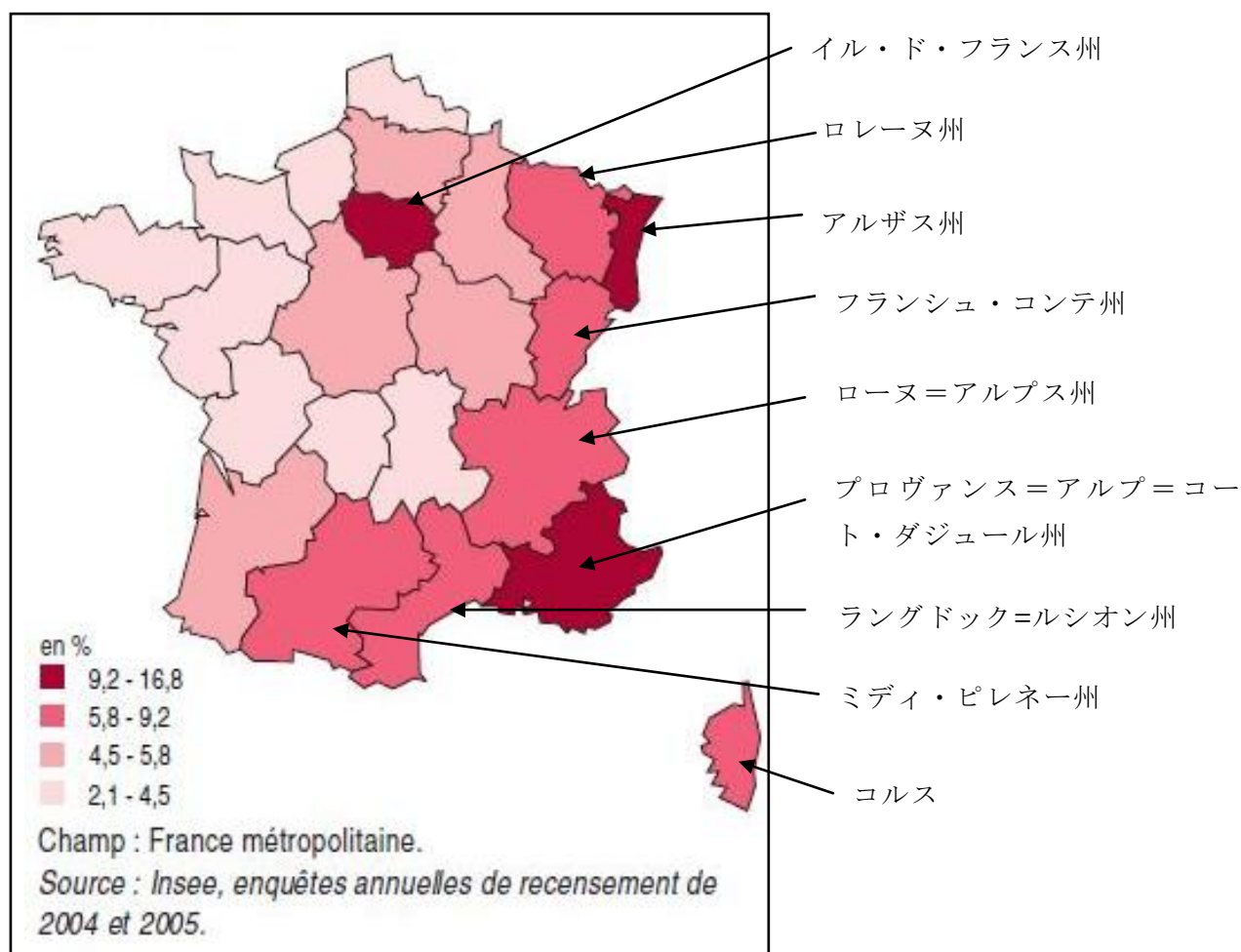
(単位:%)

州	割合
イル・ド・フランス	16.7
アルザス	9.9
プロヴァンス・コート・ダ・ジュール	9.7
ラングドック・ルシオン	9.2
ローヌ・アルプ	9.2
コルス	9.1
ロレーヌ	7.4
ミディ・ピレネー	7.0
フランシュ・コンテ	6.7
アキテーヌ	5.8
シャンパーニュ・アルデンヌ	5.6
ブルゴーニュ	5.5
サントル	5.4
オーベルニュ	4.5
ノール・パ・ド・カレ	4.5
ピカルディ	4.5
リムザン	4.3
オート・ノルマンディ	4.1
ポワトゥ・シャラント	3.1
ペイ・ド・ラ・ロワール	2.6
バス・ノルマンディ	2.3
ブルターニュ	2.2
フランス本土	8.1

※INSEE, “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005,” 2006 に基づき作成

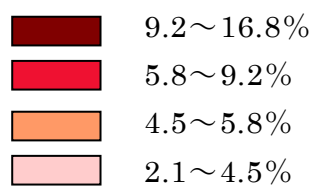
(図表 9)

フランス本土における移民が占める割合（本土州別、2004-2005年）



※出典：INSEE, “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005,” INSEE Première numéro 1098, 2006年, p.3

凡例：人口に占める移民占める割合は次の通り。





### 第3章 各種政策

本章では、移民に係わる主な政策について説明する。まず、フランスに入国、滞在する人の管理に関係する5つの制度（査証制度、滞在許可制度、労働許可制度、難民認定制度、国籍付与制度）について紹介する。次に、フランスに来た移民のフランス社会への溶け込みの促進や、しばしば移民とその子弟も含まれるが、社会経済的ハンディ・キャップを抱えやすい人々の社会参入支援などを通して、均衡のとれた社会づくりを目指す社会統合支援について紹介する。

#### 第1節 移民管理施策

本節では、外国人の入国者及び滞在者の資格、保護、地位に関する分野の行政について、査証制度、滞在許可制度、労働許可制度、難民認定制度、国籍制度の順序で説明する。なお、本節で紹介する分野は日本と同様にいずれも国が権限を担っている。

##### 1 査証制度

（査証の種類）

一般に、外国人がある国に入国しようとするときに、その者が入国するに適するかどうかの身元審査が事前に行われる。これを査証制度と呼び、入国滞在庇護法典（Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, CESEDA）により規定されている。フランスにおける査証の種類は、シェンゲン査証（短期滞在査証、90日未満）

<sup>27</sup>、長期滞在査証（90日以上）、海外県・海外領土査証の3種類に大別されるが、査証が発行されたからと言って現地における入国審査は免除されず、最終的な入国可否の判断は、国際線が乗り入れる空港、駅や港などで入国審査を行う入国管理官の判断にゆだねられる。

査証はフランスに入国するすべての外国人が対象となるのが原則だが、シェンゲン条約加盟国出身者及び日本など査証免除についてフランスとの二国間協定を結んでいる国の出身者については査証の取得が免除される。

---

<sup>27</sup> シェンゲン査証は、シェンゲン条約に加盟している国（次注参照）に入国する場合、その国の査証をとれば、その査証一つでシェンゲン条約加盟国内を自由に往来できる査証のこと。シェンゲン査証を取得していれば、観光、商用などを目的とする短期滞在（6ヵ月間で最長90日）については、どの加盟国でも自由に移動することができる。シェンゲン条約加盟国1国のみを訪問する場合は、その国の大使館か領事館で申請し、加盟国を2ヵ国以上訪問する場合は、主な滞在先となる国の大使館か領事館へ申請をする。ただし、フランスの場合、シェンゲン査証では海外県・海外領土

（DOM-TOM）であるグアドループ、マルティニーク、フランス領ギアナ、レユニオン、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアには滞在できない。これらの海外県・海外領土に滞在するには、海外県・海外領土査証が必要となる。

#### (シェンゲン査証)

シェンゲン査証は、トランジット査証と短期滞在査証の二種類に大別される。このシェンゲン査証は査証交付件数の約 85%を占めている。トランジット査証は空港トランジット査証と非空港トランジット査証にさらに細分されるが、トランジット査証は、外国から外国へ向かうためにシェンゲン条約加盟国<sup>28</sup>に、乗り継ぎ等により一時的に立ち寄るために交付される査証であり、有効期間はそれぞれの立ち寄り国において5日間であり、中近東やアフリカなどの一部の国の出身者にその取得が求められる。

一方、短期滞在査証は、観光、短期研修、家族・親族訪問、経済活動などの目的でフランス及びシェンゲン条約加盟国において、帰国を前提とする最長3か月にわたる滞在のための入国を許可するものである。なお、2010年からシェンゲン査証申請者の生体認証データをシェンゲン協定加盟国間で共同管理を行う VIS(Visa Information System)が導入され、短期滞在査証にかかる審査の適正化と効率化が進められている。

#### (長期滞在査証)

長期滞在査証には、6か月臨時長期滞在査証 (visa de long séjour temporaire de 6 mois) と長期滞在査証 (visa de long séjour) の二種類がある。6か月臨時長期滞在査証は、3か月から6か月にわたる滞在期間に限ってフランスへの入国を認めるもので、この査証で入国する場合は、滞在期間が3か月を超えても査証の有効期間内であれば滞在許可証取得の手続きは免除される。この査証が想定している対象者は、帰国を前提としている滞在中で、主に短期間の留学に来る学生に利用されている。

一般の長期滞在査証は、3か月を超えて最長1年間フランスに滞在するための入国を認めるものである。また、入国後、滞在の許可(臨時滞在許可証及び「能力と才能」滞在許可証)を得るために、長期滞在査証の取得が原則必要となり、入国後2か月以内に滞在許可証の交付申請をしなければならない。ただし、2009年6月1日から滞在許可の手続きの一部簡素化が導入され、その結果、フランス人の配偶者、学生、給与取得者、臨時労働者、訪問滞在中の5つのカテゴリーに該当する査証を持つ者については、(通常滞在許可が必要となる)3か月を超える滞在中かつ1年未満内においては、査証の有効期間内であれば滞在許可の手続きの申請は不要となった。

また、家族呼寄せの枠組み(後述)で来仏する外国人配偶者や成人家族は長期滞在査証の交付の条件として、査証を交付する国で来仏前に、フランスの尊ぶ価値観を学ぶ研修やフランス語研修を受講しなければならない(家族のための受入統合契約(後述))。

---

<sup>28</sup> シェンゲン条約加盟国は次のとおり(2011年3月現在)

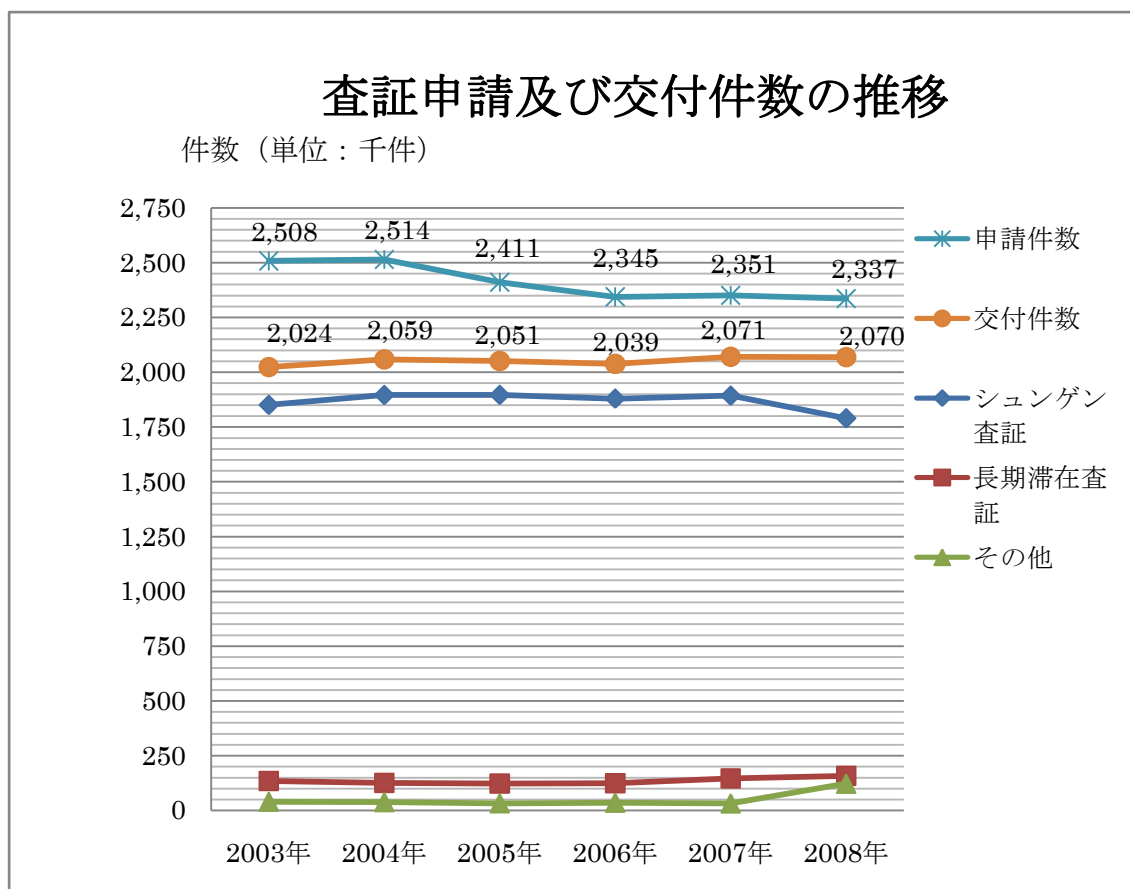
ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ、スロバキア、スロベニア、スイス、スウェーデンの 25 カ国。

(査証交付数の推移)

査証交付数の近年の推移として、交付数全体では 230 万件を超える水準で安定している (図表 10 参照)。シェンゲン査証は横ばいあるいはやや減少に転じている一方、長期滞在査証が増加傾向にある。特に 2007-2008 年間のシェンゲン査証の減少傾向については、2007 年末に 9 カ国、そして 2008 年にスイスが新規にシェンゲン条約加盟国に加盟して拡大したことのほか、経済危機の影響とされている。一方、長期滞在査証の増加要因としては、まず学生への査証交付件数の伸びが高いこと (2008 年は前年比 12.1%増)、フランス人を配偶者に持つ外国人への査証交付件数が伸びていること (2003 年から 2008 年の間に 60%以上増加)、そして、難民とその家族への査証交付件数が伸びている (2003 年から 2008 年の間に 3 倍増) ことなどが挙げられる。学生査証交付件数増については、世界中からフランスに学生を呼び込むために海外に設置されているフランス・キャンパス事務所 (Agence Campus France) による活動の成果が大きい。このフランス・キャンパス事務所は現在、およそ世界 80 カ国に展開しており、世界から優秀な学生を発掘しつつフランスの高等教育機関に呼び込んでいるが、滞在許可証交付状況からは中国出身者が多く占めているものと推測される。そして、フランス人の外国人配偶者への交付件数の増加は、海外に住むフランス人との結婚の増加によるもので、難民とその家族への交付件数については難民認定数の増加によるものである。一方で、移民労働者家族への査証交付件数は年々減ってきている (2003 年から 2008 年の間に約 25%減)。

移民労働者家族への滞在許可交付件数の減少の背景に、2006 年の移民法改正がある。これによって、家族を呼び寄せることができる条件が厳しくなったこと (詳細は後述) が移民労働者家族への査証交付が減少したことの主な背景にあると考えられる。なお、査証交付における上記の傾向は、査証制度と密接に関連している滞在許可証の交付状況においても見られる。

(図表 10)



※ Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.22 より作成。

## 2 滞在許可制度

(概要)

滞在許可の制度は、査証制度と同様に入国滞在庇護法典 (CESEDA) により規定されている。18 歳以上の外国人で 3 か月以上フランスに滞在しようとする者は、原則として、滞在許可を得ないと正規の滞在が認められない。また、18 歳未満であっても 16 歳以上で就労を行う者は、滞在許可証の取得が必要になる。しかし、欧州における国際間の取決めにより、欧州経済領域<sup>29</sup>に属する国とスイス連邦の出身者のほか、アンド

<sup>29</sup> 欧州経済領域 (英語: European Economic Area 略称 EEA、フランス語 Espace économique européen 略称 EEE) は、欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国が欧州連合 (EU) に加盟することなく、EU の単一市場に参加することができるように、1994 年 1 月 1 日に EFTA と EU との間で発効した協定に基づいて設置された枠組み。現在 EEA には、スイスを除く EFTA 加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと、EU27 か国が欧州共同体 (EC) の枠組みとして参加している。EEA とシェンゲン条約及び EU

レ公国、モナコ公国、サンマリノ共和国、バチカン市国出身者は、滞在許可証の取得は免除されている。したがって、例えば、シェンゲン条約に加盟していないイギリスからの移民は、査証交付を事前に受けなければならないが、欧州経済領域に加盟していることから、滞在許可を受けずにフランス国内の滞在が認められる。また、フランスの領土であったアルジェリア出身の移民についてはアルジェリアとフランスとの間で結ばれた二国間協定が優先的に適用され、その協定の枠組みのもとでフランスにおける滞在が許されている。したがって、滞在許可の一般制度の手続きの対象となる外国人は、一般に、非欧州地域及び、フランスと査証行政について二国間協定を結んでいる関係国を除くアメリカやアジア、オセアニア、アフリカ諸国の出身者となる（ただし、欧州地域でも、2007年にEU加盟と同時に欧州経済領域に加盟したルーマニアとブルガリアについては、経過措置が取られており、2014年1月まで滞在には許可が必要となる（後述））。なお、滞在許可・在留管理行政を担っているのは、内務省が所管しているフランス移民統全局（OFII）である。

滞在許可には臨時滞在許可証、「能力と才能」滞在許可証、長期滞在許可証と退職者滞在許可証の4種類があり、それぞれに有効期限が設けられており、有効期限を超えて滞在する場合は、その都度、滞在許可の更新あるいは変更を行わなければならない。また、滞在許可の更新の際は、滞在許可の条件を順守していることが必要となる。この4つの滞在許可証のうち、臨時滞在許可証と長期滞在許可証は滞在目的等によりそれぞれ12種類と2種類に区分けされる（[図表 11 参照](#)）。また、すべての滞在許可証は、法律により、滞在目的ごとに、職業、家族、学生、人道、その他の5つに分類整理され、学生以外の4つの区分においてはさらに細かく区分されている（[図表 12 参照](#)）。なお、滞在許可を申請してから正規滞在許可証が交付されるまでの間は仮滞在許可証が発行される。なお、滞在許可証は常時携帯が義務付けられている。

---

の加盟国の相関関係は[図表 13](#)のとおり。

(図表 11)

滞在許可証の種類 (欧州経済領域国とスイス連邦出身者へ交付される滞在許可証を除く)	備考	
	CAI	労働許可
臨時滞在許可証 (carte de séjour temporaire)		
訪問滞在者 (visiteur)	○	
学生 (étudiant)	○	②
研修生 (stagiaire)	○	
学術研究者 (scientifique)	○	③
芸術・文化活動者 (profession artistique et culturelle)	○	①
給与所得者 (salarié)		①
臨時労働者 (travailleur temporaire)		①
職人、商業従事者及び企業経営者 (profession artisanale, commercial ou industrielle)	○	
自由業者 (non-salarié)	○	
給与所得派遣者 (salarié en mission)	○	①
季節労働者 (saisonnier)		①
私生活と家族 (vie privée et familiale)	○	②
「能力と才能」滞在許可証 (carte de séjour « competences et talents »)		③
長期滞在許可証 (carte de résident)		
長期滞在許可証 (carte de résident)		②
EC 長期滞在許可証 (carte de résident de longue durée-CE)		②
退職者滞在許可証 (carte de séjour « retraité »)		

※国の行政情報が掲載されているフランス政府公式サイト

<http://www.service-public.fr/>等に基づき作成

○：受入統合契約の対象となる者。○印が付いていない臨時滞在許可のカテゴリーに属する者は、帰国することが前提とされ受入統合契約の対象から除外されている。また、長期滞在許可証ではない「能力と才能」滞在許可証についても、高度な専門能力を有する者の受入れで特別の審査があることから、同じく受入統合契約の対象から外されている（詳細は後述の「受入統合契約を参照」）。

①：通常の労働許可制度が適用される者

②：労働許可を受けなくても就労ができる者

③：通常の労働許可制度とは別に就労について審査が行われる者

(図表 12)

## 滞在許可証の法定滞在目的区分と 2008 年の交付実績 (\* 1)

法定滞在目的区分		交付件数
A) 職業者 (professionnels)	1 「能力と才能」滞在許可 (compétences et talents)	182
	2 自由業者 (actif non salarié)	224
	3 科学者 (scientifique)	1,918
	4 芸術家 (artiste)	285
	5 被用者 (salarié)	11,675
	6 季節労働者および臨時労働者 (saisonnier ou temporaire)	7,026
小計 (A)		21,310
B) 家族 (familiaux)	1 フランス国籍者の家族 (famille de Français) (* 2)	48,563
	2 呼寄せ家族 (membre de famille) (* 3)	17,214
	3 個人的及び家族・親戚的つながり (liens personnels et familiaux) (* 4)	15,400
小計 (B)		81,177
C) 学生 (étudiants)	学生及び実習生 (étudiant et stagiaire)	52,073
D) その他 (divers)	1 訪問者 (visiteur)	4,458
	2 未成年外国人 (étranger entre mineur)	2,996
	3 例外的許可滞在者 (admission exceptionnelle au séjour)	1,858
	4 労働災害年金受給者 (rente accident du travail)	99
	5 旧軍人 (ancien combattant)	193
	6 退職者及び年金受給者 (retraité ou pensionné)	1,379
	7 その他 (motifs divers)	440
小計 (D)		11,423
E) 人道 (humanitaires)	1 亡命者及び無国籍者 (réfugié et apatride)	10,265
	2 難民認定者及び被補足的庇護者 (asile territorial/protection subsidiaire)	730
	3 傷病外国人 (étranger malade)	5,692
	4 人身売買被害者 (victime de la traite des être humains)	18
小計 (E)		16,705
合計		182,688

※ 出典 : Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.58

\* 1 : すべての滞在許可証交付件数を法定滞在目的区分で集計したもの (臨時、長期含む)

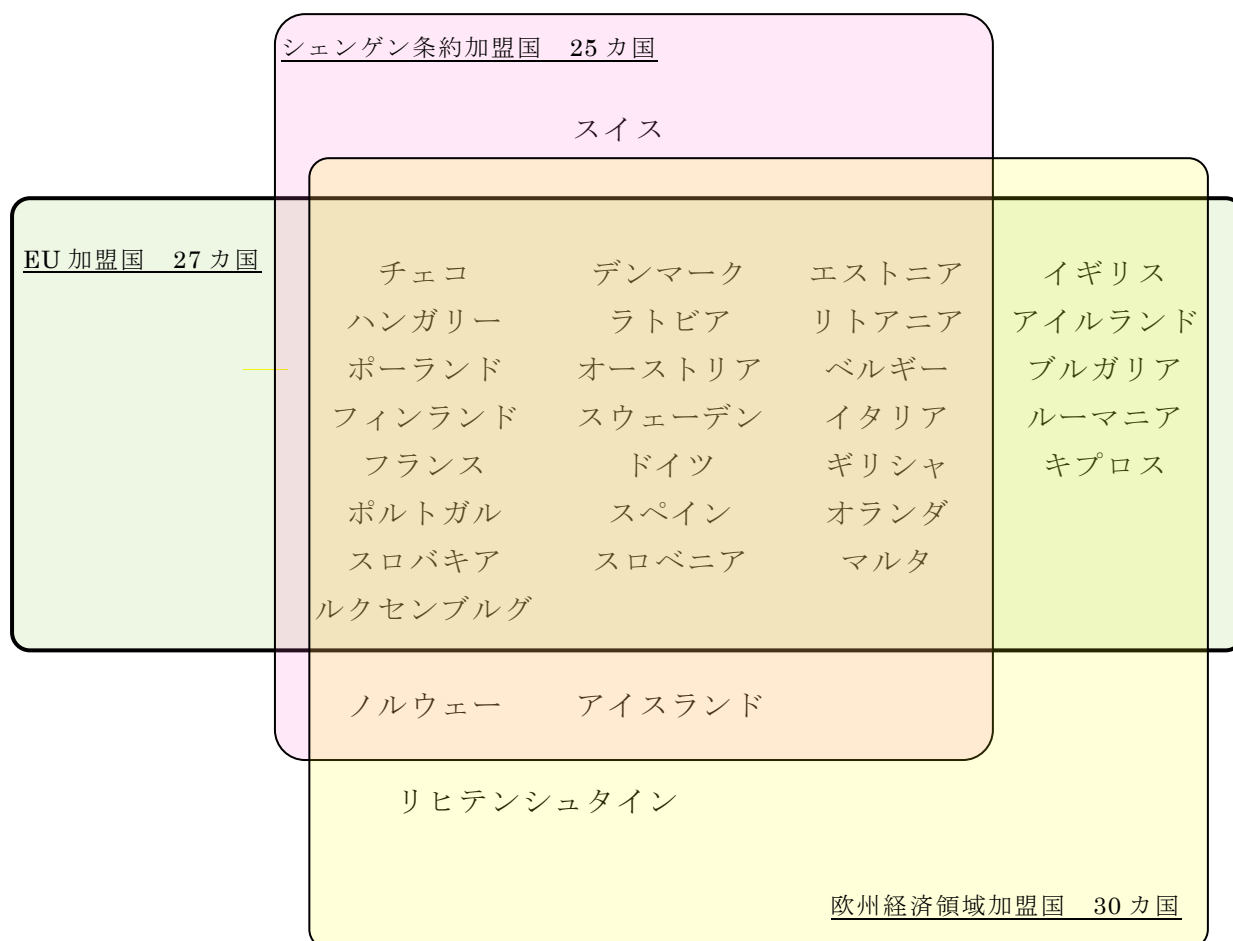
\* 2 : フランス国籍者と結婚した外国人配偶者やその子と呼び寄せる場合。

\* 3 : 正規滞在外国人が外国人である配偶者や子どもと呼び寄せる場合。

\* 4 : \* 2、\* 3に該当しない場合。たとえば、親族と呼び寄せる場合など。

(図表 13)

欧州経済領域 (EEA)、シェンゲン条約加盟国及び EU の相関関係



※スイスは欧州経済領域に参加していないが、EU と協定を結び、欧州経済領域に準じた扱いとなっている。

※アンドラ公国、モナコ公国、サンマリノ共和国、バチカン市国については、欧州経済領域加盟国ではないものの、フランス政府によって、滞在許可については欧州経済領域国と同様に取り扱っている。

※ブルガリアとルーマニアについては、欧州経済領域に属するが、2007 年に加盟した新規 EU 加盟国のため、経過措置として 2014 年まで、両国出身の移民労働者は（労働許可が必要なため）滞在許可を受けなければならない。

(近年の推移)

滞在許可証交付数の推移を見てみると、全体交付数は近年では 18 万件前後で推移している (図表 14 参照)。法定滞在目的別で見ると、「家族」の区分が最も多く、全体の滞在許可証交付件数の半数に近い数を占めている (図表 12 参照)。その中でも、「フランス国籍者の家族」の種別で交付を受ける件数が 48,563 件と最も多い。一方、同じく

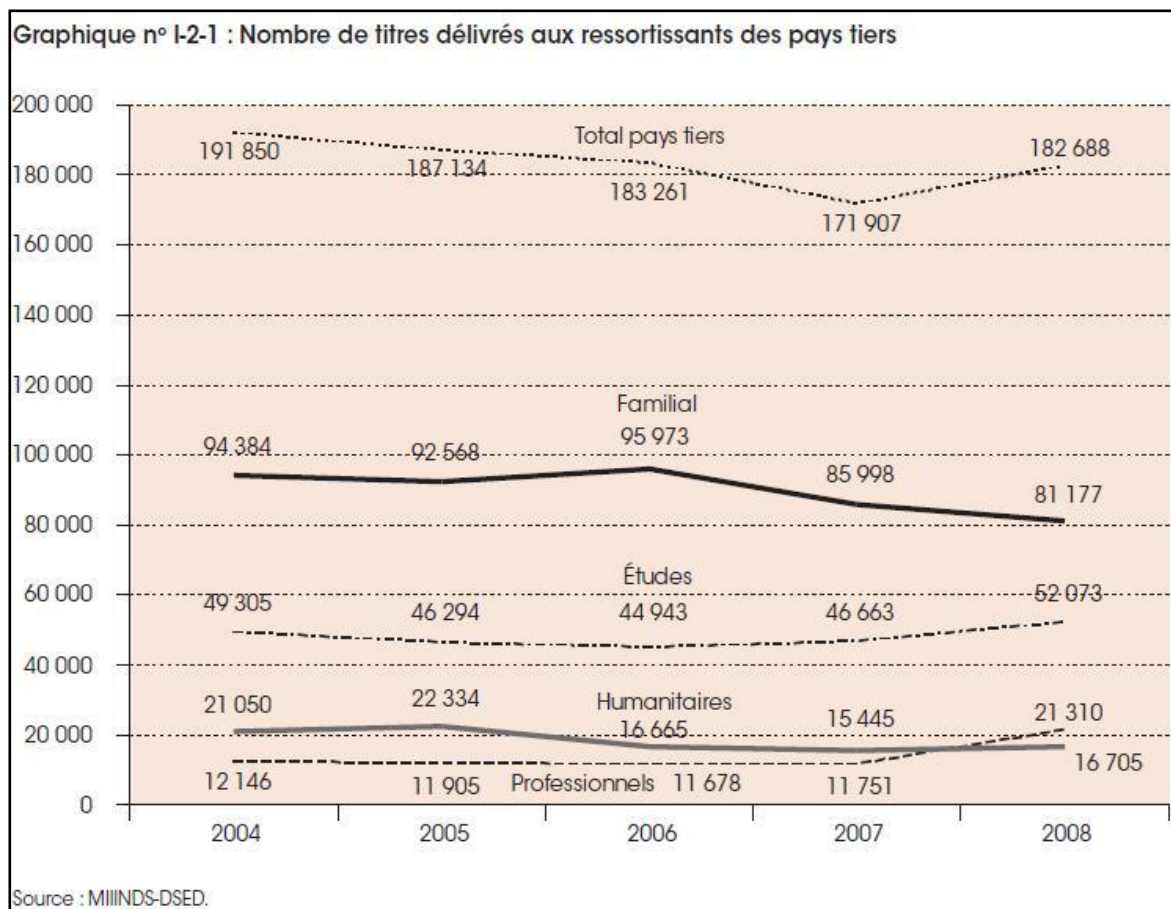


「家族」の区分に属する呼寄せ家族への交付件数は、「フランス国籍者の家族」の交付件数のおよそ3分の1しかなく、近年その数は減り続けており、2008年の交付件数は2004年と比べておよそ30%減少し17,214件である。次に多い法定滞在目的区分は「学生」と「職業者」であり、全体の傾向として、「家族」に対する交付数が近年減ってきているのと対照的に、「学生」と「職業者」に対する滞在許可証の交付が増えてきている。「家族」を区分とする滞在許可証の交付件数が2007年以降減っているのは、移民労働者家族への査証交付件数が減少しているのと同じ理由により、家族呼寄せの枠組みで来仏する者が減っているためと考えられる。「学生」の滞在許可証の交付件数が増えているのは、中国からの学生として入国する者が急激に増えていることが主な要因であり、「職業者」に対する滞在許可証交付件数が増えているのは、被用者として入国する者と2006年に新設された季節労働者の滞在許可証の枠組みで入国する者の増加による。被用者の増加の背景には、主に2007年に新規にEU加盟したブルガリアとルーマニア出身者の増加がある。以上より、現在、「学生」の区分で滞在許可を受ける者が最も多く、次いで「フランス国籍者の家族」、すなわちフランス人との国際結婚により滞在許可を受ける者が続く。

次に、滞在許可を受けている人を国籍別で見ると、アルジェリア、モロッコ、チュニジアのマグレブ諸国の国々がトップ3を占めていたが、中国出身者への交付数が急増し、2006年以降、中国がチュニジアを抜き滞在許可件数では第3位の座を占めている。中国出身者への滞在許可証の交付件数の増加は、「学生」の区分での滞在が急激に伸びていることによる。

(図表 14)

非シェンゲン条約国出身者への滞在許可証交付件数の推移



※ 出典 : Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.41

タイトル 第三国出身者（非シェンゲン条約加盟国出身者）への滞在許可証交付件数  
縦軸：件数、横軸：年

凡例： ..... (全体交付件数)、—— (家族)、- . - . (学生)、  
—— (人道)、- - - - (職業者)

\* 凡例の区分は図表 3 の区分に対応

(臨時滞在許可証)

最初にフランスに入国して3カ月以上国内に留まる者は、原則的に入国して2か月以内に臨時滞在許可証の申請手続きを取らなければならない。

先述のとおり臨時滞在許可証は、図表 11 のとおり、滞在目的ごとに、「訪問滞在者」、「学生」、「研修生」、「学術研究者」、「芸術・文化活動者」、「給与所得者」、「臨時労働者」、「商業従事者」、「企業経営者及び職人」、「自由業者」、「給与所得派遣者」<sup>30</sup>、「季

<sup>30</sup> 外国の企業で、フランス国内に経済活動拠点を持つ支店もしくはそのグループ企業

節労働者」<sup>31</sup>、「私生活と家族」、の 12 種類に細分される。いずれの種別においても、出身国の出国時に長期滞在査証の交付を受けていなければならないことや、臨時滞在許可の有効期間は最大 1 年間であることなどは、共通である。

(家族呼寄せ)

臨時滞在許可証の「私生活と家族」の資格は、フランスに正規に滞在し一定の条件を満たしている外国人又はフランス人が呼び寄せる自身の外国籍家族に与えられる滞在許可であるが、これで法定滞在目的区分では「家族」に区分される。法定滞在目的区分の「家族」に分類される滞在許可は、家族呼寄せのために特別な条件が課せられている。近年の推移で見たように、外国人が合法的滞在資格を得る最も一般的な法定滞在目的区分の一つとなっている。滞在許可証を得るための偽装結婚や家族の偽装のケースも目立ってきたことから、2006 年の移民法改正により、家族呼寄せの滞在許可証交付の審査条件をより厳しくした。2006 年の移民法の改正の主な内容は以下のとおりである。

1. 家族呼寄せの目的で、その者の配偶者及び 18 歳未満の子どもを呼び寄せるために必要な移民者の滞在期間を 12 か月から 18 か月に延長。
2. 家族を呼び寄せるためには、家族の必要を満たすために安定かつ十分な収入があることとされ、その額は少なくとも世帯全体の収入がフランスで給付される家族手当を除いて最低月額賃金以上であるという従来の条件に加えて、新たに家族手当以外の公的扶助の性格を持つ連帯制度 (régime de solidarité)<sup>32</sup>の中の次の手当も全収入から差し引く。
  - ① 就労促進連帯所得手当 (revenu de solidarité active, RSA)<sup>33</sup>
  - ② 特別連帯手当 (allocation solidarité spécifique, ASS)<sup>34</sup>
  - ③ 待機一時手当 (allocation temporaire d'attente, ATA)<sup>35</sup>
  - ④ 退職相当手当 (allocation équivalent retraite, AER)<sup>36</sup>
  - ⑤ 高齢者連帯手当 (allocation de solidarité aux personnes âgées, ASPA)<sup>37</sup>

---

において本国から臨時的に派遣される職員のこと。

<sup>31</sup> フランス国外に生活拠点を有している者で、国内で 3 カ月以上の季節労働の契約を持っている者。従事する業種が農業か否かは問わない。

<sup>32</sup> 失業保険制度に基づく手当 (ARE) の受給期間を終了した長期失業者や受給権利のない者に対して、最低限の収入を保障する制度。(以下、脚注 37 までは「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」(独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2010 年 5 月)からの引用)

<sup>33</sup> 日本の生活保護生活扶助に相当。

<sup>34</sup> 失業保険受給期間が終了した長期失業者を対象とした連帯手当

<sup>35</sup> 刑期終了者、無国籍者、亡命者、難民などの特殊な失業者のみを対象とする手当

<sup>36</sup> 公的年金制度に 160 四半期分 (40 年間) 拠出してきた 60 歳未満の者を対象に、年金受給開始 (60 歳に達する) まで最低限の収入を保障するもの。2010 年 1 月に廃止。

<sup>37</sup> 老齢年金の満額拠出期間を終えていない 60 歳以上の者を対象とした高齢者連帯手当

3. 家族がフランスに到着した時に、「フランスで生活」している同規模の家族が住むのに一般的と考えられる住居があることとされていたが、法改正により、基準となる家族を、その移民家族が住む「同じ地域に生活」している同規模の家族、とした。
4. 呼び寄せる家族の認定のために親子の血縁関係を明らかにする必要があると判断される場合に、定められた条件に合致する時は DNA 鑑定を実施する。

なお、法改正で導入された主な改正点4つのうち DNA 鑑定については、当時のベッソン移民大臣が最も重要な個人情報である DNA 情報を外部に漏らさないための情報管理体制の不備に懸念を示したため、DNA 鑑定の実施には至っていない（2011年3月現在）。

家族を呼び寄せる者は、家族呼寄せの申請を県の地方長官に行い、家族呼寄せの許可を得なければならない。県の地方長官はその者が家族呼寄せのできる諸条件を満たしているかの審査を行う。家族呼寄せの主な審査条件及び手続きの概要は以下のとおりである。

家族呼寄せの手続きができる外国人は、少なくとも18か月フランスに正規の資格で滞在していなければならない。次のいずれかの滞在許可証またはその仮滞在許可証を保持していることが求められる。①有効期間が1年である臨時滞在許可証、②長期滞在許可証、③EC長期滞在許可証（carte de « résident de longue durée- CE »）。家族呼寄せができる対象者は18歳以上の配偶者及びその夫婦の18歳未満の子どもであるが、原則としてその家族構成員全員の呼寄せであり、子どものための利害に係る理由に限って特別にその家族の一部の呼寄せが認められる。また、家族を呼び寄せる者は、呼び寄せる家族を養うだけの十分な資力を証明する必要があるだけでなく、呼寄せ家族のために適切な居住環境を備えていることを証明しなければならない<sup>38</sup>。申請者に家族呼寄せの許可が出た場合、6か月以内に家族呼寄せ対象者はその国の大使館に赴き査証（家族呼寄せ用短期滞在査証）の交付申請を行い、査証交付後3か月以内に家族はフランスに入国しなければならない。査証交付の手続きの枠組みで、呼寄せ対象の家族（ただし、16歳以上65歳未満の者）は、出身国でフランス社会への統合のための研修を受講しなければならない。フランスに入国した呼寄せ家族には、「私生活と家族」の資格の臨時滞在許可証が交付されることは上述のとおりである。

#### （「能力と才能」滞在許可証）

「能力と才能」の滞在許可証（carte de séjour « compétences et talents »）は、「その能力・才能をもって、フランス及び出身国に対し、顕著かつ持続的に、経済の発展、国土開発、並びに知的活動、科学、文化、人道又はスポーツの発揚に係る活動に参加

---

<sup>38</sup>家族呼び寄せの際の居住環境については政令（デクレ）によって定められている。例えば、居住空間については、パリを含むパリ大都市圏では、二人世帯で床面積22㎡の広さが基準となっており、世帯員が1人増えるごとに10㎡の広さが基準の広さに加わる（なお、9人目からは5㎡の広さが追加される）

できる外国人」<sup>39</sup>を対象にした滞在許可証であり、フランスの発展に寄与するような有能な人材の誘致のために 2006 年の移民法の改正で創設された、比較的新しい制度である。フランスの選択的移民受入れを象徴する施策の一つである。フランスの発展に寄与するかどうかを審査するため「能力と才能の中央審議会」が設置された。「能力と才能」の滞在許可証の有効期限は 3 年間で、滞在許可の条件を守っていれば更新は可能である。人材流出による発展途上国への影響を配慮し、優先連帯地域としてフランス政府より指定された国々<sup>40</sup>の出身者の場合は、当該滞在許可証の更新は 1 回までと制限されている（最長 6 年間）。優先連帯地域出身者の当該滞在許可証の更新が制限されていることによって、発展途上国にとっては、自国出身者がフランスで学んだ知見を持ち帰って自国の発展に寄与することを期待することができる。また、申請適格となる外国人対象者は、スポーツや芸術の分野を除き、学士以上とされ、博士号取得者以外は専門分野の職業経験も考慮される。単に学位だけでなく、学位交付機関や論文などの著作物のレベル及び知名度なども考慮される。滞在許可証取得の手続きは、出身国で行われる場合は、出身国のフランス大使館や領事館が行い、すでにフランスに滞在している外国人の場合は、本人が居住する地域の県庁が行う。この滞在許可証の特徴は、申請された活動に係るものであればどのような仕事にも就くことが可能であり、後述する労働市場テストも免除される。新たに設けられてから年月が経っておらず、申請手続きも十分認知されていないことや審査が厳しこともあり、交付件数は、2007 年は 5 件、2008 年は 182 件、2009 年は 1～8 月の間で 138 件とまだ少ないとされている。

#### （長期滞在許可証）

長期滞在許可証には二種類あり、普通の長期滞在許可証（*carte de résident*）とフランス以外の EU 加盟国における長期滞在許可の権利も兼ね備えている EC 長期滞在許可証（*carte de « résident de longue durée- CE<sup>41</sup> »*）の二種類がある。ともに共通して言えることは、少なくとも 5 年間フランスに正規滞在していることが滞在許可の条件であること、有効期間が 10 年であること、ほとんど制限なく経済活動ができることである。EC 長期滞在許可証は、学生、研修生や臨時労働者を除く臨時滞在許可証保持者、「能力と才能」滞在許可証保持者と長期滞在許可証保持者が申請できる。なお、かつて、非正規滞在であっても 15 年以上、あるいは合法的に 10 年以上のフランス滞在を証明できる外国人に対して当然に長期滞在許可証が与えられていたが、2006 年移民法により、当該制度は廃止された。2006 年以降、長期滞在許可証の交付件数は減少

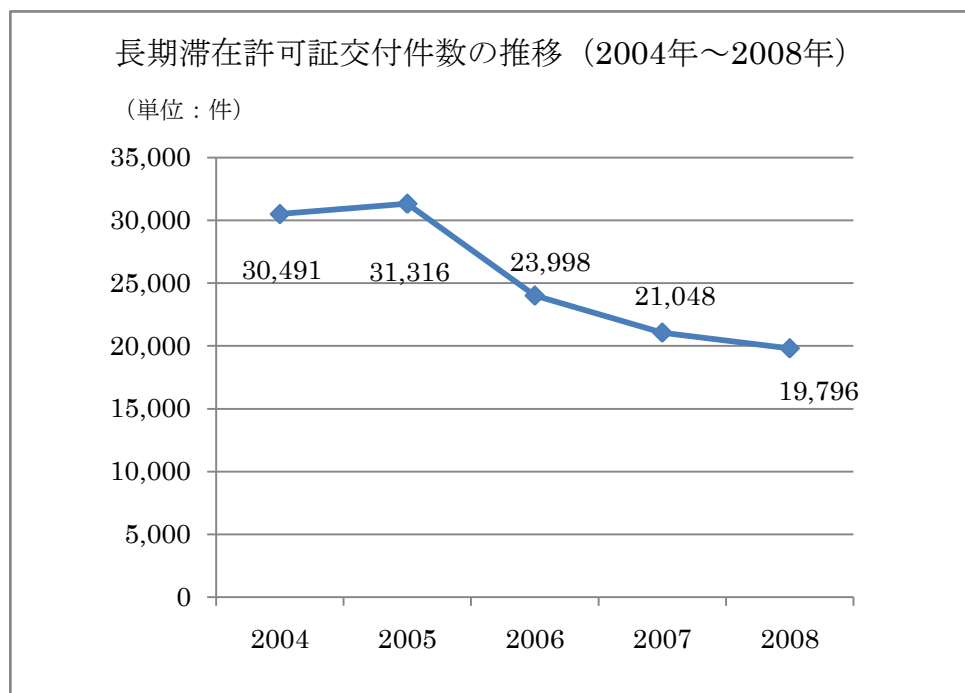
<sup>39</sup> 入国滞在庇護法典（CESEDA）第 L.315-1 条以下による。

<sup>40</sup> この優先連帯地域は主に国際協力などの分野で利用されている。発展途上国と呼ばれている国が優先連帯地域に指定されているが、フランスと歴史的な関係が深い国が多い。アルジェリアも本地域として指定されているが、アルジェリアはフランスと二国間協定があることから「能力と才能」滞在許可証においては、特別に配慮が求められる優先連帯地域の国からは除外されている。

<sup>41</sup> CE は欧州共同体 EC のフランス語表記（*Communauté européenne*）。EC 時代に創設されたことによる。

傾向にある（[図表 15 参照](#)）。法定滞在目的区分でいうところの「呼寄せ家族」と「フランス国籍者の家族」への長期滞在許可証の交付が著しく減っており、2004年から2008年の4年間でそれぞれ約5割と約4割減少した。2006年の移民法の改正の影響が強く表れていると言える。

（図表 15）



※ Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, “Orientations de la politique de l'immigration,” Rapport au Parlement, 2009, p.62 より作成。

#### （退職者滞在許可証）

退職者滞在許可証（carte de séjour « retraité »）は、海外に住む退職した外国人のうち以前フランスで正規に滞在し就労していた者に対して交付される滞在許可証である。許可証申請時点において、①長期滞在許可証を受けてフランスに住んでいたことがあること、②フランス国外に住んでいること、③フランスの年金を受給していること、の3つの条件のすべてを満たす者が対象となる。退職者滞在許可証の交付を受けると、査証の交付を受けなくてもフランス国内に最長1年間、いつでも滞在できる権利が与えられる。一方で、フランス国内における就労は許可されない。

#### （アルジェリアとの二国間協定）

アルジェリアのフランスからの独立後、1968年に締結された二国間協定の枠組みの下で、アルジェリア出身者については先述した一般の滞在許可の枠組みとは別の枠組

みで滞在許可手続きを行っている。

一般の滞在許可証に代わって成人アルジェリア出身者に与えられるものは、滞在資格証 (certificat de résidence) と呼ばれるものであり、それには 1 年滞在資格証、10 年滞在資格証、退職者滞在資格証の 3 種類がある。それぞれ、一般滞在許可制度における臨時滞在許可証、長期滞在許可証、そして退職者滞在資格証に対応している。また、10 年滞在資格証の交付を受けるにあたり、1 年滞在資格証の取得が必要になる点やそれぞれの滞在資格証の有効期限を超える滞在中の場合は当該滞在資格証の更新が必要となる点は一般滞在許可制度に準じている。一般滞在許可制度と異なる点は、一定の条件を持つアルジェリア人に対して、1 年滞在資格証を保有していなくても当然に 10 年滞在資格証が付与できることである。

1 年滞在資格証は、訪問滞在中、学生、学術研究者、芸術・文化活動者、給与所得者など一般制度の臨時滞在許可に準ずる種別が設けられている。

10 年滞在資格証は、原則として、1 年滞在資格証の交付を受けており、フランスに 3 年間正規に滞在している者に対して与えられる。したがって、一般の長期滞在許可の条件より短い滞在中で 10 年間の滞在許可証を取得できる。また、ある特定の条件を満たすアルジェリア人滞在中<sup>42</sup>に対しては、10 年滞在資格証を直ちに付与できる規定もある。

退職者滞在資格証は、かつて 10 年滞在資格証の交付を受けてフランスに住んでいたことがあること、現在は外国に定住していること、そしてフランスの年金を受給していることの 3 条件を満たす者に交付される。

#### (欧州出身者の取扱い)

フランスへの入国と滞在中に際して、欧州経済領域国とスイス連邦出身者は、一般に、査証、滞在許可ともに、欧州レベルの協定に基づき、いずれも免除されており、仏国内の自由な移動や滞在中と就労が認められている。ただし、欧州経済領域国でも新規 EU 加盟国であるルーマニアとブルガリアについては、加盟から年月が経っていないことから経過措置が採られており、2014 年 1 月まで、両国出身の移民労働者は、原則的に労働許可が必要であり、必然的に滞在許可も取らなければならない (就労を伴わない場合は、滞在許可取得義務はない)。しかし、ルーマニアとブルガリアを除く欧州経済領域国とスイス出身者は、出身国とフランスにおける二重課税の問題などのケースにおいて滞在中を明確にする必要がある場合に、フランスにおける滞在許可を任意に取得することもできる。3 か月を超え 5 年に満たない期間フランスに滞在中の欧州出身の移民は、給与取得者の場合は EC 全職業活動 (CE- toutes activités professionnelles)、非給与所得者の場合は EC 非給与所得者全職業活動 (CE- toutes activités professionnelles sauf salariées)、学生の場合は EC 学生 (CE-étudiant)、

<sup>42</sup> 例えば、正規に滞在中のアルジェリア人で、フランス人と 1 年以上の婚姻している者や、(国内に正規に滞在中という条件の下) 21 歳以下のアルジェリア人の子やフランス人に扶養されているアルジェリア人の子、労働災害によりフランスの機関から手当を受けている者など。

退職者などの経済活動を行わない者（学生を除く）の場合は EC 非労働者<sup>43</sup>（CE-non actif）と呼ばれる各種滞在許可証の申請をすることができる。就労者の場合の滞在許可証の有効期間は労働契約期間に準ずるものとされるが、最長 5 年を超えない。学生の場合の滞在許可証の有効期間は 1 年間であり、退職者の場合の滞在許可証の有効期間は最長 5 年間である。学生と退職者は、一定基準額以上の収入の保証が求められる。

また、5 年以上フランスに滞在している者のうち、直近の 5 年間、合法的にしかも 1 年のうち 6 か月を超えない非滞在期間がない者は、フランスにおける永住滞在の権利が発生し、給与取得者であるかないかに応じて、それぞれ EC 全職業活動永住滞在（CE-séjour permanent-toutes activités professionnelles）、EC 非給与者全職業活動永住滞在（CE-séjour permanent-toutes activités professionnelles sauf salariées）と呼ばれる永住許可証が交付される。

### 3 労働許可制度

（労働資格）

フランス国内で外国人（ただし、ブルガリアとルーマニア以外の欧州経済領域国及びスイス連邦出身者、そしてモナコ公国、アンドレ公国及びサンマリノ公国出身者を除く）が就労する場合は、原則として、労働許可を受けなければならない。逆に言うと、上の但し書きの出身者については自由にフランス国内で就労が認められる。一部の国を除く欧州諸国出身の移民が労働市場においてフランス人と競合することは問題がないことになる。したがって、労働許可制度は非欧州諸国出身の移民とフランス人との労働市場における理由のない競合を避ける配慮が払われていると同時に、フランス入国後の仕事を移民に確保する意味を持つ。

労働許可の申請は、雇用主が州の「企業、競争、消費、仕事と雇用局」（direction régionale des entreprises, de la concurrence, de la consommation, du travail et de l'emploi, DIRECCTE）に対して行う。フランスでは、労働資格の有無の審査は、査証審査もしくは滞在許可審査と併せて行われており、査証もしくは滞在許可が交付されれば、労働許可もあわせて下りたことを意味する。労働許可を下す際に、労働市場テストと呼ばれる審査が実施される。フランスにおいては、国内で人材を確保できないことが認定されなければ外国人を雇うことができない。雇用主は、公共職業安定所（フランスの場合は Pôle emploi と呼ばれる機関）を通じて国内で求人活動を行うことが要請される。当局側は、労使代表に諮った上で、国内および地域の雇用情勢を勘案した人材確保の困難な職種（métiers en tension）のリストを作成し、その者の受入れの可否の判断材料とする。また、同時に、労働法を順守しているか社会保険に加入しているかなどの雇用主側の審査も行われる。この国内労働市場で人手が不足している職種リストには、新規 EU 加盟国出身移民用の職種リスト（ブルガリアとルーマニア出

---

<sup>43</sup> 退職者のほか、就労を必要としない者。



身の移民を対象とする 150 職種（すべて全土に適用）と、欧州経済領域非加盟国用の職種リスト（30 職種のうち 6 種類が全土に適用。その他 24 種類は州ごとに必要なものが適用される）があり、このリストは、国内の社会経済状況の変化に応じて、必要があれば修正を行い、変化する国内労働市場へ柔軟に対応できるようになっている。その 2 つの職種リストのほかに、外国人雇用にあたりフランスとの二国間協定を結んでいる国については、個々に職種リストが整備されている（2011 年 3 月現在、この種の協定を結んでいる国は 14 カ国<sup>44</sup>）。

労働許可が必要となる者は、給与所得を得ている芸術・文化活動者、給与所得者、臨時労働者、季節労働者、給与所得派遣者である。労働許可を得ずに労働が認められている者は、一般の長期滞在許可証保持者のほか、「学生」臨時滞在許可証保持者（法定年間労働時間の 60%以内に限る就労）、「私生活と家族」臨時滞在許可証保持者、そして EC 長期滞在許可証（carte de « résident de longue durée- CE »）保持者である。また、「学術研究者」臨時滞在許可証保持者、「能力と才能」滞在許可証保持者については、一般の労働許可の審査には服さず、一般の労働許可の枠組みとは別の審査基準に基づき許可証の交付決定がされており、国内就労が認められている。

（フランス語研修）

フランスで働くために新規に入国した外国人労働者のうち、学術研究者と芸術・文化活動者のカテゴリーの臨時滞在許可証保持者のほか、労働許可を得た者（ただし、臨時労働者・季節労働者・給与所得派遣者の臨時滞在許可証取得者を除く）については、後述する受入統合契約の枠組みの下で、十分なフランス語能力を有していることを証明しなければならず、十分なフランス語能力を有していない場合には入国後 2 年間のうちにフランス語研修の受講をしなければならない。なお、本研修にかかる費用は無料であり、受講後、一定の基準に達した場合はフランス語能力証明書を交付される。

## 4 難民認定制度

（庇護権）

亡命受入れの歴史については、第二章で記述したとおり、フランスでは庇護権が早くから確立されており、1789 年の人権宣言ですでに絶対神聖なる個人の権利として庇護権の保障は民主主義国の義務であるとされた。その後も人権宣言の精神は受け継がれており、1946 年第 4 共和国憲法前文で「自由のための活動を理由として迫害を受けた者はすべて、共和国の領土内で庇護を受ける権利を持つ」と謳われており、この精神は現行の第 5 共和国憲法の前文でも確認され受け継がれている。

---

<sup>44</sup> 締結国は、ベナン、コンゴ、ガボン、モーリシャス、セネガル、チュニジア、カーボベルデ、ブルキナファソとカメルーンなど 14 カ国に及ぶ。

#### （難民認定制度）

現在、難民受入れ機関として、難民認定機関であるフランス難民及び無国籍者保護局（OFPRA）と、OFPRA の難民認定に係る不服申し立て機関である庇護権全国裁判所（CNDA）が存在する。

庇護申請者は庇護申請者支援の枠組みで、国又は国から委託を受けた NPO を通して、住居や各種行政手続き、生活費、医療費支援などさまざまな公的支援を受けることができる（ただし、申請中の就労は認められていないことから職業訓練や就職あっせんなどは行われていない）。また、難民認定を受けた者はフランス国民と同様に一般公的施策の恩恵を受けることができる。なお、具体的な難民認定の手続きについては、（財）アジア福祉教育財団難民事業本部が 2007 年 5 月に発表した「フランスにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告書」に詳しい記述があるので、そちらを参照されたい<sup>45</sup>。

#### （難民受入れの状況）

フランスはこれまで、難民受入れの国として、迫害や内戦から逃れてきた人々を受け入れてきた。先述したとおり、オスマン帝国において迫害を受けたアルメニア人、革命及び内戦を逃れてきたロシアからの亡命者、ナチスドイツの迫害から逃れた人々、ファシズムから脱出したイタリア人、フランコ内戦を逃れてきたスペインからの人々、冷戦時代の共産主義国で弾圧を受けた東欧の亡命者や東南アジアからの難民、そして近年では中国の天安門事件の学生リーダーを保護するなど、数々の亡命者や難民を受け入れてきた。

今もなお、フランスは欧州の中でも庇護を求める亡命者により最も選ばれている国である。現在、フランスは欧州諸国の中で庇護申請が最も多く、2009 年には約 27,000 人（無国籍者保護局（OFPRA）及び庇護権全国裁判所（CNDA）への申請数）から庇護申請を受け取っている。申請件数の推移は [図表 16](#) のとおりで、2000 年代前半に比べると減ってきている。2008 年の庇護申請者を出身別で見ると、ロシアが最も多く、その中でも紛争が起きているチェチェンや北コーカサス地方が多い。2007 年から 2008 年の増加率を見るとアメリカ地域とアフリカ地域の増加率が高く、アメリカ地域では旧フランス領であり混乱が続くハイチ出身者からの申請がもっぱら占め、そしてアフリカ地域では旧仏領であったマリ共和国、仏領マヨット島が域内にあり世界最貧国の一つであるコモロ連合出身者からの庇護申請の伸びが顕著である（[図表 17 参照](#)）。庇護申請者の出身地域の分布は、フランスとの縁故がある地域のほか、その国の政情不

---

<sup>45</sup> 財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部のホームページで入手できる。

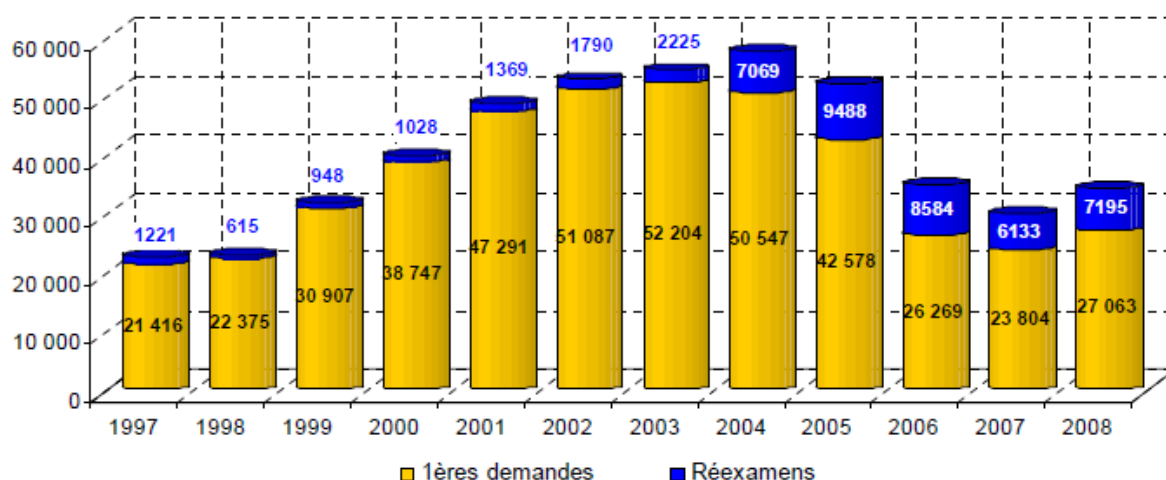
（URL:<http://www.rhq.gr.jp/japanese/hotnews/data/71.htm>）ただし、本報告書は庇護権全国裁判所（CNDA）が設立される前に策定されていることから、無国籍者保護局（OFPRA）と難民訴訟委員会（CRR、庇護権全国裁判所の前身機関）の体制の記述が中心となっている。現行では、難民訴訟委員会（CRR）の業務を庇護権全国裁判所（CNDA）が主に引き継いでいるので注意したい。

安などの情勢が反映されやすいといえる。その一方で、難民認定においてフランスは比較的厳しいとされ、ノルウェー、オランダ、ポルトガルなどは難民認定率が 40% 台である一方、フランスは 2006 年 11.6%、2007 年は 15.75%、2008 年は 20.75% と同認定率はわずか 20% 前後に過ぎない<sup>46</sup>。

なお、難民認定を受けられない庇護申請者には当局より強制退去命令が下され、政府が用意する保護施設から退去させられ、フランスを去らなければならないが、そのままフランスに残り不法滞在する者も少なくないと言われている<sup>47</sup>。

(図表 16)

1997 年以降の年間難民申請数と年間難民申請再審査数



※出典：OFPRA, Demandeurs d'asile et réfugiés (OFPRA のホームページ、URL :

[http://www.ofpra.gouv.fr/documents/Evolution\\_en\\_chiffres\\_site\\_internet2.pdf](http://www.ofpra.gouv.fr/documents/Evolution_en_chiffres_site_internet2.pdf) より)

縦軸：件数、横軸：年

凡例：■ 難民申請数、■ 難民申請再審査数

<sup>46</sup> 2010 年 9 月 29 日付けル・モンド紙による。

<sup>47</sup> 同上ル・モンド紙による。また、難民申請却下された者も含めて不法状態で国内に滞在している移民者が実際に国外に追放される率は、対象者の 20% にしか及ばず、その率が 80% 台であるドイツや英国に比べて低い、と同紙は指摘している。

(図表 17)

## 出身地域別難民申請件数

(単位:件、%)

出身国・地域	2007	2008	増加率(2007 ~2008)	全体に占める 割合(2008年)
ヨーロッパ	9,229	9,310	0.9%	34.4%
うち				
ロシア	2,001	2,102	4.8%	7.8%
セルビア	2,250	2,070	-8.7%	7.6%
トルコ	2,039	1,985	-2.7%	7.3%
アルメニア	1,495	1,532	2.4%	5.7%
アジア	5,335	5,651	5.6%	20.9%
うち				
スリランカ	1,845	1,962	6.0%	7.2%
バングラディッシュ	923	1,187	22.2%	4.4%
中国	1,262	804	-57.0%	3.0%
アフリカ	8,223	10,797	23.8%	39.9%
うち				
コンゴ民主共和国	1,802	1,912	5.8%	7.1%
マリ	282	1,382	79.6%	5.1%
ギニア共和国	787	1,050	25.0%	3.9%
コモロ連合	55	881	93.8%	3.3%
アメリカ	816	1,144	28.7%	4.2%
うち				
ハイチ	588	830	29.2%	3.1%
無国籍	201	161	-24.8%	0.6%
合計	23,804	27,063	12.0%	100.0%

※ Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.121-122 より作成。

## 5 国籍付与制度

(国籍付与制度)

外国人へのフランス国籍付与は、フランス国民としての権利と義務の付与を意味し、権利及び義務の上でフランス人と平等になるための唯一の方法である。フランス国民の義務として、フランス共和国の理念や原則、法規則の尊重という道義的な義務を負う。また、フランス国民は国防の義務を負う代わりに、戦争や暴動など国外で危険に巻き込まれた時は国家による保護を受けることができる。フランス国民の権利として、選挙権及び被選挙権などの政治的権利、財産権や移動の自由などの市民的権利やさ

さまざまな手当を受給する福祉的権利などを持つ。外国人であっても、市民の権利や社会保障などをフランス人と同じように受けることができるが、フランス国民のように無条件に保障されているわけではない。特に非 EU 諸国出身の外国人には政治的権利が保障されていないほか、外国人には就くことができない仕事も多く残されている。よって、外国人のフランス社会への統合を進める上でもフランス国籍の付与は重要な施策の一つである。フランス国籍付与には出世地主義と血統主義の二つの考えが採用されているが、本章では、国籍付与制度について概要を説明する。

フランス国籍の付与及び取得については、民法（Code civil）によって定められており、その種類は大きく、取得手続きの違いで次の3種類に分かれている。①当然の権利として取得（acquisition de plein droit）と呼ばれ、出生等によって当然の権利としてフランス国籍を取得するもの、②宣言による取得（acquisition par déclaration）と呼ばれるもので、届出により取得するもの、そして③デクレ<sup>48</sup>による取得（acquisition par décret）と呼ばれ、政令によって国籍が付与されるもの、である。

まず①については、出生によって当然の権利としてフランス国籍を付与されることから、フランス人の親から生まれた子ども（血統主義）、フランス国内で出生しかつフランスで生れた外国籍の親の子どもであるもの（出生地主義）、そしてフランス国内で出生しかつ両親とも無国籍者である子どもは、出生に基づき自動的にフランス国籍を取得する。

したがって、②③は出生に基づかないフランス国籍取得となるが、②は主に外国人の両親を持ち国内で出生した子どものケースと、フランス人との婚姻に基づく外国人配偶者の子どものケースが該当する。

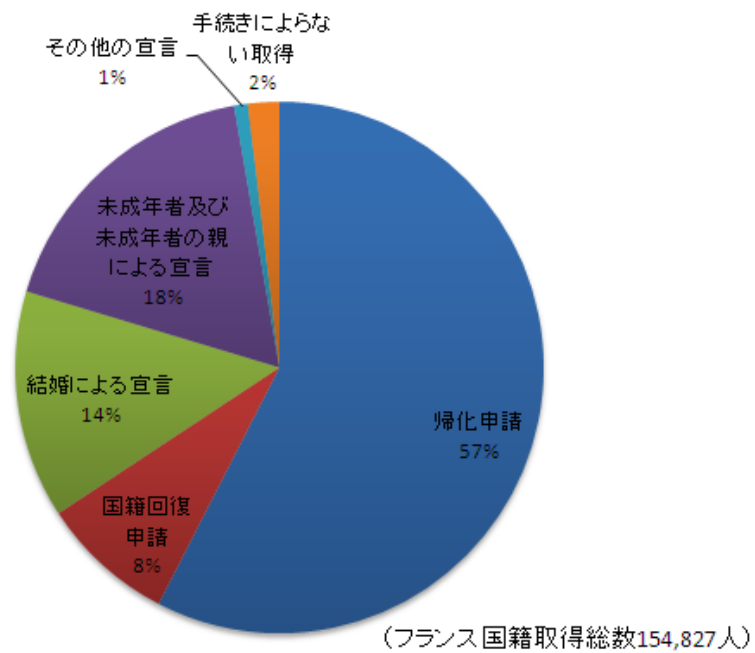
まず、②の外国人の両親の子どもでかつフランスで生れた者のケースであるが、18歳以上の者の場合は、11歳から少なくとも5年間継続してフランスに住んでいれば、自動的にフランス国籍が付与される。この場合、フランス国籍は自動的に付与されるため実際にフランス国籍取得の手続きを取る必要はないものの、成人の場合は、身分証明書を取得する時に、フランス国籍を取得できる条件を満たしていることを証明しなければならない。なお、この場合は、宣言の手続き自体を要しないため、[図表 18](#)では、「手続きによらない取得」にカウントされている。移民の子弟の約 97%がフランス国籍を取得しており、その中でも出生によるフランス国籍取得がほとんどを占めている（[図表 19](#)）。次に、16歳から18歳未満の者の場合は、11歳から少なくとも5年間継続してフランスに滞在していれば、裁判所に出向きフランス国籍を宣言する届出を提出することでフランス国籍が付与される。そして、13歳から16歳未満の者の場合は、8歳からフランスに継続的に住んでいれば、その子の両親がその子どもの名で、同様にフランス国籍を宣言する届出をすることによってその子にフランス国籍が付与される。国籍宣言書類を受理した裁判所で審査が行われ、フランス国籍が付与されるかどうか決定される。以上の13歳から18歳までの子どもの国籍取得は[図表 18](#)では、「未成年者及び未成年者の親による宣言」にカウントされている。

---

<sup>48</sup> デクレは、大統領もしくは首相が発する行政命令のこと。

(図表 18)

### 国籍取得状況(取得方法別、2005年)



※ Haut Conseil à l'Intégration, "Rapport statistique 2005 de l'Observatoire statistique de l'immigration et de l'intégration," 2007, p.91 に基づき作成

(図表 19)

移民の子弟のフランス国籍取得状況（取得方法別・出身国別）

(単位：%)

出身地域	出生	帰化	宣言	計
アルジェリア	95	1	3	100
モロッコ・チュニジア	83	9	8	100
サヘル諸国（注）	94	2	4	100
ギニア、中央アフリカ諸国（注）	95	2	3	100
東南アジア（注）	93	4	3	100
トルコ	63	14	23	100
ポルトガル	78	13	9	100
スペイン・イタリア	91	5	3	100
その他 EU27 カ国	97	1	2	100
その他	94	4	2	100

※INSEE-INED, “Trajectoires et Origines-Enquête sur la diversité des populations en France-,” premiers résultats, 2010, p.121 に基づき作成

備考：「生い立ちと出自」（Trajectoires et Origines、TeO）第一報告書において、サヘル諸国、ギニア、中央アフリカ諸国、東南アジア諸国が指し示す国は以下の通り。

サヘル諸国：

セネガル、モーリタニア、ガンビア、ギニアビザオ、ギニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、チャド

ギニア、中央アフリカ諸国：

コート・ジボアール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア、カメルーン、中央アフリカ共和国、ガボン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア

東南アジア：

カンボジア、ラオス、ベトナム

フランス人との結婚によっても外国人は国籍取得の宣言の手続きによりフランス国籍を要求できるが、一定の条件を満たさない限りフランス国籍は取得できない。滞在許可証や労働許可証の取得のための結婚、いわゆる「マリアージュ・ブラン（白い結婚）」と呼ばれる偽装結婚の取締まり強化のため、2006年の法律改正によりその条件が厳しくなった。その結果、結婚による国籍取得の条件は、国内でフランス人と結婚する場合は、結婚から4年を経ることが要件とされ（改正前の取得経過期間は結婚後2年）、国外で結婚する場合は3年だったものが結婚後5年経過しないと取得できなくなった。もちろん、国籍取得には、結婚後情緒的にも物理的にも一体となった生活を送っていることや、フランス人配偶者がフランス国籍を保有し続けていることも当然



求められる。結婚の場合の国籍取得の届出は、居住地の最寄りの県の地方長官か、海外に住んでいる場合は在外公館に行く。所定の届出を行うと、受領書が交付され、書類審査が行われる。

最後に③のデクレによるフランス国籍取得であるが、一般に帰化と国籍回復が含まれフランス国籍取得のために申請を要する。外国籍の成人が対象となり、原則は5年間正規にフランスに滞在していることが条件となるが、(a) フランス軍に入隊し、軍事訓練を修了した者、(b) フランス共和国にとってその者の帰化が特別な利益をもたらすと判断される者、(c) フランスで難民認定を受けた者、(d) 国外であるがフランスの言語・文化圏に属し、5年間のフランス語による義務教育を受けた者、の場合は例外的に5年間の正規滞在の要件は適用されない。帰化の申請を行う者は、県の地方長官が行う調査により、犯罪歴がない、国外退去を受けたことがない、品行方正であることが認められなければならないほか、十分なフランス語能力を備えている、市民としての権利と義務をわきまえているなどフランス社会にすでに同化していることを証明しなければならない（ただし、フランス語能力については、フランスに継続的に滞在している難民認定者及び無国籍者と70歳以上の者には適用されない。また、帰化を求める者は、本人と子どもに対しては、フランス風の名前を申請することができるが、決定は当局の裁量に多くをゆだねられる。帰化申請を行うと、申請したことを証明する受領書が交付され、受領書の交付から6か月（最長18か月）の間に帰化を認める決定が下される。また、一度失ったフランス国籍の回復も、一定の条件の下認められている。

2007年の移民法の改正<sup>49</sup>により、これまで帰化によりフランス人となったものだけに限定されていたフランス市民式（*la cérémonie d'accueil dans la citoyenneté française*）への出席が、上記すべてのフランス国籍取得者にも適用されるようになった。県の地方長官が市長に権限を与え、市長が、国籍取得から6か月以内にフランス人となる儀式をその者に執り行う。なお、デクレによる取得（帰化、国籍回復）及び婚姻による取得は、内務省が管轄し、それ以外の国籍取得は法務省が管轄している。

#### （フランス国籍取得の状況）

血統主義や出生地主義に基づいて当然にフランス国籍を取得するケース以外で、外国人がフランス国籍を取得する方法別で国籍取得数を見ると、2005年現在では、デクレによる取得（帰化申請と国籍回復）が全体の65%を占め、宣言による取得は全体の33%を占めている（[図表 18 参照](#)）。

なお、フランスの国籍付与制度が日本の国籍法と異なる点は、出生地主義であることのほか、二重国籍も容認している点である。厳密に言えば、フランス国籍を持つ外国人による出身国籍の放棄や外国籍を持つフランス人による外国籍の放棄をフランスの国籍法は要請しない。出生地主義と二重国籍の関係であるが、一般に次のように言

---

<sup>49</sup> Loi n° 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile



える。出生地主義に基づき、上述の条件を満たす者に対してあまねくフランス国籍を付与する。そして、そのようにフランス国籍を付与された外国人は、当該外国の法律にしたがって、フランス国籍を捨てるか捨てないかの判断はその本人個人の判断に委ねられている。

次に、移民およびその子弟においてフランス国籍保有がどれだけ広まっているのか、について見る。これについては、国立統計経済研究所（INSEE）と国立人口学研究所（INED）が共同で行った「生い立ちと出自」第一報告書（詳細はコラム②参照）による推計値が参考になる。この調査によると、移民のうちフランス国籍を取得している者の割合は41%で、出身地域別でみると、東南アジア出身の移民ではフランス国籍取得率が80%を超え極めて取得率が高いほかは、40%～50%台が多く、トルコとポルトガルにおいては30%前後と取得率は比較的低い（[図表 20 参照](#)）。他方で、移民二世においては97%以上がフランス国籍を取得しており、フランス国籍を取得しない移民子弟は3%未満を占めるのみである。移民の子弟においても、トルコやポルトガルを親に持つ子どもにおいては、フランス国籍を持たない割合はそれぞれ5%、8%と比較的高い。東南アジア出身者でフランス国籍取得率が極めて高いのは、亡命者の資格による滞在のように帰国の見込みがない移民が多いことが理由として考えられている。続いて、二重国籍の保有状況については[図表 21](#)のとおりである。二重国籍を保有している移民はおよそ50%、移民二世では、両親とも移民の子の場合で30%以上、片親が移民である子の場合で10%以上である。二重国籍保有率において移民第一世代との差が著しく小さいトルコ出身の移民とその子を除いて、総じて、移民第一世代が第二世代よりも倍近く二重国籍を保有している割合が高い。また、両親のフランス国籍保有状況が移民の子弟の二重国籍保有率に強く影響を与えていることが分かる。

以上のとおり、国籍の血統主義および出生地主義により、多くの移民の子弟がフランス国籍を取得していることがわかり、外国人人口が世代を超えて積み上がりにくい社会であることがわかる。そして、フランス国籍を与えられた移民の子弟が、公教育を通してフランス共和国の理念を受け継ぎ、フランス市民式によって名実ともフランス人になっていくというプロセスが作られている。

(図表 20)

フランス国籍を取得している移民の割合（出身国別）

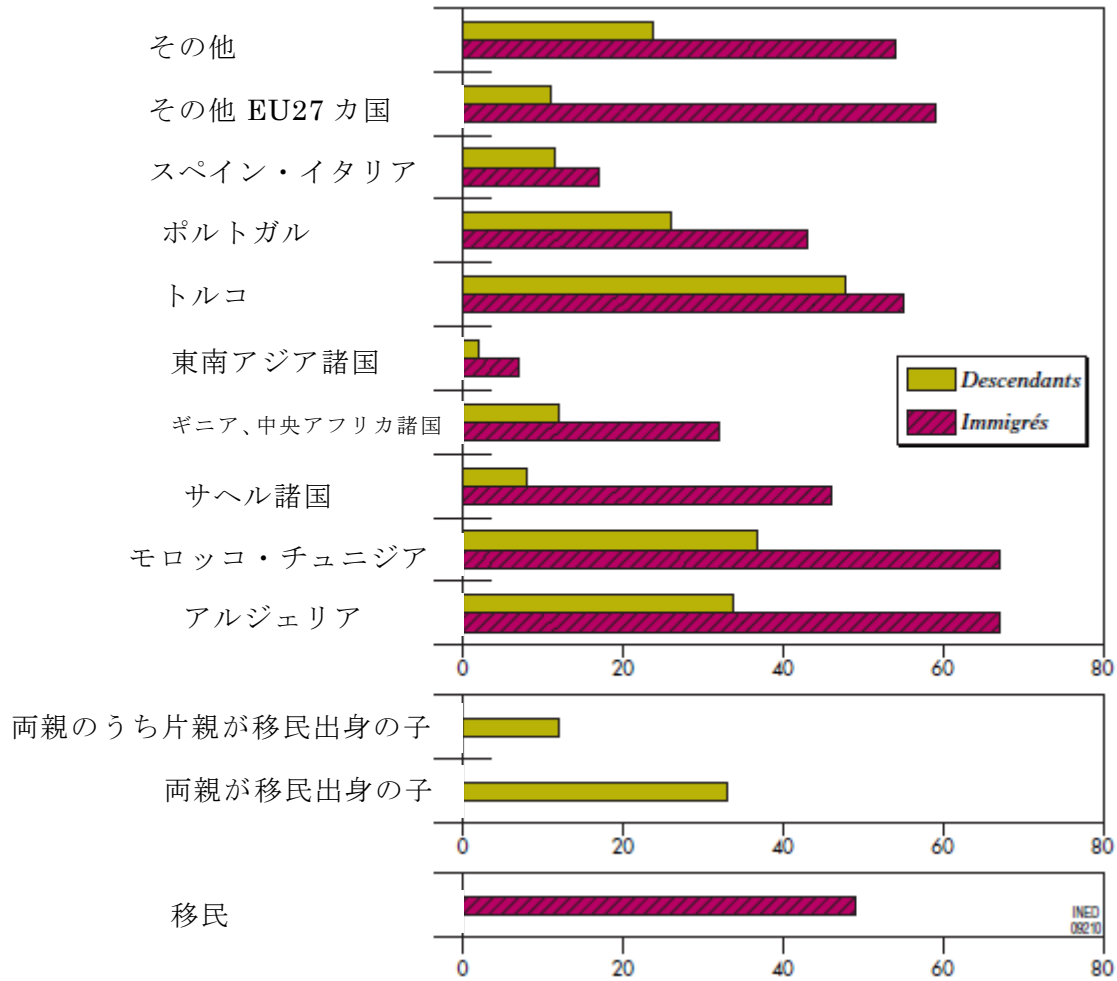
（単位：％）

出身地域	男性	女性	全体
アルジェリア	47	43	45
モロッコ・チュニジア	48	46	47
サヘル諸国	30	29	29
ギニア、中央アフリカ 諸国	45	42	43
東南アジア	83	78	81
トルコ	30	32	31
ポルトガル	22	35	28
スペイン・イタリア	48	54	51
その他 EU27 カ国	21	29	26
その他	46	44	45
合計	41	41	41

※INSEE-INED, “Trajectoires et Origines-Enquête sur la diversité des populations en France-,” premiers résultats, 2010, p.118 に基づき作成

(図表 21)

移民者における二重国籍取得状況（出身別）



※出典：INSEE-INED, “Trajectoires et Origines-Enquête sur la diversité des populations en France-,” premiers résultats, 2010, p.120（表中の日本語は筆者追記）

\*凡例：  移民の子  移民

## コラム①

### フランスの最低医療保障制度

フランスでは、国籍を問わず職域ごとに構築された一般の社会保険制度（セキユリテ・ソシアル）に加入できる。また、無職者やホームレスなど一般の社会保険制度に加入できない者も、公的な生活扶助、住宅扶助、医療扶助などが受けられる。ただし、外国人が各種の公的扶助受給を受けるためには一定の期間のフランスにおける正規滞在が要件となる。したがって、滞在許可有効期限が切れたまま滞在している外国人、いわゆるオーバー・ステイ状態の外国人は、フランスの公的扶助が受けられない。これは日本でも同様である。この非正規滞在外国人はフランスに 20 万人から 40 万人もいると言われている。人道的支援と公衆保健・衛生の観点から、これら非正規滞在外国人のために別途設けられた医療扶助制度があり、これは、国家医療手当（Aide médicale de l'État, AME）と呼ばれ、非正規滞在外国人のための公的な医療扶助制度が設けられていない日本とは対照的である。

国家医療手当（AME）の原型は 1998 年に作られたが、非正規滞在外国人を対象とした現行制度になったのは 2005 年である。非正規滞在者は、最寄りの医療保険一次金庫（Caisse primaire de l'assurance maladie, CPAM）などにパスポートなど受給要件を証明するものと併せて申請すれば、受給資格を得ることができる（有効期間は 1 年間。ただし毎年更新手続きが必要）。医療費は全額国費負担である。

2010 年 9 月 2 日付ル・フィガロ紙によると、フランスでは今日、国家医療手当の受益者は 21 万人おり、2006 年から 2009 年までの間に国家医療手当（AME）における公費支出額が 15% 近く伸び、5 億 4,600 万ユーロ（約 655 億 2,000 万円（※））に達している。そのため、国家医療手当（AME）の支出を抑えようと政府は、国家医療手当（AME）法改正を検討しており、改正案として、受益者にも年 15 ユーロの分担金を負担させ、国会医療手当（AME）の受給者証明書の偽造や転売などを防ぐために）写真付きの保険証を交付することを検討している。

※ 1 ユーロ = 120 円

## フランスにおける民族統計について

フランスでは、第1章で説明したように、共和国理念の下に束ねられた人々は本質的に皆平等であるとの市民観が伝統的に強く、出自等に関係なく人々は平等に扱わなければならないとする原則の下に社会が形成されてきた。このような市民観は、政治行政関係者に対し、そこに住む人々を出自によって分類し数えること自体、人々に出自による違いを意識させ、外国人とフランス人の間や、フランス人同士の間には緊張を生みかねないという一種の恐れを抱かせるものであった。このため、人の出自に関する統計調査（民族統計）は法律により厳しく規制され、民族統計に関するデータは整備されてこなかった。こうした平等主義のため、近年までフランス社会では、民族や人種（エスニシティ）に関するデータを収集し、人々の出自に着目して行政施策を展開する必要性を公式に議論することは乏しかった。

一方、フランスでは、例外的に、個人の同意、匿名性、公共的利益などの一定の条件を満たすものに限り、「情報処理及び自由に関する全国委員会」（Commission nationale de l'informatique et des libertés, CNIL）の許可を得て、人種や民族別のデリケートなデータ（données sensibles）を収集することが認められている。情報処理及び自由に関する全国委員会（CNIL）の許可の対象は公的な調査に限らず、学術調査など民間の調査もすべて含まれる。

情報処理及び自由に関する全国委員会（CNIL）による許可制度を活用し、2000年以降、政府機関により民族に関する統計が実施、公表されるようになってきた。本レポートで今回紹介する「生い立ちと出自」（Trajectoires et Origines）第一報告書は、「フランスの人口の多様性と差別の研究に資する」（※）のために、国の統計機関である INSEE と国の人口動態の研究機関である国立人口学研究所 (INED) がプロジェクト・チームを編成して企画・実施した調査である。移民と移民の子弟を含む 21,000 人を対象に、2008 年 9 月から 2009 年 2 月までの期間に実施された。これほど大規模でかつ人々の社会生活を広くカバーした出自調査は初めてである。これは第一報告書とあるように、2011 年には本調査よりさらに詳しくかつ包括的な「生い立ちと出自」調査の第二報告書の公表が予定されている。

このような民族調査が実施されるようになった近年のフランスの動きは、これまでフランス社会が民族統計に対して持っていたある種のタブー性が薄れてきたことを示唆すると同時に、社会の実情を踏まえた移民とその子弟の社会統合施策を発展・展開させるために、国が出自別の統計データの収集と分析を必要としていることの現れでもある。

（※） INSEE – INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ”, premiers résultats, 2010, p.5

## 第2節 社会統合政策

### 1 社会統合の現状

フランス社会において移民とその子弟がどのような状況に置かれているかを知ることは、フランスにおける社会統合の進み具合を知る手掛かりになる。そこで、本節では、2010年10月に発表された民族統計調査「生い立ちと出自」第一報告書<sup>50</sup>を中心に、移民のフランス社会への溶け込みの状況について、結婚・家族、教育、職業階層、雇用、住居、差別の分野に分けて紹介する。

#### (1) 結婚・家族

外国人はフランス人と結婚した場合に、フランス国籍を取得することができる。また、フランス人配偶者を通じてフランス的価値観に日常的に触れる機会を得やすい。移民にとってフランス人との結婚はフランス社会への溶け込みが促進される契機である。また、国際結婚だけでなく、外国人同士のカップル形成は、先に見たように、移民の子弟のほとんどがフランス国籍を取得していることから、次世代のフランス人が生まれる基礎となる家族形成という重要な意味を持つ。そこで、フランスの移民とその子弟の結婚と家族の状況について見てみる。

INSEEによると、フランスの年間国際結婚数とその結婚総数に占める割合は、1998年ではそれぞれ26,606件、約9.6%、2008年では33,634件、約12.7%と、10年間で7,028件、件数にして26.4%の増加をしており、結婚総数に占める国際結婚の割合も約3.1ポイント上昇している。他方、日本では、1998年では29,636件、約3.8%で、2008年では36,969件、約5.1%と、10年間で7,333件、件数にして約24.7%の増加をしており、結婚総数に占める国際結婚の割合は約1.3ポイント増加している<sup>51</sup>。フランスの人口は日本の人口の半分程度である一方、外国人人口が日本の2.5倍も多いことから、フランスの方が国際結婚の割合が高いのは当然ともいえる。

フランスにおいて、移民が形成する夫婦の状況については図表22のとおりである。1999年の調査では、フランス人を配偶者に持つ夫婦数と外国人同士の夫婦数を比べると、フランス人を配偶者に持つ夫婦数の方がやや多い。夫婦件数を移民出身国別に見ると、ポルトガル、アルジェリア、イタリア、モロッコの順で多く、当時の移民人口の出身地別の比率がほぼ反映されている。(図表23参照)。国際結婚の夫婦数と外国人同士の夫婦数の割合は、移民の出身地域によってその傾向にばらつきが見られる。欧州諸国出身の移民とアメリカ・オセアニア出身の移民の場合、国際結婚の夫婦数の方が外国人同士の夫婦数を大きく上回っており、非欧州諸国出身の移民の場合はその逆である。

次に、出自別に生活形態について比較したものが図表24である。この結果によると、欧州諸国出身の移民においては、内縁とパクス<sup>52</sup>の形態が法律婚より一般的である一方、非欧

<sup>50</sup> INSEE - INED, “Trajectoires et Origines - Enquête sur la diversité des populations en France - ”, premiers résultats, 2010. 調査対象など詳細はコラム②を参照。

<sup>51</sup> 厚生労働省の人口動態調査より。

<sup>52</sup> フランス語名称：Pacte civil de solidarité, PACS。連帯市民契約あるいは連帯民事契約と訳される。「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために



州諸国出身の移民においては法律婚が他のカップルの形態より多く選択されている。これは、フランス人との法律婚によりフランス国籍取得への道が開けることや、非欧州諸国においてパクスなどの非婚カップルを公認する制度が一般的でないことなどが、結婚という形態が非欧州諸国出身の移民においてより選択される理由と考えられる。また、この傾向は移民二世においてもほぼ同様に当てはまる。また、独身率においても欧州諸国出身の移民と非欧州諸国出身の移民において差が見られ、その中でも、恋愛関係にない独身者の割合においては、アルジェリア出身の移民（63%）やサヘル諸国（52%）など、非欧州諸国出身者の独身率がより高い。このことは、アフリカ大陸出身の移民がしばしば安定した仕事に就くことが難しい、という労働市場における彼らの不利な立場が、パートナー選択に何らかの影響を与えている可能性がある。

(図表 22)

パートナーの片方または両方が移民であるカップル数(1999年)

	カップル数		国際カップルの割合	外国人間カップルの割合	計
		割合			
スペイン	163,929	9.0%	68.5%	31.5%	100%
イタリア	199,828	11.0%	71.4%	28.6%	100%
ポルトガル	287,045	15.7%	41.8%	58.2%	100%
その他EU15カ国	172,600	9.5%	74.6%	25.4%	100%
EU非加盟欧州諸国	125,716	6.9%	66.9%	33.1%	100%
アルジェリア	215,783	11.8%	46.3%	53.7%	100%
モロッコ	186,924	10.3%	36.1%	63.9%	100%
チュニジア	86,545	4.7%	45.5%	54.5%	100%
ほかアフリカ諸国	132,078	7.2%	47.8%	52.2%	100%
トルコ	65,726	3.6%	18.7%	81.3%	100%
ベトナム	24,957	1.4%	47.6%	52.4%	100%
カンボジア	19,723	1.1%	26.9%	73.2%	100%
ラオス	14,227	0.8%	30.6%	69.3%	100%
その他アジア諸国	78,964	4.3%	46.6%	53.5%	100%
アメリカ、オセアニア諸国	48,765	2.7%	72.0%	28.0%	100%
合計	1,822,810	100.0%	52.9%	47.2%	100%

※ INSEE, “Couples comprenant au moins un conjoint immigré selon l’origine géographique,” recensement de la population, 1999 に基づき作成 (URL : [http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg\\_id=0&ref\\_id=NATCCI02321](http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATCCI02321))。

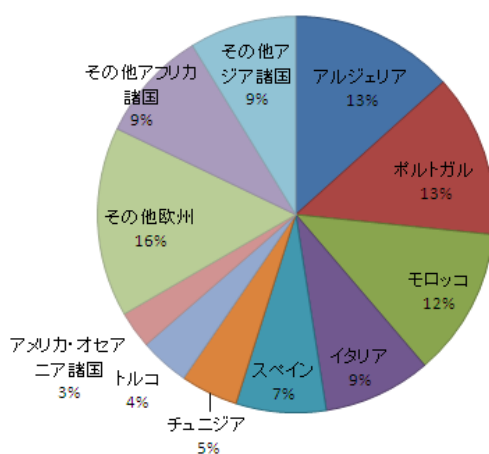
備考 :

- ・外国人同士の夫婦については、男性配偶者の出身国・地域で集計。
- ・カップルには法律婚のほか、事実婚や同棲の場合も含まれる。

「交わされる契約」のこと (在仏日本大使館ホームページより引用)。1999 年から導入され、非婚カップルに法律婚に準ずる諸権利を付与する制度。

(図表 23)

移民出身地域別人口割合(1999年)



※INSEE, “Recensement de la population, 1999”に基づき作成。

(図表 24)

18～25歳の若者の結婚生活の状況(出自別)

(単位:%)

	カップルで暮らしている者			カップルで暮らしていない者		
	法律婚	パクス	内縁	恋愛関係有	恋愛関係無	
移民	アルジェリア	15	0	5	17	63
	モロッコ・チュニジア	25	1	10	24	40
	サヘル諸国	19	0	2	28	52
	ギニア、中央アフリカ諸国	8	1	17	26	49
	東南アジア諸国	-	-	-	-	-
	トルコ	49	0	3	10	38
	ポルトガル	11	0	41	18	30
	スペイン・イタリア	-	-	-	-	-
	その他EU27カ国	13	1	24	18	44
	その他	8	0	12	21	59
	全体	18	0	13	20	48
移民の子弟	アルジェリア	12	0	9	17	62
	モロッコ・チュニジア	11	0	4	23	62
	サヘル諸国	8	0	5	25	62
	ギニア、中央アフリカ諸国	2	0	10	24	63
	東南アジア諸国	3	1	13	31	52
	トルコ	16	0	6	22	56
	ポルトガル	5	2	27	30	36
	スペイン・イタリア	3	2	21	28	46
	その他EU27カ国	5	2	19	21	53
	その他	3	1	15	25	56
	全体	8	1	13	24	55
多数派フランス人	4	1	22	25	48	
本土全体	5	1	20	25	49	

※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010, p.87 に基づき作成。

備考:「生い立ちと出自」調査における「多数派フランス人」は、生まれながらのフランス人である親を持つ者を指す(以下、同様。第1章2「用語の定義」を参照)。



続いて、移民がどのような人をカップルの相手として選んでいるのかを見る。「生い立ちと出自」第一報告書によると、カップルを形成している移民男性の 63%、同じく移民女性の 42%、移民男女を合わせた全体では 52%、すなわち、カップルを形成している移民の約半数が渡仏後にパートナーと出会い共同生活を営んでいる。そして、移民が渡仏後にパートナーと出会ったケースについて、どのような相手を選んでいるかについて示したものが **図表 25** である。カップルを形成している移民のうち、移民男性は同郷の移民女性をパートナーとして最も多く選択している一方、移民女性は多数派フランス人をパートナーとして最も多く選択している。移民の出自別で見ると、トルコ出身者を筆頭として、非欧州諸国出身の移民では総じて同郷出身の者と結び付く傾向が強く、欧州諸国出身の移民では逆に多数派フランス人と結びつく割合が高い。ただし、アルジェリア出身男性は、多数派フランス人女性と結びつくケースの方が同郷出身の女性より多い。

最後に、移民の子弟がどのような人を配偶者として選んでいるかについては、**図表 26** のとおりである。男女とも移民一世より配偶者として多数派フランス人を最も多く選択しており (65%)、特に親の一方が移民である子弟においてその割合が最も高い (78%)。逆に、親の出身と同じ出身の移民と一緒にいる割合は極めて低くなっている。

以上より、非欧州諸国出身の移民一世では、一般に、文化的、人種的、地理的に近い同郷の移民と結びつく割合が高い。それとは対照的に、文化的、人種的、地理的に多数派フランス人と近い欧州諸国出身の移民一世と移民二世は多数派フランス人を配偶者として選ぶ割合が高い。社会統合の視点で見ると、外国人同士の結婚よりも国際結婚の方がフランス社会により溶け込みやすいと仮定すれば、移民の中でもフランス人と結び付く確率が低い非欧州諸国出身の移民、特にその割合が低いトルコを含むアジア出身の移民は、フランス社会に溶け込むのに時間と労力がかかると推測される。移民二世については、カップル形成における出自の壁は比較的緩和されており、カップルが形成される時点ですでにフランス社会へのある程度の溶け込みができているものと思われる。

(図表 25)

渡仏後に相手と出会ってカップル(\*)となった移民のパートナーの状況(出自別)

(単位:%)

		同郷移民	同郷移民 の子弟	異郷移民	異郷移民 の子弟	多数派フ ランス人
男性	アルジェリア	37	14	6	1	43
	モロッコ・チュニジア	59	6	5	6	25
	サヘル諸国	57	4	17	0	22
	ギニア、中央アフリカ諸国	34	0	12	6	47
	東南アジア諸国	50	1	25	3	20
	トルコ	75	7	5	4	9
	ポルトガル	48	7	3	3	38
	スペイン・イタリア	15	6	6	11	62
	その他EU27カ国	15	0	9	6	70
	その他	45	2	13	3	37
	男性全体	45	6	8	5	37
女性	アルジェリア	56	9	7	2	26
	モロッコ・チュニジア	51	5	12	3	29
	サヘル諸国	50	0	15	3	32
	ギニア、中央アフリカ諸国	40	2	15	3	41
	東南アジア諸国	39	0	18	5	38
	トルコ	88	2	0	1	9
	ポルトガル	42	6	7	3	42
	スペイン・イタリア	11	7	9	6	67
	その他EU27カ国	7	0	13	9	71
	その他	25	0	16	8	50
	女性全体	37	4	11	4	44
移民全体	42	5	9	5	40	

※INSEE・INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010, p.90 に基づき作成。

\* : カップルには、法律婚のほか、同棲とパクスも含む。

(図表 26)

カップル(\*)を形成している移民の子弟の相手の状況(出自別)

(単位:%)

		同郷移民	同郷移民 の子弟	異郷移民	異郷移民 の子弟	多数派フ ランス人
男性	アルジェリア	22	16	5	13	44
	モロッコ・チュニジア	19	8	2	18	52
	サヘル諸国	35	3	3	12	47
	ギニア、中央アフリカ諸国	7	4	7	16	66
	東南アジア諸国	2	3	1	12	81
	トルコ	38	12	4	6	41
	ポルトガル	8	16	3	5	68
	スペイン・イタリア	2	6	5	7	80
	その他EU27カ国	4	0	6	7	83
	その他	8	2	10	14	66
	男性全体	10	9	5	9	68
女性	アルジェリア	26	16	6	9	42
	モロッコ・チュニジア	38	11	7	8	36
	サヘル諸国	45	5	6	19	26
	ギニア、中央アフリカ諸国	23	1	7	6	64
	東南アジア諸国	8	9	10	16	57
	トルコ	74	13	3	3	7
	ポルトガル	13	14	6	5	62
	スペイン・イタリア	2	5	4	7	83
	その他EU27カ国	0	1	9	10	80
	その他	7	2	6	15	71
	女性全体	16	9	6	8	61
移民全体	13	9	5	9	65	
片親が移民出身者である子	3	4	6	9	78	
両親が移民出身者である子	23	14	5	9	49	

※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010, p.90 に基づき作成。

\* : カップルには、法律婚のほか、同棲とパクスも含む。

### コラム③

#### 移民がフランスの出生率に与える影響

フランスは、戦後一貫して人口が伸び続けている。国立統計経済研究所（INSEE）によると、2010年1年間のフランスの人口増加数は358,000人、その増加の内訳は、自然増（＝出生数－死亡数）が283,000人、そして社会増（＝流入数－流出数）が75,000人（※1）と、社会増が人口の全体増に占める割合は約4分の1である。社会増が全体の人口増に寄与する割合は、他の欧州諸国と比べてフランスは低いとされるが、その理由として新規移民労働者の受入れを厳しく規制していることがある。したがって、フランスでは、人口増加の要素として死亡率の低下と出生率の上昇による自然増の割合が高い。

フランスの合計特殊出生率（以下、出生率とする）は、2006年以降毎年2.0以上を記録している（ただし、2007年を除く）。出生数については、年間80万人を超え、フランスの戦後の出産ブームに匹敵する数である。公的統計上では、移民がフランスの出生率を押し上げる効果は大変小さいとされている。国立人口学研究所（INED）が2005年の出生数と出生率のデータを分析した報告書（※2）によると、フランス本土の女性の平均出生率は1.9、フランス人女性の出生率は1.8、外国人女性の出生率は3.3であった。外国人女性の出生率とフランス人女性のそれとの差が1.5である一方、フランス人女性の出生率と女性全体のそれとの差は0.1に過ぎない。したがって、外国人女性の出生率がフランス人女性全体の出生率を押し上げる要素は0.1と結果的に非常に小さい。それとは対照的に、同年の外国人女性の出生数94,310人は全体の出生数774,355人の12.2%という高い割合を占めている。こうした出生率と出生数との乖離の理由として、出産年齢層の外国人女性がフランスの同年齢層の女性全体の7%しか占めていないという出産年齢外国人女性人口の規模の小ささがある。

また、フランスに若くしてきた移民女性はフランス人と結婚したり、移民二世の女性は公教育を受けたりして、フランス社会への溶け込みが進むにつれて移民一世・二世の女性の出生数はフランス人女性のそれに近づく傾向があることを国立人口学研究所（INED）は同レポートで示唆している。「子だくさんの女性」という移民女性のイメージがあるが、移民として来仏する女性に関しては、必ずしも押し並べて当てはまるわけではない。

しかし、第3章第1節で述べたように、フランスでは移民二世の9割以上が国籍の血統主義（親のどちらかがフランス国籍者の場合）、又は出生地主義（両親とも移民の場合）に基づきフランス国籍を取得していることから、移民二世・三世の多くは、統計上、フランス人として扱われるため、先の出生率の調査において外国人女性の範ちゅうから移民二世・三世の女性が外れている。移民の出生率へ寄与する統計上の値が実態より低く現れている可能性も否定できない。公的統計では、移民二世・三世の女性がフランスの出生率や出生数に与える影響は、現在のところ、明らかになっていない。

※1 75,000人にはフランス人の国内外の移動数も含まれている。

## (2) 教育

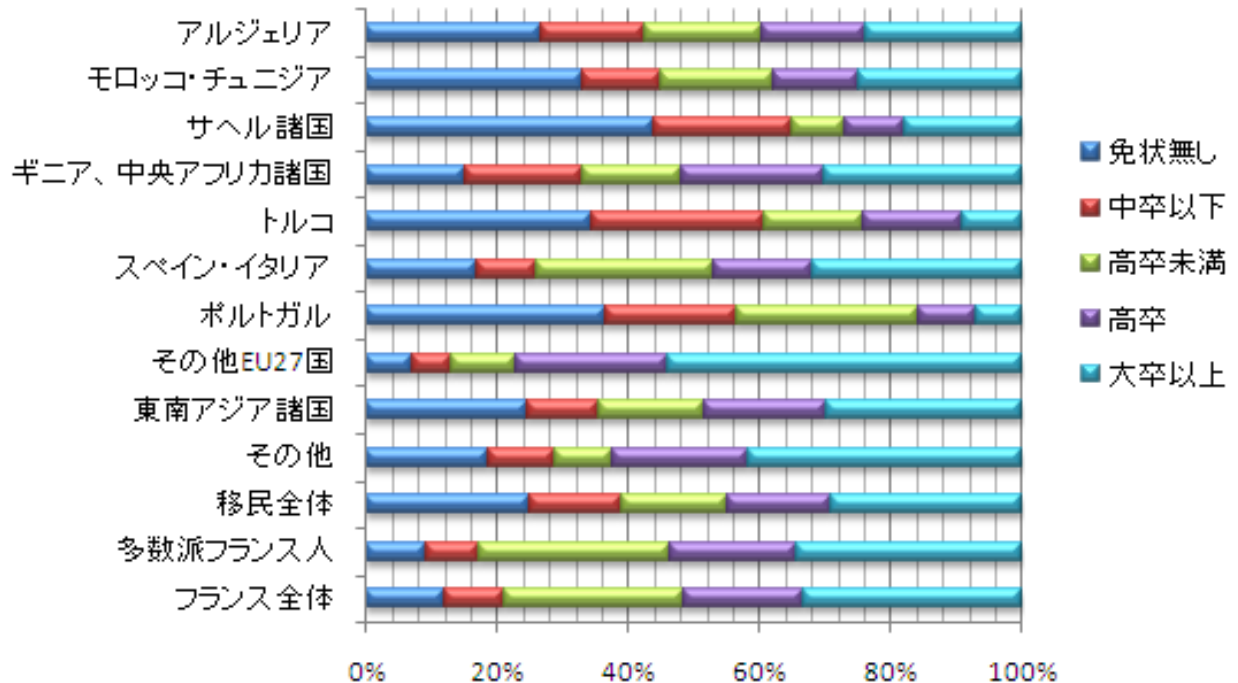
移民とその子弟の学歴の状況について、まず見てみる。移民第一世代の特徴として、総じて学歴が低い者が占める割合が高いことがあげられる(図表 27 参照)。多数派フランス人においては、教育免状を全く持っていないもしくは中学卒業以下の学歴の者が占める割合は 17%であるが、移民では 39%と 2 倍以上の開きがある。イギリス、ベルギーやドイツを含む「その他 EU27 カ国」を除いて、いずれの出身国区分の移民においても中学卒業以下の学歴しか持たない者が占める割合は多数派フランス人のそれよりも大きく上回っている。「その他 EU27 カ国」では、大学卒以上の学歴の者が占める割合が極めて高いことが特徴的である。

一方、移民第二世代では、出身地域に関係なく、移民第一世代よりも中学卒業以下の学歴の者の占める割合が減っており、サヘル諸国やポルトガル出身の移民を親に持つ子弟においては 30%以上、トルコ出身の移民を親に持つ子弟においては 20%以上減っている(図表 28 参照)。その結果、移民の親を持つ子弟の全体における中学卒業以下の学歴の者の占める割合は 25%と親世代よりも約 15%その割合が低下しているだけでなく、高卒以上の学歴の割合も親世代よりも増えている。

以上より、公教育をとおして、個人の学歴の差は世代を下るにつれて減少していることがわかる。しかしながら、依然として多数派フランス人と非欧州諸国出身の移民やその子弟の間に学歴の格差が残っている現状にある。

(図表 27)

18～50歳までの移民の学歴レベル(出自別)



※INSEE・INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010, p.41 に基づき作成。

備考：凡例の学歴レベルはそれぞれ以下の教育免状を持っている者に相当する。

免状無し…初等教育修了証（CEP）も何も取得していない者

中卒以下…初等教育修了証（CEP）もしくは中等教育前期課程修了免状（BEPC）と同等な免状を取得した者。

高卒未満…職業適格証（CAP）もしくは職業教育免状（BEP）と同等な免状を取得した者

高卒 …バカロレア<sup>53</sup>あるいはそれと同等な教育免状を取得した者

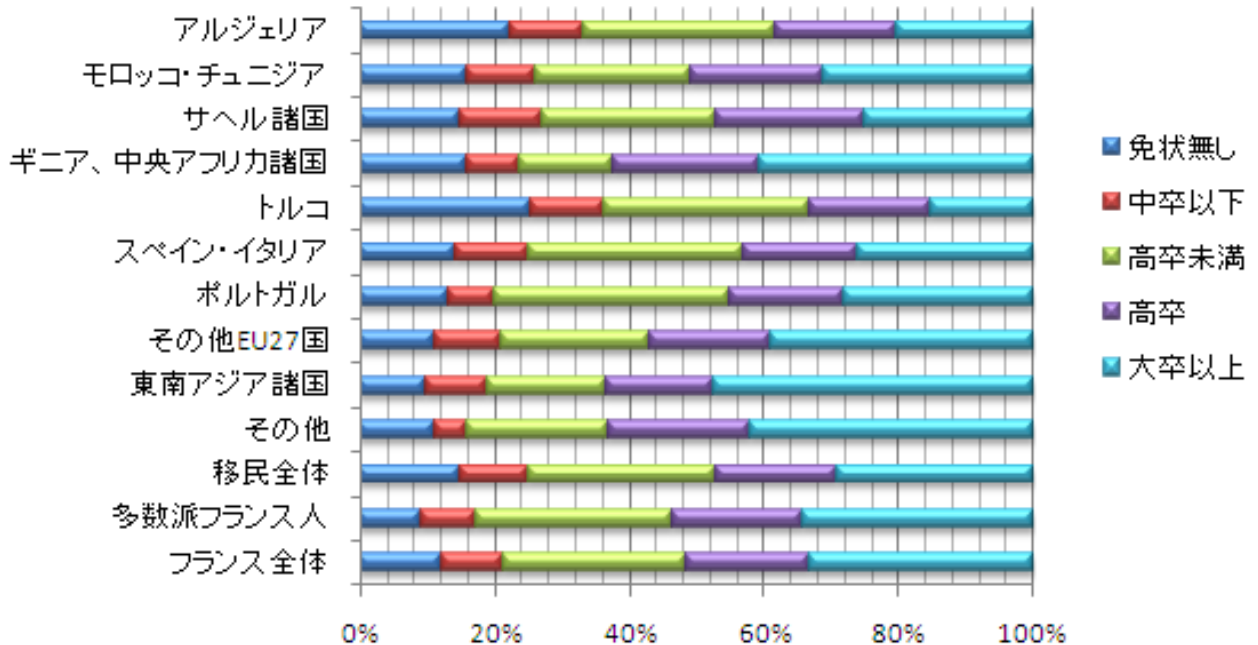
大卒以上…バカロレアより上級の教育免状

<sup>53</sup> フランスの後期中等教育修了を証明する国家試験。この資格を取得すると、大学入学資格が与えられる。



(図表 28)

18～50歳までの移民の子の学歴レベル(出自別)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010, p.44 に基づき作成。

備考：凡例の学歴レベルはそれぞれ以下の教育免状を持っている者に相当する。

免状無し…初等教育修了証 (CEP) も何も取得していない者

中卒以下…初等教育修了証 (CEP) もしくは中等教育前期課程修了免状 (BEPC) と同等な免状を取得した者。

高卒未満…職業適格証 (CAP) もしくは職業教育免状 (BEP) と同等な免状を取得した者

高卒 …バカロレアあるいはそれと同等な教育免状を取得した者

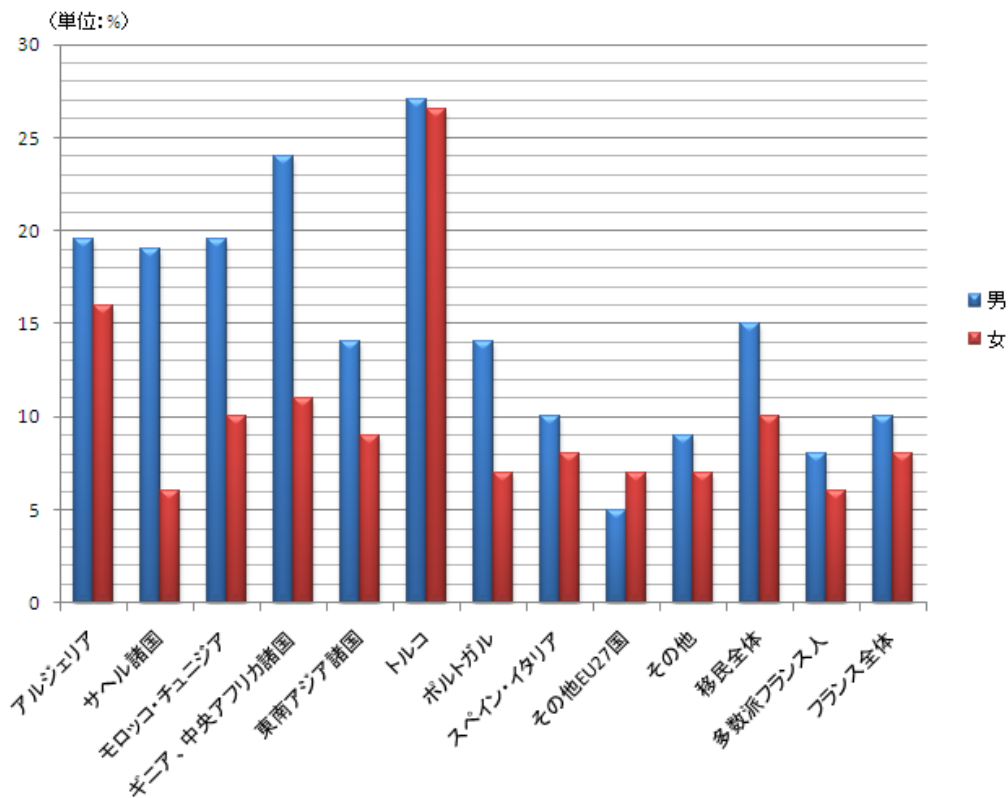
大卒以上…バカロレアより上級の教育免状

続いて、移民の親を持つ子弟における義務教育を修了できなかった者の割合を見てみる。フランスの義務教育の年限は6歳から16歳までであるが、中等教育前期の修了を証明する教育免状が中等教育前期課程修了免状 (BEPC) である。中等教育前期課程修了免状 (BEPC) は、日本における中学校卒業に相当する能力を証明する国家資格である。この中等教育前期課程修了免状 (BEPC) を取得できないことは義務教育を修了できなかったことを意味するが、移民二世において本免状を持たない者の占める割合を出自別に示したものが図表 29 である。移民を親に持つ子弟ではその割合は13%と、多数派フランス人の8%と比べると大きな開きが見られる。出自別に見ると、トルコ出身の移民の親を持つ子弟は約27%、アフリカ大陸諸国出身の移民の親を持つ男子は20%前後と、トルコやアフリカ大陸出身の親を持つ子弟において、中学校卒業レベル未満の学歴である者の割合が高い。欧州諸国や東南アジア諸

国出身の移民の親を持つ子弟においては、その比率は多数派フランス人の比率に比較的近い。性別で見ると、総じて、男性より女性の方が中学卒業未満レベルの学歴の者の割合が少ない上に、バカロレアを取得する率が女性の方が高い。義務教育以降も男性より女性の方が修学の率が優位であることがわかる。「生き立ちと出自」第一報告書によれば、単に移民の親を持つということよりも、どのような社会階層にある移民の親を子が持つかということの方が、子の獲得する学歴に与える影響がより大きいため、子の親の出自と親の社会階層も十分考慮されなければならないと指摘している。なぜなら、次章で詳述するとおり、移民一世においてはその属する社会階層に偏りが見られるからである。

(図表 29)

移民二世における中等教育前期課程修了免状(BEPC)を持たない者の割合(出自別)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010, p.48 に基づき作成。



### (3) 職業階層

移民の職業階層の分布について見るために、まず、INSEE の統計レポート「INSEE Première」第 1262 号<sup>54</sup>を参照する。フランスでは、移民の勤労者の 38%が現場労働者や職業資格が求められない仕事に就いている一方で、非移民の勤労者ではその割合は 19%である。移民の方が単純労働についている割合が非移民集団に比べると 2 倍近く高いことが分かる。

次に、「生き立ちと出自」第一報告書から、子を持つ移民の父親の職業階層についての調査結果を参考にする。移民である父親の中で最も多い職業階層は現場労働者である。その割合は 67%であり、その中でも特に、マグレブ諸国やポルトガル出身の移民の父親ではその割合が 70%を超え、多数派フランス人の 39%を大幅に上回る高い割合である（[図表 31 参照](#)）。

続いて、移民の父を持つ子弟の職業階層を見ると、不安定な職業階層である現場労働者層が移民の子弟の勤労者に占める割合は 27%と、その親世代の 67%に比べてその高い偏在性は大きく改善され、多数派フランス人の割合（22%）に近くなっている。移民を親に持つ子弟は、親の職業階層に多い現場労働者層以外の職業階層（管理職層、中間職層、事務労働者層など）に進出していることがわかる（[図表 32 参照](#)）。これが全体の傾向であるが、子の性別で見ると、必ずしもそのようには言えない状況がある。[図表 33](#) は、事務労働者層と現場労働者層において、その父と子の就いている職業階層の割合を比較したものである。移民である父親において現場労働者層が占める割合は 67%であるが、それにより近い割合を持つのは移民の父親を持つ男子（43%）であり、その女子（11%）ではより低い。移民二世の女子では、現場労働者よりむしろ会社などで雇われ事務労働者として働いている場合が多い。このように、性別により程度の差が見られるが、移民の父を持つ子弟においては職業階層の固定化の傾向は薄まっている。

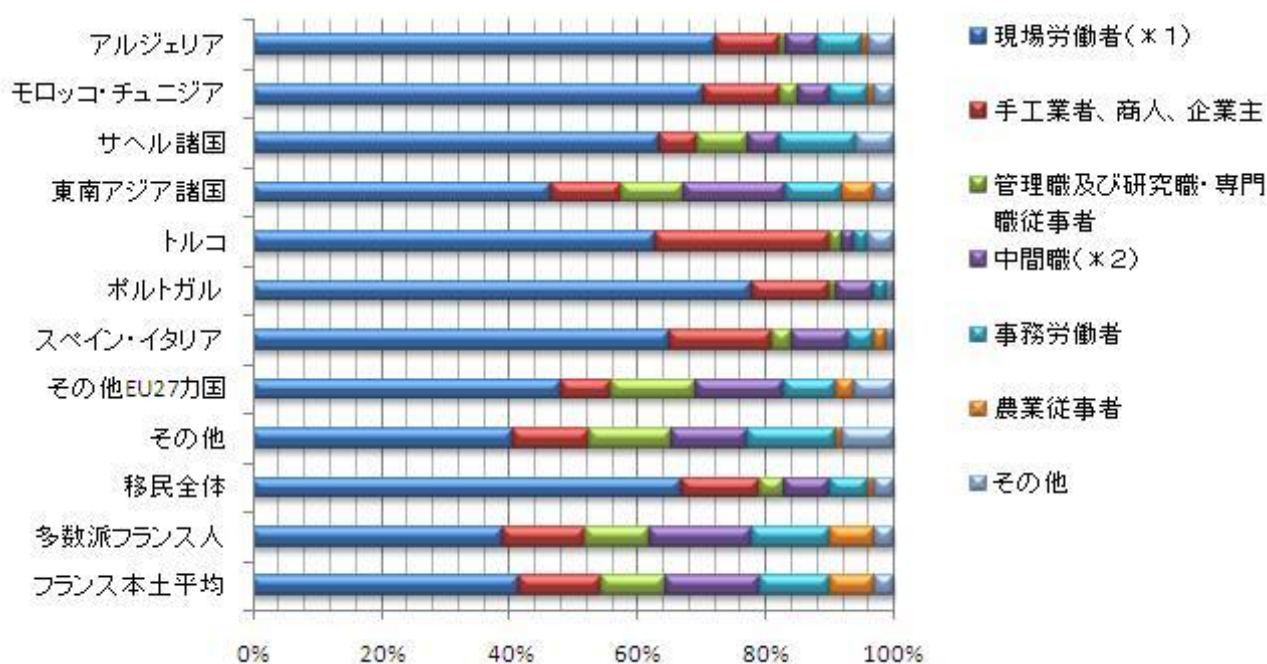
「生き立ちと出自」第一報告書によると、現場労働者である父を持つ子が中間職や事務労働者として働く割合が多くなっている背景として、現場労働者が労働市場に占める割合が低下する一方で事務労働者が増えたという、労働市場の変化を指摘している。移民一世と二世の間に職業階層の固定化傾向が薄れた要因として、労働市場の変化のほかに、取得する教育免状や職業資格の上昇も考えられる。

---

<sup>54</sup> 本調査結果は、欧州委員会統計局（Eurostat）からの要請に基づき、INSEE が行った外国で生まれた人の職業状況についての調査に基づくもの。18 歳から 74 歳までの間の一般的な世帯を対象に行われ、4,800 人（そのうち 10%が移民）から回答を得る。労働人口における不平等を分析するために本レポートで取り扱った移民の対象年齢は 18 歳から 64 歳である。

(図表 30)

移民の子の親の職業階層(出自別)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010,p.65 に基づき作成。

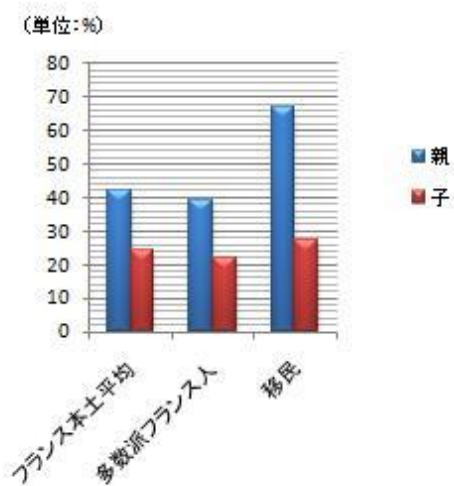
\* 1 : 現場労働者には、未熟練現場労働者と熟練現場労働者が含まれる。

\* 2 : 中間職は、管理職と現場労働者や事務労働者の間に位置づけられている職で、看護師や学校の教員などが含まれる。

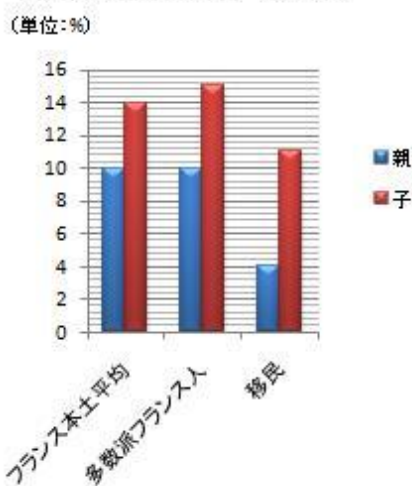
(図表 31)

職業階層に占める割合 (出自・世代別)

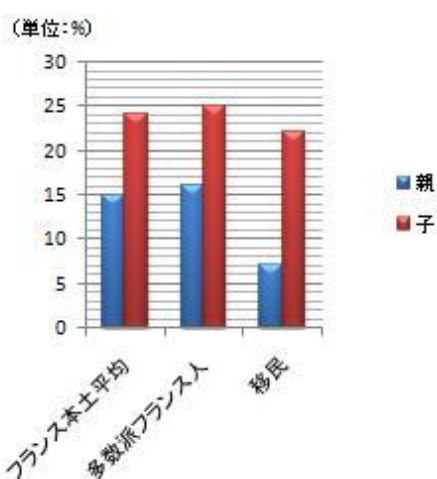
現場労働者層に占める割合(出自・世代別)



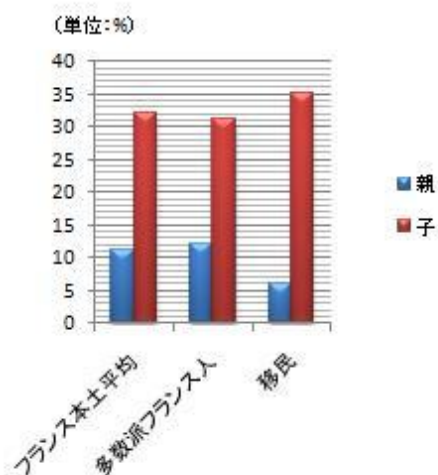
管理職及び研究職・専門職従事者層に占める割合(出自・世代別)



中間職層に占める割合(出自・世代別)



事務労働者層に占める割合(出自・世代別)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.65-66 に基づき作成。

備考：現場労働者層、管理職及び研究職・専門職従事者層、中間職層、事務労働者層の4つの職業階層において、それぞれ職業階層に属する移民の親の割合と子世代の割合を出自別に比較したもの。

(図表 32)

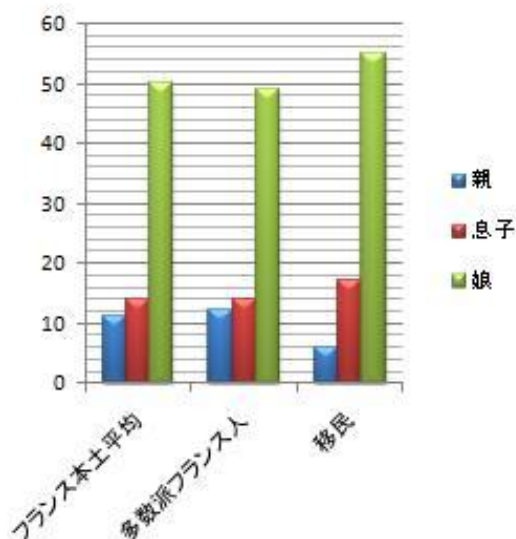
職業階層（現場労働者層と事務労働者層）に占める割合

(出自・世代・男女別)

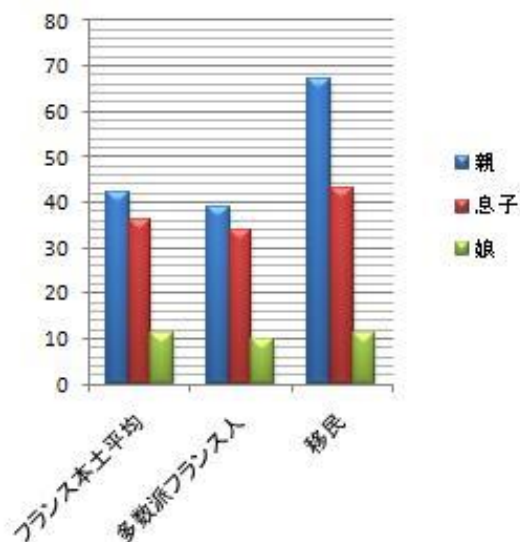
事務労働者層が占める割合(出自・世代・男女別)

現場労働者層が占める割合(出自・世代・男女別)

(単位:%)



(単位:%)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.65-66 に基づき作成。

(4) 雇用

移民と多数派フランス人との間に賃金格差があるかどうかについては、[図表 33](#) が参考になる。[図表 33](#) は、多数派フランス人の時給レベルを基準にした場合、移民とその子弟の時給のレベルがどの程度なのかを指数で表したものである。表のとおり、出身地域と、性別によりその程度が異なることが分かる。欧州諸国出身の移民においては多数派フランス人との時間給格差があまり存在しない一方、非欧州諸国出身の移民では多数派フランス人の時給水準との間に 0.10 台の格差があり、特にトルコ出身とサハラ以南アフリカ諸国出身の移民ではその格差が 0.15 以上と大きな賃金格差が生じている。また、移民の女性より移民男性の方が多数派フランス人との差が大きい。4 段階に分けて、年齢、職業階層、居住地域（首都圏か否か）、業種、会社規模、勤続年数等を考慮に入れ補正を行った値が補正值 D である。この補正值 D に現れる差は、理論上、説明がつかない差とされ、特にマグレブ諸国を含むアフリカ地域からの移民男性ではなおその値が 0.10 前後と高い差が確認される。また、補正值 D が移民の子弟よりその親でより高くなる傾向が見られる。これについては、(3) 職業階層で見たとおり、移民二世が現場労働者の仕事とは異なる待遇のいくらかよい職業に就くことができたことによるものと考えられる。

次に、INSEE のレポート<sup>55</sup>に基づき、就業率と失業率の移民と多数派フランス人の差につ

<sup>55</sup> 前出の国立統計経済研究所 (INSEE) の統計レポート「INSEE Première」第 1262 号(2009

いて見る。まず、就業率を比べると、移民のそれは 57%である一方、非移民では 69%である（[図表 34 参照](#)）。失業率は移民では 13.5%、非移民のそれは 6.9%であり、移民は非移民の約 2 倍の高い失業率に達している。同レポートによれば、移民の中でもマグレブ諸国とトルコを含むアジア出身の移民の女性は、他の地域の出身の移民に比べて就業率も失業率もともに低い。それとは対照的に、欧州諸国やサハラ以南アフリカ諸国出身の移民の女性は多数派フランス人の高い就業率や失業率に近い値を示している。

(図表 33)

出自が時間給に与える影響

出身地域・国		男性					女性				
		賃金格差指数	賃金格差補正值(+)				賃金格差指数	賃金格差補正值(+)			
A	B		C	D	A	B		C	D		
移民	アルジェリア	▲ 0.13	▲ 0.16	▲ 0.07	▲ 0.07	▲ 0.08	▲ 0.11	▲ 0.09	0.00	▲ 0.01	▲ 0.02
	モロッコ・チュニジア	▲ 0.10	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.07	▲ 0.16	▲ 0.10	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.02
	サハラ以南諸国	▲ 0.15	▲ 0.24	▲ 0.14	▲ 0.15	▲ 0.12	▲ 0.15	▲ 0.09	0.03	0.00	▲ 0.01
	東南アジア	▲ 0.04	▲ 0.10	▲ 0.05	▲ 0.07	▲ 0.07	▲ 0.03	▲ 0.04	0.02	0.02	0.00
	トルコ	▲ 0.18	▲ 0.10	▲ 0.01	▲ 0.03	▲ 0.02	▲ 0.21	▲ 0.08	0.00	▲ 0.02	▲ 0.02
	ポルトガル	▲ 0.02	0.01	0.09	0.03	0.02	▲ 0.11	▲ 0.05	0.01	0.02	0.04
	スペイン・イタリア	0.00	▲ 0.04	0.03	0.01	0.00	0.07	0.03	0.09	0.07	0.02
	その他EU27カ国	0.14	0.05	0.16	0.13	0.05	0.15	0.02	0.14	0.12	0.05
	その他	▲ 0.03	▲ 0.12	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 0.03	▲ 0.08	0.04	0.03	0.02
移民の子弟	アルジェリア	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.04	▲ 0.06	0.02	0.03	0.02	0.02
	モロッコ・チュニジア	▲ 0.14	▲ 0.05	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.02	▲ 0.03	0.01	0.01	0.01	0.01
	サハラ以南諸国	▲ 0.16	▲ 0.09	▲ 0.09	▲ 0.08	▲ 0.06	▲ 0.01	0.04	0.05	0.05	0.04
	東南アジア	0.02	0.05	0.05	0.04	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.02
	トルコ	▲ 0.14	0.01	0.02	0.01	0.02	▲ 0.17	0.06	0.06	0.04	0.07
	ポルトガル	▲ 0.12	▲ 0.03	▲ 0.03	▲ 0.04	▲ 0.03	▲ 0.07	▲ 0.03	▲ 0.02	▲ 0.02	0.00
	スペイン・イタリア	0.01	0.03	0.03	0.03	0.02	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
	その他EU27カ国	0.05	0.02	0.02	0.01	0.00	0.08	0.03	0.03	0.03	0.02
	その他	▲ 0.08	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.04	0.07	0.01	0.01	0.03	0.02
多数派フランス人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.74 に基づき作成。

備考：多数派フランス人の時間給を基準に、時間給の水準を上下を指数で表したもの。

(+)：賃金格差補正值については、次の5つの要素を順に加味して求めたもの。賃金格差指数値 A から D に補正をしていくほど、理論的には多数派フランス人との差異が解消するものとされる。

- A：個人の属性のうち、次のものを考慮に入れて、賃金格差指数を補正した値  
年齢、職業資格、家族構成、居住地域（首都圏か否か）
- B：個人の属性のうち、次のものを考慮に入れて、A を補正した値  
フランス国籍、フランス語能力、来仏時年齢
- C：労働・雇用に係る次の情報を考慮に入れて、B を補正した値  
職業の業種、勤務企業の規模、勤続年数
- D：社会職業階層を考慮に入れて C を補正した値

年) による。



(図表 34)

## 移民・非移民の学歴別の就業率と失業率（2008年）

（単位：％）

		就業率		失業率	
		男	女	男	女
初等教育・無資格者	移民	65.1	37.8	11.8	17.7
	非移民	60.0	46.0	10.9	13.2
中等教育	移民	70.2	51.9	13.5	12.5
	非移民	72.6	62.5	6.0	8.1
高等教育	移民	72.4	57.7	12.9	11.8
	非移民	85.4	81.4	3.7	4.4
合計	移民	68.6	46.9	12.7	14.3
	非移民	73.4	64.8	6.2	7.6

※INSEE, “Langue, diplômes: des enjeux pour l'accès des immigrés au marché du travail,” INSEE Première numéro 1262, 2009 に基づき作成。

移民と多数派フランス人との間に見られる就業率及び失業率の格差の背景として、[図表 28](#) が示しているように、移民の就労人口の半数近い人は中卒レベル以下の職業資格しか持っておらず、就職に必要な教育免状や職業資格などの面で困難を抱えていることが一般的に考えられる。しかしながら、興味深いことに、無資格者あるいは初等教育学歴者において移民と非移民との失業率の差にあまり差が見られない一方、高い学歴を有する者において移民と非移民との失業率の差が拡大している。

さらに、移民一世と二世の失業率・就業率の割合を比較したものを「生き立ちと出自」第一報告書から紹介する。この調査から引用する統計資料（[図表 35、36](#)）は調査対象が異なるため、先ほどの INSEE の数値と直接比較できないが、移民とその子弟との間の違いの傾向をつかむことができる。

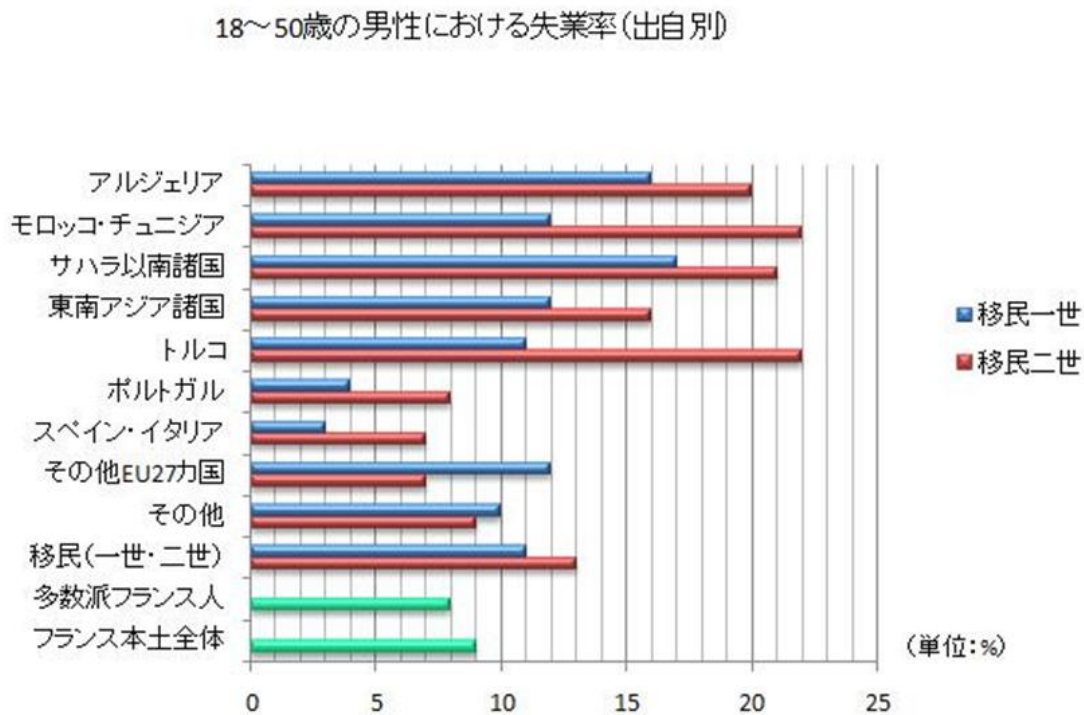
まず、移民男性の就業率は 81%であるが、多数派フランス人男性の 82%と開きはほとんど見られない。しかしながら、移民の間でも出身国により大きなばらつきが見られる。ポルトガルやイタリア、スペインなどの欧州諸国出身の移民男性の就業率は 90%を超えており、多数派フランス人男性の平均を上回る高い就業率を示している。非欧州諸国出身の移民では東南アジア出身の移民男性が多数派フランス人男性の平均を 1%とわずかであるが上回っている。対照的に、東南アジア地域を除く非欧州諸国から来る移民男性においては、多数派フランス人男性の平均を下回っており、その中でも特に、アフリカ大陸出身の移民男性においてはその差が 20%以上とその差が著しい。移民女性についても移民男性と同様の傾向が見られる。

移民二世の男性の就業率の平均は 74%と、移民一世よりも低い。出身国に関係なく、この傾向は見られる。これとは対照的に、移民二世の女性の就業率は 75%と移民一世女性の 58%に比べると高い。女性の世代間の就業率の差は、移民一世の女性においては、出身国で女性の社会進出が進んでいないなどの背景が考えられ、移民二世の女性においては、公教育を受

けて女性も男性と同じように働くことが自然であるというフランスの価値観を受け入れるようになったためではないかと考えられる。また、移民二世の男性における就業率の下落については、移民一世の場合は、入国時に労働許可の関係で勤め先があらかじめ決まっている状態である一方、移民二世は国内労働市場においてゼロから就職活動を行う必要があり、厳しい就職競争にさらされていることが考えられる。

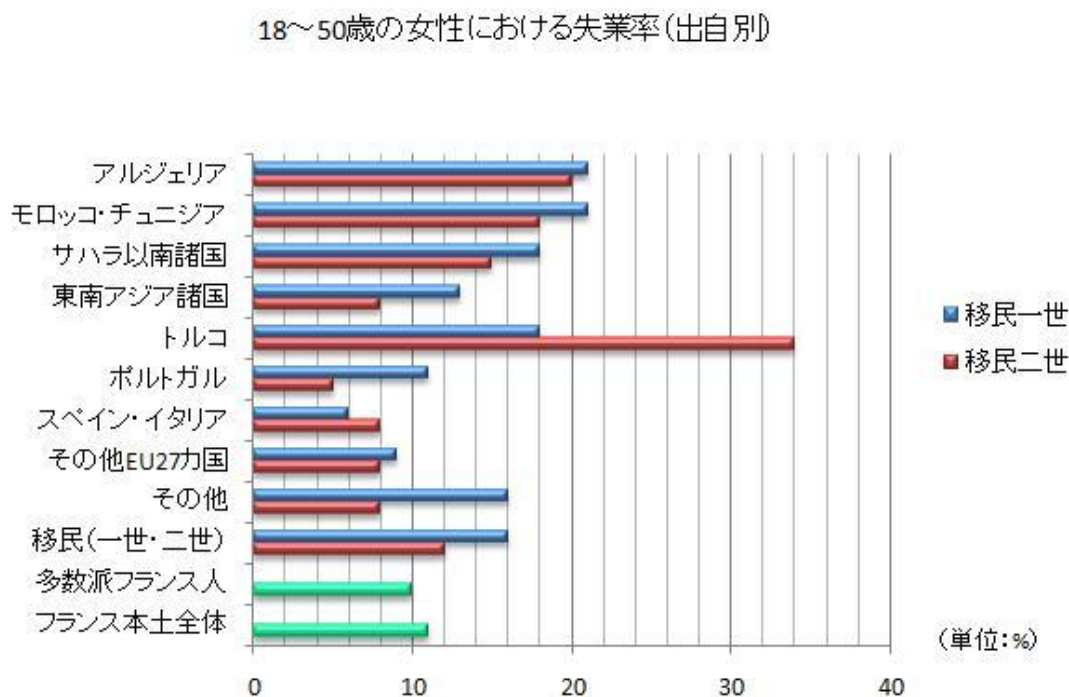
次に失業率であるが、こちらも欧州諸国出身の移民と非欧州諸国出身の移民の間で傾向が異なる。欧州諸国出身の移民男性の失業率は、イタリア・スペイン出身の移民が3%、ポルトガル出身の移民が4%と多数派フランス人の平均の8%を大きく下回る（[図表 35 参照](#)）。他方、非欧州諸国出身の移民男性では、アルジェリア出身者が16%、モロッコ・チュニジア出身者が12%、サハラ以南アフリカ諸国出身者が17%、東南アジア出身者が16%と、多数派フランス人の平均を大きく上回っている。そして、移民の子弟においては、その子弟が男性の場合には、移民の父親の失業率より総じて高くなる傾向があるが、その子弟が女性の場合は、その逆の傾向が見られる（[図表 36 参照](#)）。

(図表 35)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.56 に基づき作成。

(図表 36)



※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.56 に基づき作成。

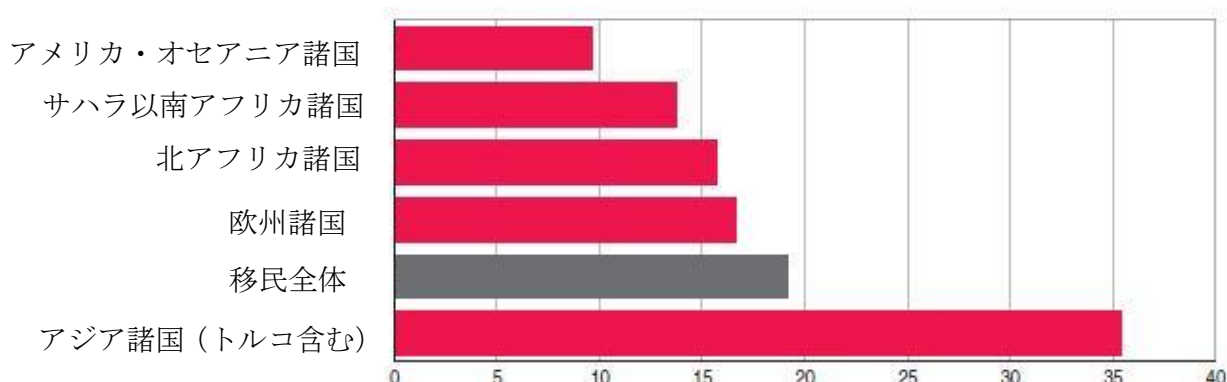
そして、労働市場において移民の直面するハンディ・キャップとしてフランス語能力が挙げられる。最初に、就労年齢にある移民においてフランス語を母語として習得している者の割合について見ると、INSEE の統計レポート「INSEE Première」第 1262 号によれば、移民労働者の全体の約 16% だけである。出自別に詳しく見てみると、サハラ以南アフリカ諸国出身の移民の 41%、北アフリカ諸国出身の移民の 21% がフランス語を母語としている。北アフリカ諸国などの旧仏領出身者だからと言って、必ずしも十分なフランス語能力を有しているとは限らないことがわかる。その他の地域においては、欧州諸国出身の移民の 8%、アメリカ・オセアニア諸国出身の移民の 7%、アジア諸国（トルコ含む）出身の移民の 5% がフランス語を母語としている。就労年齢にある移民のうち、フランス語能力に困難を抱える割合を出自別に比べたものが図表 37 である。フランス語を母語としていない移民労働者は全体の 84% を占めるが、そのうち 33% がフランス語の新聞等を読みこなせず、52% がフランス語の文書作成が十分にできない。移民労働者の 19% が仕事に就くために必要なフランス語能力習得に困難を抱えており、出自別でその割合をみると、アジア諸国（トルコ含む）出身の移民が約 35% と著しく高い割合となっている。他方、その他の地域出身の移民はいずれも 20% 未満でフランス語の壁はアジア出身の移民に比べて低いことが分かる。



(図表 37)

就労上、フランス語能力が問題であると思っている移民労働者の割合

(単位：%)



※INSEE, “Langue, diplômes: des enjeux pour l'accès des immigrés au marché du travail,” INSEE Première, numéro 1262, 2009

### (5) 住居

まず、移民と多数派フランス人の間の不動産所有等の状況について見てみる。移民全体の不動産所有率はおよそ 35%であり、多数派フランス人ではその割合は 57%と、20 ポイントほど大きな格差が見られる (図表 38 参照)。出自別にみると、欧州諸国出身の移民と東南アジア諸国出身の移民の不動産所有率は多数派フランス人のそれとほぼ同じかそれを超えているが、アフリカ大陸諸国出身の移民は 30%未満で、特にアルジェリア出身の移民においては 15%未満と極めて低い。移民一世と二世を比べると、移民二世の不動産所有率が 10 ポイントほど移民一世よりも増加しており、多数派フランス人との開きが縮まっている。他方、低家賃集合住宅 (HLM) を借りている人の割合は、移民全体では約 35%であるが、アルジェリアとサハラ以南アフリカ諸国出身の移民においてはその率は 55%であり、非移民人口の率 (約 15%) と比較すると 3.5 倍以上の大きな差がある。ちなみに、低家賃集合住宅 (HLM) 居住者の 63%が多数派フランス人である。

次に、移民と多数派フランス人の住み替えの差について見る。図表 39 は、持ち家、民間アパート、低家賃集合住宅 (HLM) に住んでいた人が次の住居としてそのいずれを選んだかを出自別で示したグラフである。3つのグラフがあるが、この中で特徴的な傾向が見られるのは、低家賃集合住宅 (HLM) の居住者が次に選ぶ居住先を示す一番右のグラフである。低家賃集合住宅 (HLM) に居住している移民とその子弟が、再び低家賃集合住宅 (HLM) を次の住居として選ぶ割合がそれぞれ 64%、55%と高い一方で、多数派フランス人ではその割合が 37%と大きな差が見られる。そして、多数派フランス人では低家賃集合住宅 (HLM) の後に持ち家を購入する割合が 34%であり、移民とその子弟におけるその割合がそれぞれ 21%、23%であることと比べるとやはり差がある。この割合を移民出身国別に見たデータはないものの、先に見た図表 38 における持ち家率の移民における出身地域間の格差から推測すると、低家賃集合住宅 (HLM) からより良い質の住宅へ移転する割合においても同様に移民の中でも出身地域間の格差があると見込まれる。多数派フランス人にとって、低家賃集合

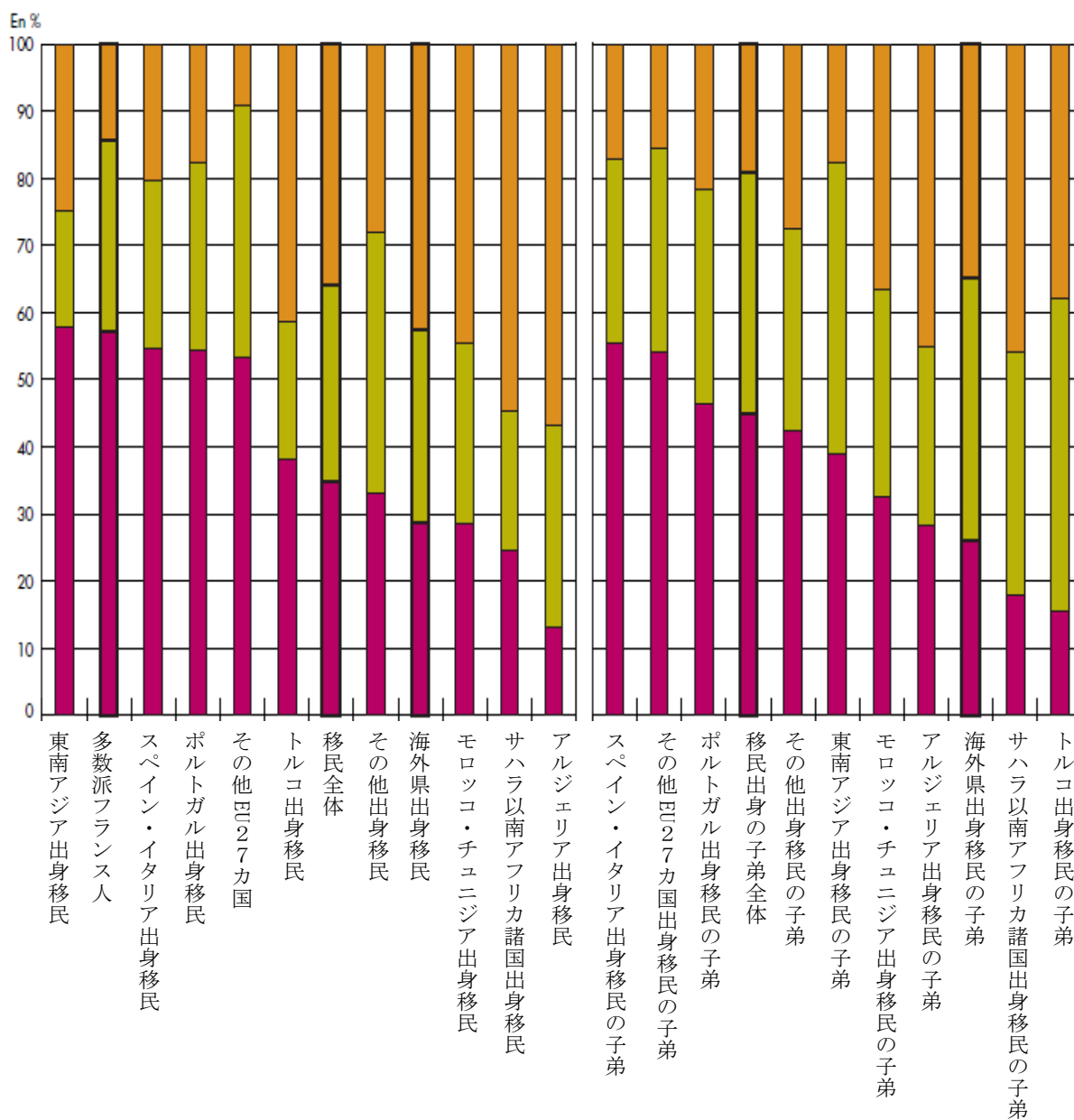
住宅（HLM）は仮の住まいであり、より良い住宅へのステップになっている傾向が移民とその子弟よりはっきりと表れている。

住居環境については、移民世帯においては非移民世帯に比べて、1世帯当たりの平均居住者が多い一方、1世帯当たりの平均的な部屋数は少なく、平均的な面積は狭い。住居の基準に基づき居住者の数が過剰と判断される割合が、多数派フランス人の6倍近い高い率に達している。移民世帯の住環境が多数派フランス人と比べて劣っていることがわかる（[図表 40 参照](#)）。

(図表 38)

移民と移民の子弟の不動産所有状況 (出自別)

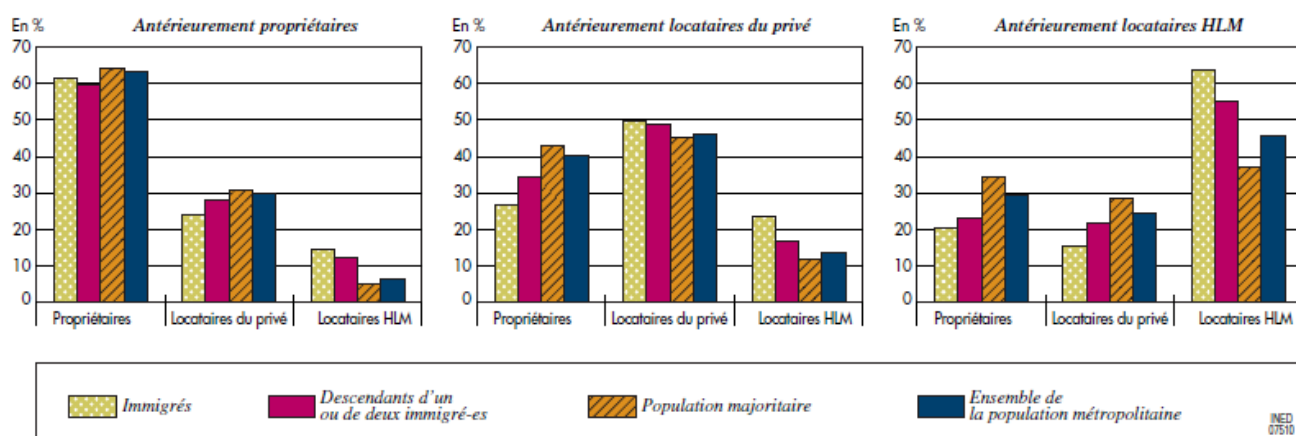
(単位 : %)



※出典 : INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010,p.96 (図中の日本語は筆者加筆)

\* 凡例 :  不動産所有者     民間アパート賃借人  
 低家賃集合住宅 (HLM)

(図表 39)



※出典：INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010,p.96

\* 凡例： 移民 移民の子弟  
 多数派フランス人 フランス本土全体

備考：（上の3つのグラフは左から順に）

不動産所有だった者、民間物件を借りていた者、低家賃集合住宅（HLM）を借りていた者が、次に移り住む住居として、不動産所有物件、民間賃貸借物件、低家賃集合住宅（HLM）のいずれかを選択した割合を示している。

なお、上のグラフ横軸のフランス語は以下のとおり。

Propriétaires：不動産所有者、 Locataires du privé：民間物件賃借人

Locataires HLM：低家賃集合住宅（HLM）賃借人

(図表 40)

住居の広さと世帯人員数（フランス本土、2002年）

	世帯全体	非移民世帯	混合世帯(*)	移民世帯
1世帯あたりの平均人員数	2.4	2.3	3.2	2.9
1世帯あたりの平均部屋数	4.0	4.0	4.1	3.5
1世帯あたりの平均面積 (m <sup>2</sup> )	89.6	90.6	92.7	75.1
1人あたりの平均面積	37.5	39.2	29.3	26.1
1世帯あたりの人員指標 (%) (#)				
1世帯あたりの居住者が				
「過小」である割合	72.0	74.9	65.2	41.4
「正常」である割合	21.0	20.1	24.4	30.2
「過剰」である割合	7.0	5.0	10.4	28.4

※INSEE, “Les immigrés en France, édition 2005,” 2005,p.144 に基づき作成。

\*：移民と非移民から成る世帯

#：世帯人員2名以上における指標

## (6) 差別

フランスで出自による差別があるのだろうか、あるいは、どれくらいあるのだろうか。人により受け取り方も違うなど、客観的に差別の存在を把握することは難しいが、「生い立ちと出自」第一報告書の調査結果が参考になると思われるので、その結果のいくつかを紹介する。

まず、フランス社会において、「出自に基づく差別があると思うか」という問いに対して、多数派フランス人で「しばしばある」と答えた割合は、男性では 53%、女性では 60%に上る一方、移民では男女それぞれ 42%、43%、移民を両親に持つ子においては男女それぞれ 55%と 59%となっている。片親が移民である子では男女それぞれ 58%と 62%である（[図表 41 参照](#)）。移民一世では、多数派フランス人が思っているほど、出自による差別があるとは思っていない。移民二世では、移民一世より、差別があると思っている割合が高く、その中でも、両親のうち一方を移民に持つ移民二世で高い。他方、女性に対する差別があると答えた割合は、回答者の出自や性別を問わず、「出自や肌に基づく差別」があると答えた人の割合の半分程度しかおらず、出自による差別は性差別よりも「しばしばある」と受け取られている。

(図表 41)

性及び出自に基づく差別があると思うと回答した人の割合

	出自や肌に基づく差別		女性に対する差別	
	男性	女性	男性	女性
移民	42	43	16	19
両親とも移民である子	55	59	24	31
片親が移民である子	58	62	30	33
多数派フランス人	53	60	27	29
フランス本土全体	53	58	26	28

※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010,p.130 に基づき作成。

次に、「過去5年間に出自に基づく差別を受けた経験が実際にあるか」という問いに対して、多数派フランス人では 19%、移民一世では 32%、移民二世においては 36%の者が、「ある」と答えており、多数派フランス人より移民が、移民一世より移民二世の方が出自に基づく被差別体験を持っている割合が高い（[図表 42 参照](#)）。

そして、「過去5年間に差別を経験した者がどのような理由に基づく差別を経験したか」という問いに対する結果をまとめたものが[図表 43](#)である。フランス本土全体では、上位3つが①出身、②肌の色、③性であり、宗教による差別は9つの理由の中で最下位にある。移民一世では、3位にアクセントが入っており、移民二世では宗教とならんで居住地区が3位に入っている。全体で2位にランクされている差別理由である肌の色については、サヘル諸国とギニア、中央アフリカ諸国出身の移民とその子弟においては、差別理由の第1位になっている。

さらに詳しく年齢や性別、学歴などで被差別体験の程度の割合を表したものが[図表 44](#)である。[図表 44](#)は「生い立ちと出自」調査の結果をベースに国立人口学研究所 (INED) が分析し発表した資料である。これによると、女性よりも男性が、年齢では 25 歳から 34 歳の若年層が、学歴で

は高学歴ほど、社会階層では自由業や事務労働者が、就職者より失業者の方が、宗教ではイスラム教を信仰している人が、出身においては非欧州諸国の出身者（特にアフリカ大陸出身者）が、より差別を受ける割合が高いことが分かる。

最後に、移民とその子弟が就職において経験した差別について紹介する。INED<sup>56</sup>によると、移民の稼働年齢者を対象とした調査において、雇用契約を結ぶ際に、移民の8%が出自を理由として不平等な扱いを受けたと回答しており、そのうち3分の2が書類選考の段階で落とされたと答えている。雇用の際に抱く被差別感情を持つ割合は、サハラ以南アフリカ諸国出身の移民で高く（15%）、欧州諸国やアジア諸国出身の移民では低いとしている。

以上から、フランスにおける出自に基づく差別の一般的な傾向として次のようなことが言える。

- ・フランス国籍の有無に関係なく、文化的にも外見的にも異なる文明に出自を持つ者（ビジブル・マイノリティ）が被差別感情を抱きやすい。
  - …非欧州諸国出身の移民とその子弟、イスラム教信者など
- ・フランス社会への溶け込みが進むほど、被差別感情を抱きやすい。
  - …移民二世、高学歴者、男性など

ここで特筆すべきことは、公教育を受け社会統合に成功したと思われる移民二世が差別を受けたと感じる割合が移民一世よりも高いことである。その背景として、移民一世においてはフランス社会における同化世代であったことや母国より豊かなフランスの経済や福祉などの恩恵を受けることができたことにより不満が表立たなかったことが考えられ、移民二世においては公教育をとおして人権意識が高まっていることや、進学や就職などで多数派フランス人との競合する機会が移民一世に比べて多いことなどが考えられる。

---

<sup>56</sup> INED, “Les discriminations : une question de minorités visibles”, Population & Sociétés, numéro 466, 2010

(図表 42)

出自による差別(\*)を受けた経験の割合(出自別)

(単位:%)

		出自による差別を受けた経験あり	出自による差別を受けた経験はないが、出自による差別が疑われるような経験あり	出自による差別を受けた経験、及び出自による差別が疑われるような経験なし
移民	アルジェリア	35	35	30
	モロッコ・チュニジア	38	34	28
	サヘル諸国	41	38	20
	ギニア・中央アフリカ諸国	55	33	12
	東南アジア諸国	36	28	36
	トルコ	25	31	43
	ポルトガル	20	25	55
	スペイン・イタリア	27	17	56
	その他EU27カ国	19	17	64
	その他	28	26	45
	移民全体	32	29	39
移民の子弟	アルジェリア	49	31	20
	モロッコ・チュニジア	50	28	22
	サヘル諸国	58	31	12
	ギニア・中央アフリカ諸国	60	25	15
	東南アジア諸国	53	26	21
	トルコ	44	32	25
	ポルトガル	28	26	46
	スペイン・イタリア	21	19	60
	その他EU27カ国	21	20	59
	その他	38	24	38
	移民の子弟全体	36	25	39
多数派フランス人		16	23	61
フランス本土全体		19	23	58

※出典：INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France -,” premiers résultats, 2010,p.135 に基づき作成。

\*racisme を「出自に基づく差別」と訳した。

なお、移民の子弟の出身国は、子弟の親の出身国に基づき集計。

(図表 43)

## 差別の理由(出自別)

(単位:%)

		差別理由								
		年齢	性	肌の色	出身	居住地区	なまり	宗教	服装	家族状況
移民	アルジェリア	6	2	14	85	8	10	8	4	3
	モロッコ・チュニジア	6	5	24	87	3	8	12	3	1
	サヘル諸国	2	3	81	52	3	16	3	1	2
	ギニア・中央アフリカ諸国	2	2	86	44	3	9	1	1	3
	東南アジア諸国	3	6	25	73	5	20	0	0	3
	トルコ	3	3	6	77	7	20	13	7	1
	ポルトガル	4	8	2	51	3	14	5	9	18
	その他EU27カ国	4	18	3	72	12	20	1	9	6
	その他	3	5	38	64	5	22	2	3	1
	移民全体	4	5	34	70	50	14	6	4	3
移民の子弟	アルジェリア	7	6	20	83	11	4	15	6	3
	モロッコ・チュニジア	9	7	31	80	18	3	23	8	3
	サヘル諸国	10	7	87	43	16	10	6	11	1
	ギニア・中央アフリカ諸国	11	6	89	46	18	3	4	6	1
	東南アジア諸国	22	14	38	64	12	6	1	8	5
	トルコ	15	4	5	75	14	4	14	6	0
	ポルトガル	13	18	14	44	6	7	3	10	6
	スペイン・イタリア	15	24	9	26	11	4	2	6	7
	その他EU27カ国	12	24	7	26	7	6	12	8	3
	その他	12	12	44	54	15	3	6	11	6
	移民の子弟全体	10	10	28	65	13	4	13	8	4
多数派フランス人		16	24	8	18.5	6	4	3	11	9
フランス本土全体		12	17	20	39	8	6	5	9	7

※INSEE - INED, “Trajectoires et Origines – Enquête sur la diversité des populations en France - ,” premiers résultats, 2010, p.132 に基づき作成。

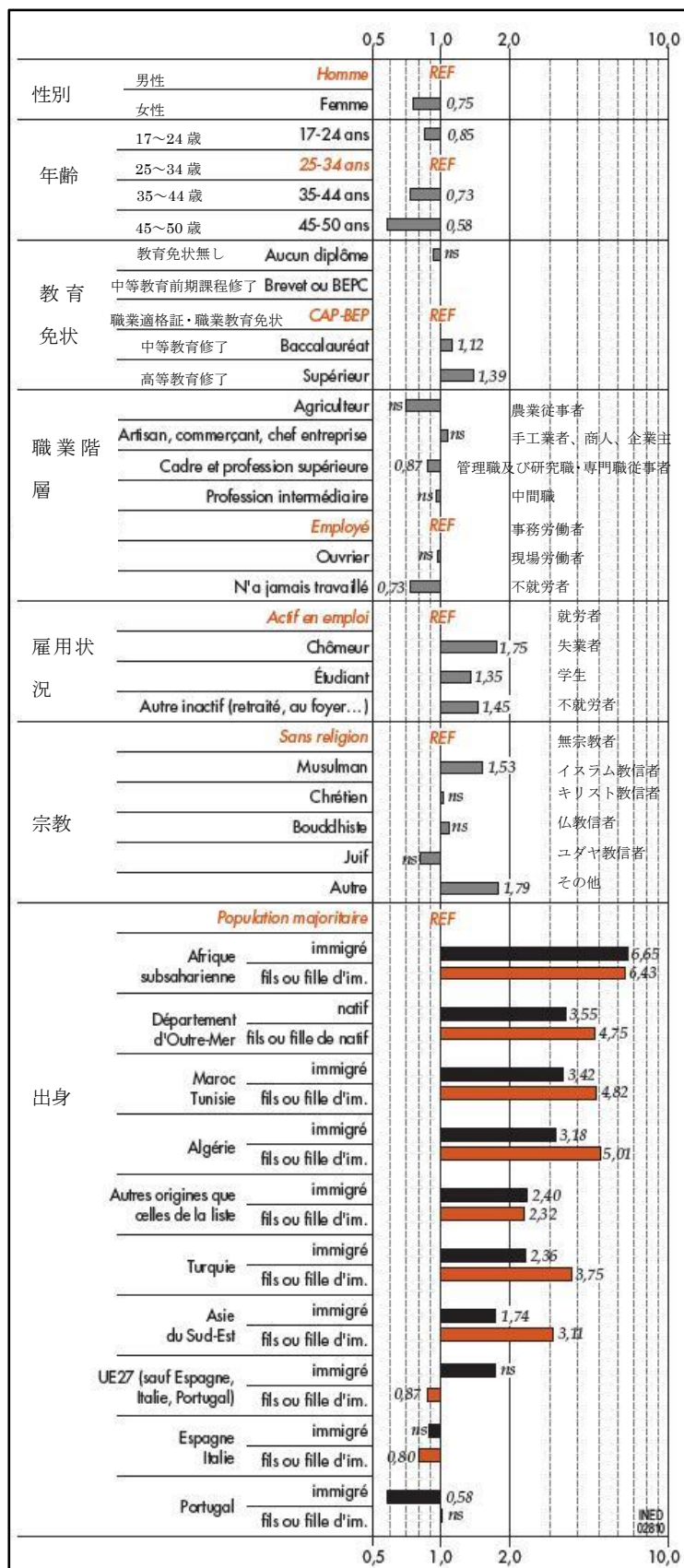
備考：過去5年間に差別を受けたと答えたものが、その差別の理由について答えた集計結果(複数回答可)

なお、移民の子弟の出身国は、子弟の親の出身国に基づき集計。



(図表 44)

差別を受けた人の分布 (属性別・出自別)



出典 :

INED, "Les discriminations : une question de minorités visibles," Population & Sociétés, numéro 466, 2010

凡例 :

・「出身」の項目における黒の棒グラフは移民一世、茶の棒グラフは移民二世を表す。

備考 :

・調査対象は「生い立ちと出自」調査と同じ。  
 ・このグラフは、「この5年間に不平等な待遇または差別を受けたことがありますか」という問いに対して、「しばしばある」あるいは「ときどきある」と答えるにいたった差別の要因について、赤字のカテゴリーを基準に差別の頻度の多寡の割合を表したもの。

例) 失業者 (1.75) は、就業者 (1.0) よりも75%差別を受ける可能性が高い。

なお、グラフ中の「ns」は統計的に有意性がないうことを表す。

多数派フランス人  
 サハラ以南アフリカ諸国  
 海外県  
 モロッコ・チュニジア  
 アルジェリア  
 その他  
 トルコ  
 東南アジア諸国  
 その他 EU27 各国  
 スペイン・イタリア  
 ポルトガル

## (7) まとめ

移民とその子弟がフランス社会に置かれている状況について見てきたことをまとめると、次のとおりである。

出自に関する各種の統計結果において、多数派フランス人との格差が少ないグループ、すなわちフランス社会により溶け込んでいると考えられるグループは以下の通りである。

- ✓ 移民一世よりも移民二世である。
- ✓ 移民一世の中では、非欧州諸国出身者よりも欧州諸国出身者である。
- ✓ 移民二世の中では、非欧州諸国出身の移民の子弟よりも欧州諸国出身者の移民の子弟である。

また、フランス社会における出自による差別については、総じて、移民一世より移民二世が強い被差別感情を抱いている。出身地域で見ると、北アフリカ諸国やサハラ以南アフリカ諸国出身の移民とその子弟は出自による差別的な扱いを受けたと感じている割合がより高い。

移民二世がフランス社会から受ける被差別感情は、公教育による人権意識の向上のほか、進学や就職などの場面で多数派フランス人と対等に競争をしていることによって生まれる副産物とも言える。しかしながら、学歴、失業率、賃金、居住環境など生活を支える要素について多数派フランス人との格差が依然として認められることは、移民とその子弟が多数派フランス人と対等なスタートラインにそもそも立つことができていないことを示唆している可能性がある。

このように、移民及びその子弟と多数派フランス人との社会的あるいは経済的な格差を縮め、すべての人が意欲と能力に応じて、より公平に社会参加ができるように社会を形成していくことが今後とも重要な課題になるものと考えられている。このため、フランスでは、国の責任において、移民一世に対しては少しでも円滑にフランス社会に溶け込めるように必要最低限の研修を実施し、生活環境が荒廃した地区に住む移民とその子弟に対しては、当該地区の再生とそこに住む人々が共有する社会的課題解決の支援を行う施策の枠組みの中で社会参入の支援を行っている。次の2では、フランスの移民の社会統合の取組みについて紹介する。

## 2 社会統合施策

本節1のとおり、移民と多数派フランス人、移民一世と二世、そして欧州諸国と非欧州諸国出身の移民との間に、それぞれ出自による格差が見られた。このような出自による格差については以前からある程度指摘されていたことである。しかし、フランスでは出自に着目して格差を是正する施策は共和国理念にそぐわないことから、出自を問わない間口の広い施策が採られており、人々の住む地区の間に確認される経済的・社会的な格差を是正する取組みが行われている。そこで、本節では、移民を対象にして実施される受入統合契約だけでなく、移民・非移民を問わずに困難を抱える人々の社会参入を支援し、人々や地区の経済的・社会的な不均衡を是正する取組みについても紹介する。

そこで、まずは、新規移民に対して義務化され、フランスにおける移民の社会統合施策の基礎となる受入統合契約について説明し、次に、受入統合契約を補い社会的な参入を推し進め社会の均衡を取り戻すためのさまざまな支援策について紹介する。

### (1) 受入統合契約

#### ア 受入統合契約概要

受入統合契約 (contrats d'accueil et d'intégration, CAI) は、フランスで長期にわたり生活をするために、外国から入国する者がフランス社会に参入して溶け込んでいく上で最低限必要な知識とフランス語能力を身につけることを目的とし、受入れ国であるフランスが移民に対して研修を実施し、移民はその研修を修めるといふ、国と移民との間で結ばれる契約のことである。2003年7月から試験的に本土12県で実施され、2006年からはオート・コルス県を除く本土95県で、そして2008年からオート・コルス県と海外県も含めたすべての県にも実施が拡大された。移民二世・三世は公教育をとおしてフランス共和国の理念、価値、文化を習得するが、移民一世には、未成年の移民を除き、これらのことを学ぶ機会が提供されることがこれまでなかった。この受入統合契約により、フランスでは移民がフランスで生活する上で土台となるフランス共和国の理念や価値観を学ぶ機会と、公用語であるフランス語の初歩を学ぶ機会が制度的に保障されることとなった。

受入統合契約 (CAI) は、フランスへの継続的な滞在を希望し、臨時滞在許可証を交付された外国人を原則対象とする。初めて滞在許可を認められた外国人以外にも、家族呼寄せにより国内滞在を予定している者も対象となる。また、すでにフランスに滞在している外国人でまだ本契約を結んでいない人も希望すれば受入統合契約 (CAI) を結ぶことができる。ただし、欧州経済領域に加盟している国及びスイス連邦出身移民のほか、「能力と才能」滞在許可証保持者、長期滞在許可証保持者、一時的な滞在を前提とする一部の臨時滞在許可証保持者 (図表 11 参照)、海外のフランスの中学校に3年以上通っていた者、1年間フランスの高等機関で研究していた者、フランスに生まれ居住しフランス国籍取得の条件や自動的に長期滞在許可証が習得できる条件を備えている16歳から18歳の外国人は、受入統合契約 (CAI) の締結義務の対象から免除されている。

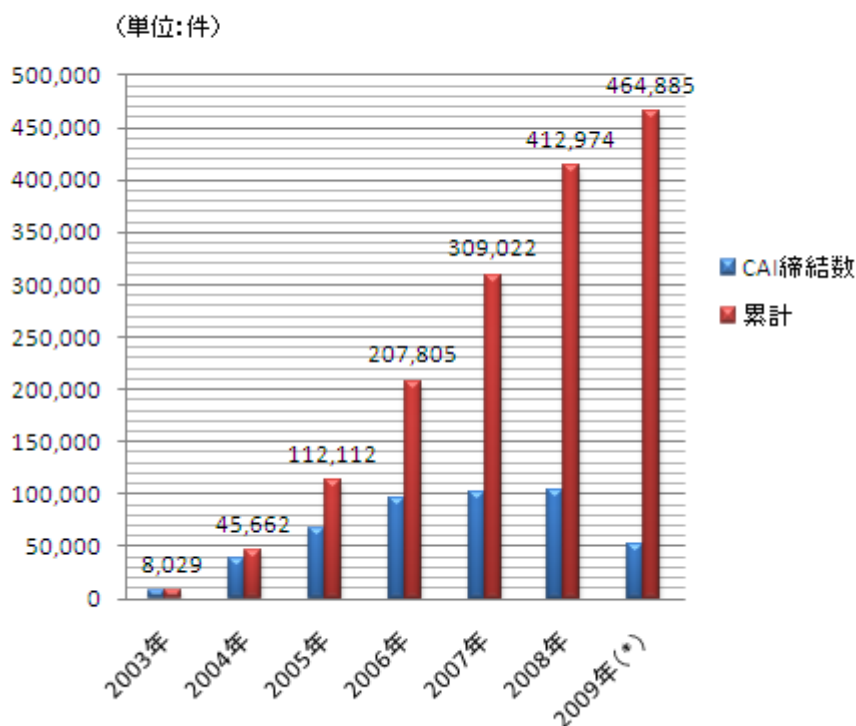
受入統合契約は、対象となる外国人と国を代表する県の地方長官との間で結ばれるが、受入統合契約事務を行っているのはフランス移民統合局 (OFII) である。対象となる外国人は、受入統合契約 (CAI) を入国後1年以内に結ばなければならないが、契約に定められた研修

が期間内に修了できないなどの場合は、本契約を1年間に限って延長することができる。国は、理由なく受入統合契約（CAI）を履行しなかった者と契約を解除することができる。契約の履行の確認は本契約の中で実施される研修プログラムごとに交付される修了証によって行い、契約により義務付けられた研修を修めていない場合は、滞在許可証の最初の更新の際に考慮される。研修費用は基本的に無料で国が負担する。受入統合契約（CAI）の枠組みで提供される研修を現場で実施しているのは、フランス移民統合局（OFII）から委託を受けたフランスのNPOであるアソシアションである場合が多い。

受入統合契約（CAI）は、公民研修、フランスの社会生活に関する講習、フランス語研修、職業能力評価（キャリアプラン相談）の4つのプログラムから構成されている。なお、ここ数年は年間10万件を超える受入統合契約（CAI）が締結されている。（[図表 45 参照](#)）。4種類の研修の受講率は[図表 46](#)のとおりである。受入統合契約（CAI）を履行できた者の率は、2008年の実績では契約締結者の約70%であり、契約締結者の約3割の者が本契約で義務付けられた研修プログラムを履修できなかったが、2007年では約5割近い人が履修できなかったことと比べると受入統合契約（CAI）の履修率は向上してきている。

(図表 45)

### 受入統合契約(CAI)締結数の推移



※ Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.162 より作成。

備考：

2003年：試験的に導入が始まった7月から12月までの6か月間の実績（12県）

2004年：試験的実施拡大による26県の実績

2005年：試験的実施拡大による61県の実績

2006年、2007年：オート・コルス県を除く本土95県実績

2008年、2009年：全100県（海外県を含む）の実績

\*：第一四半期までの件数

(図表 46)

## 受入統合契約(CAI)研修参加状況(家族のための受入統合契約を除く)

	2003(*1)	2004(*2)	2005(*3)	2006(*4)	2007(*5)	2008(*6)	合計
① 対象者数	9,252	41,721	71,914	99,703	101,770	104,336	428,696
② CAI締結者数	8,029	37,633	66,450	95,693	101,217	103,952	412,974
②/①	86.8%	90.2%	92.4%	96.0%	99.5%	99.6%	96.3%
③ 市民教育受講者数	8,010	37,264	65,292	94,534	99,705	102,441	407,246
③/②	99.8%	99.0%	98.3%	98.8%	98.5%	98.5%	98.6%
④ フランス語研修受講者数	2,299	11,600	17,826	25,346	26,121	22,338	105,530
④/②	28.6%	30.8%	26.8%	26.5%	25.8%	21.5%	25.6%
⑤ 生活講習受講者数	1,426	8,119	12,467	21,537	38,858	37,660	120,067
⑤/②	17.8%	21.6%	18.8%	22.5%	38.4%	36.2%	29.1%
⑥ 福祉的個別支援利用者(*7)	498	2,971	5,361	10,304	6,900	4,558	30,592
⑥/②	6.2%	7.9%	8.1%	10.8%	6.8%	4.4%	7.4%

\*1 試験的に導入が始まった2003年から7月から12月までの6カ月間の実績(12県)

\*2 実施された26県の実績

\*3 実施された61県の実績

\*4, \*5 実施された95県の実績

\*6 100県の実績

\*7 受入統合契約(CAI)に含まれている支援メニューである福祉的個別支援(suivi social individualisé)を利用した者を表す。受入統合契約(CAI)の対象の移民のうち、各種手当や公的サービスなど手続きなどに支援が必要と判断された者に対して行われる。

※ Secrétariat général du Comité interministériel de contrôle de l'immigration, "Orientations de la politique de l'immigration," Rapport au Parlement, 2009, p.165 より作成。

## イ 受入統合契約のプログラム

受入統合契約(CAI)を構成する4つのプログラムの概要は次のとおりである。

## ① 公民教育研修

6時間に及ぶフランス共和国の諸原則、市民の権利と義務、などについて学ぶ研修である。母語で受講できるよう研修には通訳が用意される(対応可能な言語は10言語)。受講すると受講修了証が交付される。

## ② 生活講習会

受講者のレベルにより、1時間から6時間と時間が異なる。フランスにおいて社会生活を営む上で必要な情報や身近な公的機関(自治体、学校、健康センターや職業安定所など)の利用について知るための講習会である。受講すると修了証が交付される。

## ③ フランス語研修

受入統合契約(CAI)を締結する際に、その者がフランス社会に生活する上で最低限必要なフランス語能力を備えているかどうかを判定するために、筆記と口頭によるテストが行われる。そのテストの結果が規定の水準に達しない場合は、受入統合契約(CAI)に義務付けられているフランス語研修を履修しなければならない。フランス語研修は最長400時間に及び、最終的には国民教育省の職業資格の一つである「フランス語入門

免状」(Diplôme Initial de Langue Française, DILF)を取得するために、フランス語研修修了時にフランス語能力テスト(筆記試験及び口頭試験)を受けなければならない。フランス語能力テスト受験費用は国が負担するため、受講者は無料で受けられる(ただし、受験料の公費負担は初回の受験のみ)

フランス語研修において取得が目指されるフランス語入門免状(DILF)は、①聞き取り、②読解、③会話、④作文の4つの語学能力を判定し、フランス語の初級レベルとして認定するものである。フランス語入門免状は「共通言語参照枠組み」としてEUで定めた言語習得レベル<sup>57</sup>で言うと、最も初級レベルのA1.1に該当する。

フランス語入門免状(DILF)より高いフランス語能力を測定する試験として、一般向けに DELF (Diplôme d'études en langue française) 及び DALF (Diplôme approfondi de langue française)、職業人向けに DELF option professionnelle と呼ばれるものがある。これらのフランス語入門免状(DILF)より上級レベルのフランス語能力試験の免状取得については受入統合契約(CAI)の公的支援対象外である。

受入統合契約に署名した外国人に対する語学研修は国が直接実施するのではなく、県ごとに国が協定を結んだ公立又は私立の語学研修機関あるいはアソシエーションによって実施される。語学研修の質については、受講者の受入れ及びサポート、研修機関の施設及び設備、講師、授業内容、研修機関の運営管理などにおいて必要な条件を満たしているかどうかを審査して、「Qualité française langue étrangère」(「外国語としてのフランス語教育の質」の意味)と言う認証ラベルを語学研修機関に付与することで、語学研修の質を担保している。

#### ④ 職業能力評価

すべての受入統合契約(CAI)締結者は、自身の職業能力評価を受けなければならない。この職業能力評価は、その者が持つ資格や経験、学歴などを確認した上で、国内労働市場における評価を行うものである。職業能力評価に要する時間は最長3時間である。フランス移民統合局(OFIG)が実施し、その結果は職業安定所に通知され、その者が就職活動を行う際に活用される。新規移民であっても、修学中の未成年、55歳以上の者、学術研究者、芸術・文化活動者と職業活動が許された臨時滞在許可証保持者、すでに職を持っており仕事を探す必要のない者については、職業能力評価は免除される。

## ウ 呼寄せ家族等の取り扱い

(渡仏前研修)

海外でフランス人と結婚した者で国内に滞在しようとする者や、すでに滞在許可が交付された移民による家族呼寄せにより入国する者については、渡仏前にフランス語能力テストを受け、フランス共和国の価値観を学ぶ研修とフランス語研修を受講しなければならない。フランス語能力テストについては、受入統合契約が目指すフランス語入門免状(DILF)のレベルかどうかを判定し、そのレベルに満たない者については、最長2カ月に及ぶ初歩レベルのフランス語研修の受講が義務づけられている。すでに、フランス語入門免状(DILF)のレベ

---

<sup>57</sup> EUの共通言語参照枠組みの言語能力参照レベルはA1からC2までの6段階に大別される。



ルに達しているものは、同免状が与えられ、渡仏前及び渡仏後のフランス語研修は免除される。

フランス共和国の価値観を学ぶ研修については3時間の研修で、自由、平等、連帯、非宗教性などを学ぶ。いずれも研修を履修すると、修了証が発行される。なお、本研修の修了は入国するための査証の交付の条件となっている。

#### (家族のための受入統合契約)

呼寄せ家族に子どもがいる場合は、その父母（ただし、フランス人の外国人配偶者、EU及び欧州経済領域加盟国とスイス連邦出身の移民は除く）は、渡仏後、受入統合契約（CAI）のほか、家族のための受入統合契約（*contrat d'accueil et d'intégration pour la famille, CAIF*）を国と結ばなければならない。家族のための受入統合契約（CAIF）では、親権、男女の平等、子どもの権利と就学などについての研修が行われ、研修を受けた移民の親は6歳から16歳までの児童の就学義務を尊重することを誓約する。この家族のための受入統合契約（CAIF）が通常の入入統合契約と同様に無料で受けられる。研修履修後には、一般の入入統合契約のプログラムと同様に修了証が発行される。

## (2) 教育

### ア 外国人学校

移民としてフランスに来た者に対して、国はフランス共和国の原則や価値観を学ぶ機会として受入統合契約（CAI）の制度を創設した。フランス国内に生まれた移民の子弟がフランス共和国の理念や価値観を学ぶ場所となっているのは、公教育である。フランスでは、国籍を問わず、6歳以上の者は義務教育を受けなければならない。移民の就学児童・生徒は、フランスに定住する者が多く、かつ授業料が無料であることもあり、公立学校に通うケースが一般的である。私立学校に通う児童・生徒は、一部の裕福な家庭の子弟であったり、帰国前提の移民家庭の子弟であったりする場合が多い。私立学校には日本で言う「外国人学校」が含まれるが、その設立のためには教育法典上の要件を満たす必要があるため、学校施設として認可されている。そのため、外国人学校から公立学校への編入・進学は制度上は問題がない。しかし、フランス語教育が十分に行われていない外国人学校に通う児童・生徒の公立学校への編入及び進学は、言葉のハンディを伴うため、実際には難しい。

### イ 公民教育・歴史教育

学校は、人々に自由・平等・非宗教性などのフランス的価値観を身につける場所とされ、次世代のフランス国民を育成する重要な機関である。フランスの教育法典に、学校は「共和国の理念を生徒たちに共有させることを第一の使命とする」と明記されていることは既述のとおりである。現在、小学校では「公民・道徳教育」（*instruction civique et morale*）の科目で、社会規範の尊重、集団生活におけるルールなどのほかに、共和国理念やシンボルなどを学ぶ。

歴史や地理の科目においては、フランスの国の成り立ちや歴史、芸術・文化を他のヨーロ



ツパ諸国との関係性の中で理解して学ぶという教育が行われており、フランス人でありながら欧州人であるというアイデンティティが育っている欧州諸国出身の移民のフランス社会への溶け込みにおいて摩擦が次第に解消されつつある背景の一つと考えられる。

## ウ 学校支援対策

経済的あるいは社会的なハンディ・キャップを負いやすい移民家庭の児童・生徒を対象とする公的な学業支援は行われていない。しかしながら、既に深刻な問題となっていた児童・生徒の長期欠席や中途退学の対策のため、1982年から学校教育上多くの問題を抱える地区を「教育優先地区」(Zone d'éducation prioritaire, ZEP)に指定し、その地区に立地する学校に優先的に多くの予算や人的資源を配分する仕組みを導入した。1997年には教育優先地区(ZEP)を改組して、これまでのZEP指定校を教育優先ネットワーク(Réseau d'éducation prioritaires, REP)とした。

しかし、経験を積んだ教師が大きな負担を余儀なくされる教育優先校へ行きたがらず、実績がほとんどない若い先生が多く配属されるという事態が生じた。こうした問題を解決するために、2006年に政府は、最も教育上困難に陥っている学校を「成功の野心」(Ambition réussite)校に選定し、「成功の野心ネットワーク」(Réseau ambition réussite, RAR)を創設し、予算をさらに多く配分しながら、より経験を積んだ教師、補助教員や看護師などの増員配置を行うことを可能にした。また、RARの創設に加えて、社会的に多様性に富んでいる(socialement hétérogènes)学校<sup>58</sup>からなる「学業成功ネットワーク」(Réseau réussite scolaire, RRS)を創設した(図表47参照)。

成功の野心ネットワーク(RAR)と学業成功ネットワーク(RRS)の適用は、国民教育省のサイトによると、次の5つの要素が基準となっている。

- ① 恵まれない状況にある職業階層<sup>59</sup>に属する家庭の子弟の割合
- ② 公的扶助受給家庭の子弟の割合
- ③ フランス語が話せない両親を持つ子弟の割合
- ④ 学業成績が芳しくない生徒(中学1年時の学業成績が20点以下)の割合
- ⑤ 中学1年時に2回落第している生徒の割合

また、2009年現在、成功の野心ネットワーク(RAR)に属している学校は2,004校(小学校1,750校、中学校254校)であり、フランスの児童・生徒の約5%を占めており、RRSは6,095校(小学校5,239校、中学校856校)であり、フランスの児童・生徒数の約15%を占めている<sup>60</sup>。

一方で、成績優秀な生徒への教育支援も同時に政府は行っており、その一つは学区制度の緩和がある。フランスでは学区制度があり原則的に居住地の最寄りの学校に通わなければな

<sup>58</sup> RARほどではないものの教育困難に陥っている学校のこと。

<sup>59</sup> 「catégories socioprofessionnelles défavorisées」。教育免状無しあるいは低職業資格でも働ける職業を指し、具体的には現場労働者など。親が一時的な職に就いている家庭や失業者家庭も含まれる。

<sup>60</sup> 政府ポータルサイトの次のURLより。

<http://www.gouvernement.fr/gouvernement/l-education-prioritaire-et-les-reseaux-ambition-reussite>

らなかったが、2007年から段階的に、優秀な生徒への教育機会の平等を確保するため、学区制度の緩和を行っている。また、成功の野心ネットワーク（RAR）校での生徒の減少が実際に報告されており、会計検査院のレポートでは地域の学校の荒廃（ゲットー化（ghettoisation））の懸念が表明されている<sup>61</sup>。

（図表 47）

年	学校支援の枠組み	
1982	教育優先地区（ZEP）	
1997	教育優先ネットワーク（RER）	
2006	成功の野心ネットワーク（PAR）	学業成功ネットワーク（RRS）

※フランス国民教育省「Éducation prioritaire」のサイトより。

URL: <http://www.educationprioritaire.education.fr/connaitre/reperes-historiques.html>

## エ フランス語教育支援

外国から移り住んできた移民の児童及び生徒の場合、フランス語能力が十分でなく、通常の授業についていくことが困難なケースも珍しくない。フランスでは、2002年4月25日付けの通達により、学校は国籍や出自に関係なくフランス語能力にハンディを抱える児童や生徒のために就学支援クラスを設置することができるようになった。

就学支援クラスは小学校、中学校及び高等学校に設置することができる。同クラスはフランスに新規に移住してきた6歳から16歳（フランスの義務教育を受ける年齢に対応）の児童及び生徒で、普通クラスに編入するにはフランス語のレベル、あるいは移住前に受けた学校教育のレベルが十分でない者を対象とし、児童・生徒の国籍はフランス国籍か否かを問わない。

フランスに移住してきた児童及び生徒は、以下の事項について学校で能力の判定を受ける。ただし、統一的なフランス語能力判定テストはない。

- ・フランス語能力
- ・フランスに移住する前に、学校教育で取得した知識
- ・様々な分野に関する知識及び興味関心

小学校（6歳から11歳）の就学支援クラスでは、入門クラス（classe d'initiation, CLIN）で毎日フランス語を学び、残りの時間は普通クラスに編入させることを目的とする（通常は1年後の普通クラスへの編入を目指す）。

中学校及び高等学校では、以下の2種類の就学支援クラスが存在する。生徒は上記の能力の判定の結果、いずれかの就学支援クラスに入ることになる。

- ・フランス入国前に学校教育を受けていない生徒のための就学支援クラス（CLA-NSA）
- ・通常の就学支援クラス（CLA）

<sup>61</sup> Le Monde.fr の 2009 年 11 月 5 日付けの記事による。

URL :

[http://www.lemonde.fr/societe/article/2009/11/05/carte-scolaire-la-cour-des-comptes-pointe-un-risque-de-ghettoisation\\_1263096\\_3224.html](http://www.lemonde.fr/societe/article/2009/11/05/carte-scolaire-la-cour-des-comptes-pointe-un-risque-de-ghettoisation_1263096_3224.html)

フランス入国前に学校教育を受けたことがない、あるいはほとんど受けたことがない生徒は入国前に就学していなかった生徒のための就学支援クラス（CLA-NSA）でフランス語を学ぶとともに、そのほかさまざまな基礎学力を身につける。また、体育、音楽、美術などフランス語の知識がさほど必要とされない科目については、普通クラスで他の生徒とともに授業を受ける。

中学校あるいは高等学校における通常の就学支援クラス（CLA）は学校に編入するにあたって受ける能力判定の結果により、そのレベルに対応したフランス語の授業を受ける。また、それとは別に普通クラスで他の生徒と一緒にさまざまな科目の授業を受ける。

小学校、中学校、高等学校のいずれの就学支援クラスにおいても、児童及び生徒はフランス語能力（筆記及び口頭表現能力）が十分なレベルに達したと判断された段階で普通クラスに編入する。しかし、その後も引き続きフランス語学習の支援を受けることが可能である。

大学区（教育に関する国の行政区画で、30の大学区に区分されている）によっては、子どもが1年間の教育を受けた後に、または小学校あるいは中学校の課程を修了した段階で、就学児童及び生徒向けのフランス語能力の検定試験である学校教育フランス語免状（Diplôme d'études en langue française, DELF scolaire）の受験を奨励している。

## オ 母語教育支援

フランスの学校では、移民の出身国の母語の教育が公教育では行われていない。フランスの公教育では CE1 と呼ばれる、日本の小学校2年にあたる学年から外国語に触れる教育が始まり、中学校で第一及び第二外国語の履修が義務付けられ、普通過程の高校では第三外国語を選択できる。出身国や地域の言語及び文化の習得が学校へのより円滑な適応を促すという理解は広まっているが、公教育では国語であるフランス語能力の習得が優先され、公教育上、移民の児童・生徒の母語教育は保障されていない。移民の児童及び生徒に対して、母語教育を施すか否かは、もっぱら各家庭の判断に委ねられている。大都市の自治体ではさまざまなレベルの多様な外国語講座が市民の文化活動のメニューの中に設けられているだけでなく、地域のアソシエーションが母語教育支援を行っているケースもあり、大都市部では母語教育を子に施したいという移民の親のニーズにある程度応えることは可能である。

## （3） 住宅整備・地区再生

本節1（3）職業階層のとおり、移民は、非移民に比べて、現場労働者層に属する者の割合が大変高く、生活が不安定なこともあり、低家賃集合住宅（HLM）に住む場合が多くみられる。この低家賃集合住宅（HLM）自体、住宅の維持管理が行き届かず劣化が進み、低家賃集合住宅（HLM）のある地区の生活環境の悪化が郊外問題と呼ばれる社会問題になった（第2章参照）。こうした郊外問題に取り組むべく、フランスは、都市政策（politique de la ville）を導入し、大都市郊外に多い疲弊地区の再生を推進している。本章では、現在の都市政策の枠組みで実施されている疲弊地区の住宅整備と地区再生において主要な役割を果たしている二つの施策、都市再生全国計画（PNRU）と社会結束都市契約（CUCS）について紹介する。

## ア 都市政策

都市政策が導入された経緯については、第2章で記述したとおりである。都市政策は荒廃

した低家賃集合住宅（HLM）が多く立地する地区の環境改善と、当該地区の世帯数と雇用数の間の著しい不均衡の是正を第一の目標とする。都市政策を実施するにあたっては、困難な課題を抱える地区を有する地方自治体が、国などの関係機関と協議を行う。その上で、国はいくつかの指標を参考にしながら支援が必要であると判断した疲弊地区を都市政策対象地区<sup>62</sup>として指定し、当該地区に必要な施策と資源を分野横断的に投下する。

## イ 都市再生全国計画（PNRU）

都市政策の枠組みの中で、低家賃集合住宅（HLM）をはじめとする社会住宅<sup>63</sup>の改築や改修などのハード面の整備を目的として 2003 年に導入されたものが都市再生全国計画（Programme national de rénovation urbaine, PNRU）である。都市再生全国計画（PNRU）を推進する機関として、政府は都市再生全国機関（Agence nationale pour la rénovation urbaine, ANRU）を設置した。この施策の枠組みの強みは、疲弊地区を抱えるコミューン、広域行政組織、県や州、国及び社会住宅を建設する社会住宅整備管理会社（bailleur social）などの間に都市再生全国機関（ANRU）が介在し、関係機関間の利害を調整し、地域における都市再生全国計画（PNRU）のプログラムの方向付けを行うことにより利害関係のある諸機関が協力して疲弊地区における社会住宅整備や地区再生のための地域の公共施設の改修及び建設に取り組むことができる点である。

都市再生全国機関（ANRU）には住宅や公共施設の除去や改修、新築の件数などの長期的かつ全国的な目標を定める都市再生全国計画を検討する機関として諮問委員会が設けられ、そのメンバーは、国、住宅社会経済組合（Union d'économie sociale du logement, UESL）、預金・供託金庫（Caisse des dépôts et consignations, CDC）、住宅改良機構（Agence nationale de l'habitat, ANAH）、コミューン、広域行政組織、県、州などの 28 人で構成されている。諮問委員会の下には、都市再生全国計画（PNRU）が達成されるように、県の地方長官の推薦に基づき、その地方の都市再生計画を監督する責任者を各県ごとに設置し、地方の低家賃集合住宅（HLM）の建設、改修及び改築を地域の事情に応えながら行っている。地方における低家賃集合住宅（HLM）の建設にあたり重要な役割を果たすのは地方自治体と社会住宅整備管理会社（bailleur social）である。社会住宅整備管理会社（bailleur social）は公的な組織であったり、アソシエーションであったり、民間企業であったりと多様である。社会住宅整

---

<sup>62</sup> 地区の状況を示す質的な指標（飛び地である、市中心部から離れている、交通手段の便が悪い、過密、公的設備の不足、住環境の悪化など）と社会及び経済的な指標（居住と雇用の間の著しい不均衡、職業階層の偏りなど）をもとに、自治体と関係機関との協議を経て都市政策の対象地区が指定される。現在、こうした都市政策対象地区には、都市政策優先実施区域（zone urbaine sensible, ZUS）、都市再活性化区域（zone de redynamisation urbaine, ZRU）、税制優遇措置対象都市区域（zone franches urbaine, ZFU）の 3 種類がある。現在、こうした都市政策対象地区は全国で 751 地区指定されている。この 751 地区以外にも、基礎自治体や広域行政組織は地域の実情に応じて優先実地地区を指定することができる。なお、都市政策対象地区を有する自治体は、国から都市連帯交付金（dotation de solidarité）と呼ばれる財政支援を受けることができる。

<sup>63</sup> logement social。不動産市場で適切な物件を調達することが困難な個人や世帯に向けて建設される低家賃住宅の総称。多くの場合は公的な資金援助を受けて建設されており、家賃が一般不動産市場に比べて低く押さえられている。

備管理会社 (bailleur social) は、地方自治体や都市再生全国機関 (ANRU) などの公的機関の支援を受けながら、低家賃集合住宅 (HLM) をはじめとする社会住宅の建設・管理・改修などを行っている。近年では、2007年から導入された社会結束都市契約 (後述) との整合性を図りながら、都市再生全国計画 (PNRU) を推進している。

地方自治体の役割は、低所得者層に義務的に割り当てるべき社会住宅戸数を達成するために必要な土地や住居を確保することにある。2000年に施行された「都市連帯と再生に関する法」(Loi relative à la solidarité et au renouvellement urbains、通称SRU法)の55条で、社会住宅戸数の自治体への割り当てを規定し、50万人以上の人口を有する都市圏にあり、かつ3,500人以上の人口を持つコミューンに、全居住用住宅の少なくとも20%にあたる戸数の低家賃集合住宅 (HLM) などの社会住宅の整備を義務付けた。この法定数値に達しない地方自治体には、不足する戸数に応じた罰金の支払いが命じられる。法定数に達した地方自治体は国から都市連帯補助金 (dotation de solidarité urbaine, DSU) を受けることができる。この法律が意図するところは、移民やその子弟の家族、現場労働者、母子家庭、公的扶助受給世帯など、不安定な階層の人々が郊外都市に集住することにより山積する課題の緩和と解決を図るために、富裕層が多く住む自治体にも社会住宅の増設を促し、地区間の均衡を強制力を持って取り戻すことにある<sup>64</sup>。

現在、都市再生全国計画 (PNRU) の整備状況であるが、2004年から2014年までの計画ベースでは384の再生計画が予定されており、2009年末現在で、460を超える地区が関係する375の再生計画が採択されている。再生計画の達成割合は図表48のとおりで、計画件数ベースで全体の70%を実施している(2008年末)。都市再生全国計画 (PNRU) に関係する自治体は、2009年現在で、236のコミューンに及んでおり、地域分布では移民が集住するイル・ド・フランスやローヌ・アルプス、ノール・パド・カレ州に都市再生全国機関 (ANRU) が重点的に投資を行っていることが分かる(図表49参照)。都市再生全国計画 (PNRU) に基づく住宅再生の一連の工事に対して都市再生全国機関 (ANRU) は助成金を出しているが、工事の種類によって、助成割合が異なっている(図表50)。たとえば、取壊し工事では、都市再生全国機関 (ANRU) は工事費の約84%を助成している一方、建設工事ではその割合は約14%にとどまっている。都市再生全国計画 (PNRU) において、都市再生全国機関 (ANRU) の全体で29%、自治体は21.2%を負担している。

---

<sup>64</sup> 現実には、罰金を受けても法定割り当て数の社会住宅の戸数整備に後ろ向きな地方自治体が少なくない。SRU法を尊重しない自治体に一般的に共通する点は、社会住宅を増設すると低所得者層が集まり治安が悪くなることを懸念していることである。「不服申し立て可能な居住権に関する法」(Loi pour le droit au logement opposable、通称DALO法)が2008年12月に施行され、優先的に住居が与えられるべき住居困難者が住居を与えられなかった場合には行政裁判所へ国を訴えることができるようになった。そのため、不服を申し立てる住居困難者にSRU法を順守している地方自治体の社会住宅が割り当てられることで、一層、地区の不均衡が広がるのではないかと懸念が寄せられている(2010年10月16日付ル・モンド紙)。

(図表 48)

## 都市再生全国計画（PNRU）の実施状況（2004－2008 年末）

	取壊戸数	改築戸数	改修戸数	邸宅化（*）戸数	計
計画数	53,455	32,425	110,701	92,484	289,065
実施数	52,262	18,756	81,466	49,975	202,459
達成率	97.8%	57.8%	73.6%	54.0%	70.0%

※Comite d'évaluation et suivi de l'agence nationale de la rénovation urbaine, “La rénovation urbaine à l'épreuve des faits,” Rapport 2009 d'évaluation, 2010, p.14 に基づき作成。

## \* 邸宅化（résidentialisation）

殺風景で非人間的な外見やイメージを持つ社会住宅を人間的な豊かな住まいのイメージに変えることを目指した再生手法。具体的には、住宅棟の下層に多く設置されている共用部分（道路、エントランス、駐車場、内庭など）を再整備し、各共用空間により機能性を明確に持たせたり、住宅棟を（邸宅のように）フェンス等で囲み内と外の空間を明確に分けたりすることが行われる。

(図表 49)

## 都市再生全国計画（PNRU）における費用負担割合

(単位：%)

	都市再生全国 機関(ANRU)	地方自治体	その他 補助金	工事発注者 (*)	その他	計
解体費	83.8	5.1	0.5	4.8	5.8	100.0
建設費	13.9	9.0	0.1	74.6	2.4	100.0
建物転用費	21.0	11.5	1.1	65.7	0.7	100.0
改修費	23.0	13.2	0.2	63.2	0.4	100.0
邸宅化費	41.6	21.2	0.8	35.9	0.6	100.0
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全体平均	29.0	21.2	1.4	43.0	5.6	100.0

※Agence nationale pour la rénovation urbaine, “Rapport d'Activité 2009,” 2010, p.28 に基づき作成。

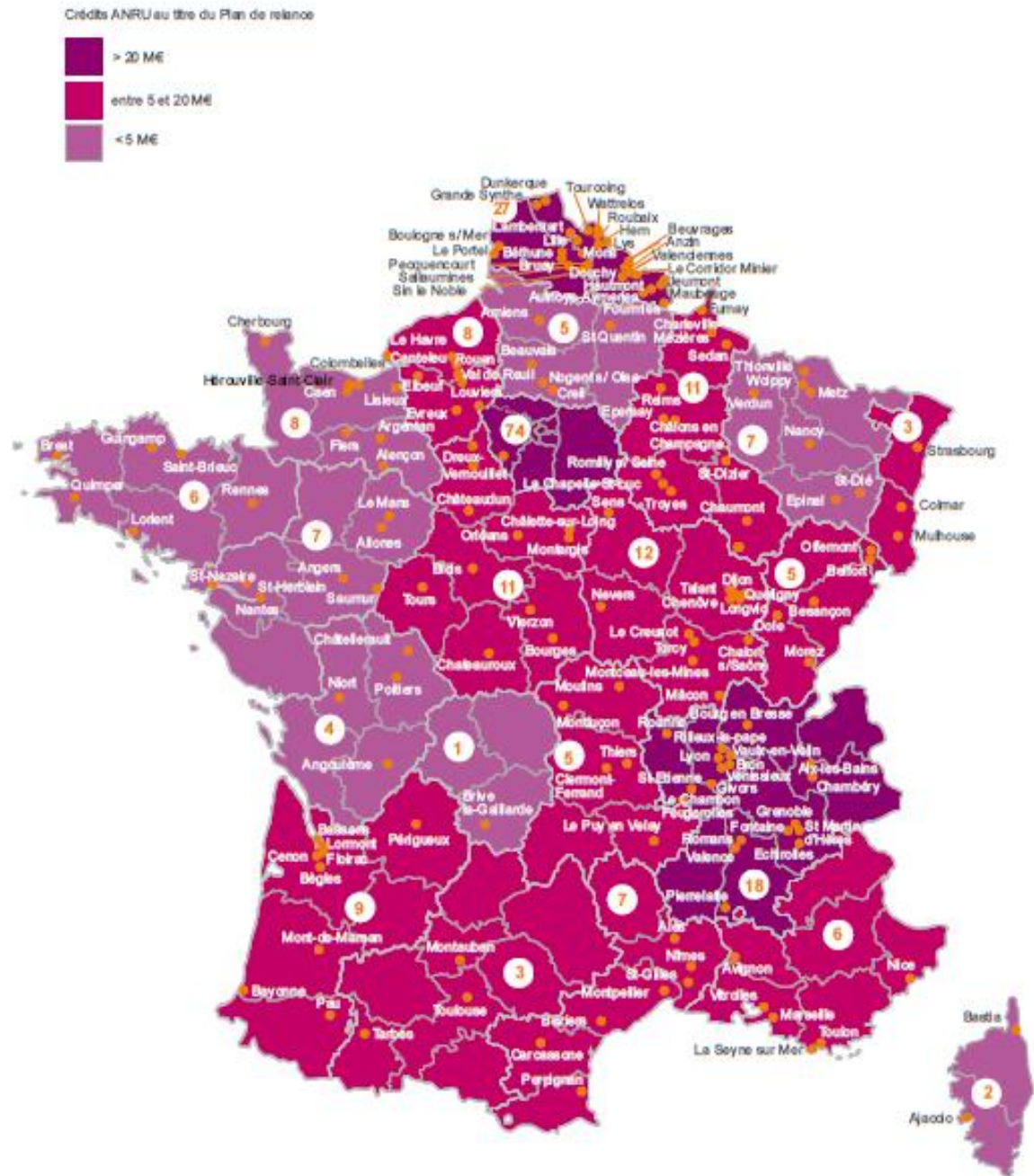
\* 工事発注者（maîtres d'ouvrage）：工事を発注し、工事の利益が帰属する者。ここに、社会住宅整備管理会社（bailleur social）が含まれている。



(図表 50)

都市再生全国計画 (PNRU) に関するコミューン数と  
地域別の都市再生全国機関 (ANRU) の投資額

236 COMMUNES BÉNÉFICIAIRES



※出典：Agence nationale pour la rénovation urbaine, “Rapport d’Activité 2009,” 2010, p.40

- 凡例：
- ANRU 投資額 2,000 万ユーロ超の地域
  - ANRU 投資額 500 万以上 2,000 万ユーロ未満の地域
  - ANRU 投資額 500 万ユーロ未満の地域

## ウ 社会結束都市契約

都市再生全国計画（PNRU）は、主に低家賃集合住宅（HLM）を含む社会住宅や周辺地区の再整備を主眼としたものである。こうしたハード面の支援だけでなく、疲弊した地区に住む住民の社会への参入を促すというソフト面の支援も行って、疲弊地区とそうでない地区の間に認められる大きな経済的及び社会的な不均衡を是正するための施策が社会結束都市契約（*contrat urbain cohésion sociale, CUCS*）である。

社会結束都市契約（CUCS）は、都市政策として 2006 年に導入された比較的新しい施策であり<sup>65</sup>、疲弊した地区として都市政策優先実施区域（*zone urbaine sensible, ZUS*）、都市再活性化区域（*zone de redynamisation urbaine, ZRU*）、税制優遇措置対象都市区域（*zone franchises urbaine, ZFU*）などに指定された地区を対象として実施される。したがって、社会結束都市契約（CUCS）は、外国人あるいは移民といった出自に着目して対象を絞った施策ではない。しかしながら、これらの都市政策対象地区には低家賃集合住宅（HLM）などの社会住宅が大規模に存在し、そこに移民や移民二世・三世が多数住んでいる場合が多い。社会結束都市契約（CUCS）の枠組みの下で、都市政策対象地区を持つ地方自治体は、その地区の抱える課題の克服のために必要な支援プログラムを策定する。地区の抱える課題の克服のために外国人住民向けの支援プログラムが必要と当該自治体が判断した場合、社会結束都市契約（CUCS）の下で外国人住民あるいは移民を対象にした支援が行われる。

国の通達<sup>66</sup>により、社会結束都市契約（CUCS）を計画・実施するのはコミューン及び広域行政組織と定められている。社会結束都市契約（CUCS）の実施主体であるコミューン及び広域行政組織は、まず、都市政策対象地区が抱える課題を把握及び分析する。次に、課題解決により達成すべき目標、必要な支援プログラムの内容、及びその支援プログラムの実施に適した協力組織や団体について検討、企画立案する。策定した支援プログラムを含む社会結束都市契約（CUCS）の内容について、地方自治体は地方における国の代表である県の地方長官との協議を経て、国と社会結束都市契約（CUCS）を締結する。社会結束都市契約（CUCS）は、住居・生活環境、雇用・経済開発、教育、保健、市民権・防犯の 5 つの分野で、地区の課題解決のために必要な支援プログラムが実施される。支援プログラムの内容に沿って現場で支援活動を行っているのは、主にアソシアシオンである。

社会結束都市契約（CUCS）で実施される各種支援プログラムの費用については、コミューンのほかに、広域行政組織、県、州、国のほかプログラム実施に協力している団体（アソシアシオンなど）が分担している。社会結束都市契約（CUCS）の実績については、本契約を締結した自治体が毎年評価・総括し、その結果は翌年以降のプログラム策定のために活用される。社会結束都市契約（CUCS）の契約期間は 3 年とされている。本契約の最初の有効期間が切れた 2010 年以降は、今後予定されている関係法令の改正が終わるまで契約の内容を更新することになっている。現在は、2007 年に締結された社会結束都市契約（CUCS）の方向付けの下で、毎年支援プログラムを見直しつつ契約を 1 年ずつ更新している。都市問題省庁連絡会議事務局のホームページ<sup>67</sup>によると、全国で 497 の社会結束都市契約が締結され

<sup>65</sup> 実際に国と地方自治体の間で社会結束都市契約（CUCS）が締結されたのは 2007 年。

<sup>66</sup> *Circulaire du 24 mai 2006 relative à l'élaboration des contrats urbains de cohésion sociale* による。

<sup>67</sup> URL は次のとおり。 <http://sig.ville.gouv.fr/>



ており、そのうち広域行政組織によるものが 204、複数のコミューンが結合して締結したものが 30、その残りの 263 が単一コミューンによる締結である。

都市政策対象地区が抱える課題は多岐にわたるため、地区の住環境の改善とそこに住むさまざまな困難を抱える市民の社会への参入支援というハードとソフトの両面から、従来の縦割的な行政の枠組みを超えて、居住地区とそこに住む人々の経済的及び社会的な不均衡の是正という一つの目標に向かって分野横断的にさまざまな施策と資源を投入することが可能となるだけでなく、効率的かつ効果的に実施するためにプログラム間の連携調整なども事前及び事後に図ることができる点が、社会結束都市契約（CUCS）の長所である。また、外国人でも困難を抱える生活者としての立場で、自身が必要とする一般向けの社会参入支援プログラムにも参加できる点もよい点である。言語の壁など社会的なハンディ・キャップを負いやすい外国人住民への支援もこのような全体的な問題解決のアプローチの中で行われている点は示唆に富むものである。

#### （４） 政治参加

フランスでは、先に見たように、移民二世の約 97%が国籍の血統主義（親のどちらかがフランス国籍者の場合）、もしくは出生地主義（両親とも外国人の場合）に基づきフランス国籍を取得しており、移民二世・三世のほとんどはもはや外国人でも移民でもなくフランス人である。したがって、フランスでは移民二世・三世の多くが参政権を認められている。フランス第五共和国第 6 代大統領であるニコラ・サルコジ氏もハンガリー移民の二世である。また、外国人の中でも、現在は、EU 加盟国出身者は EU 市民権が付与されており、地方議会と欧州議会への参政権が認められている。しかしながら、第 4 章で紹介するパリ郊外都市オーベルヴィリエ市の外国人が人口に占める割合が 35%であるように、大都市やその郊外都市には外国人が集住しており、地区整備や雇用など外国人住民の生活に係る課題も多い。そのため、外国人が多く住んでいる自治体の中には、地方参政権を持たない非欧州諸国出身の外国人住民を代表する外国人から成る外国人議会の制度を設けて、外国人住民の声を市議会と行政に届け、市政に反映する仕組みを作っているものが多くみられる。

フランスの都市部において、外国人議会が設置されるようになった背景には、EU 市民権の導入がある。1993 年に発効した欧州連合条約（マーストリヒト条約）で、欧州連合加盟国国民に地方選挙権などを含む市民として基本的権利（欧州市民権）を付与することが明記された。これを受け、フランスでは、1998 年に欧州連合加盟国出身の外国人に地方自治体における選挙権及び被選挙権を付与する制度改正を行った。その結果、同じ外国人であっても欧州加盟国出身者とそうでない者との間において政治的権利の差が生じることになった。こうして、外国人人口が多い自治体において、欧州連合非加盟国出身の外国人にも地方政治に参加できる仕組みを作る必要性の認識が生まれ、地方選挙権を有しない外国人住民の声を市政に取り入れるための機関設置が試みられるようになった。外国人議会のような制度があった都市は、2001 年当時、ブール・カン・ブレス、ストラスブール、グルノーブルの 3 都市しかなかったが、その後広まりを見せ、現在はパリやリールなどを含む約 20 都市で設置されていると言われている。欧州ではすでにおよそ 20 カ国において、外国人住民全体への地方参政権が認められており、フランスは、外国人の地方政治の参加の分野においては後れを取っている。2010 年 10 月 16 日には、ストラスブール、グルノーブル、リールなど 9 市の市長

が外国人住民への地方参政権を認めるよう声明を出す<sup>68</sup>など、フランスでも今後、外国人住民への地方参政権の付与について議論が高まることが予想される。

## (5) 差別対策

本節1で見たように、多数派フランス人と移民、欧州諸国出身の移民と非欧州諸国出身の移民、移民とその子弟の間に、さまざまな格差が見られた。これらの格差が出自による差別によってどれだけもたらされているかについて判断することは難しいが、先に紹介した「生い立ちと出自」第一報告書によると、移民とその子弟だけでなく、多数派フランス人もかなりの割合でフランスに出自による差別があるのではないかと感じており、また実際に出自による差別を経験したことがある移民と移民二世の割合は多数派フランス人の倍以上となっている。

フランスでは都市政策ほかさまざまな施策を通して、経済的及び社会的な格差の是正に務める一方、差別を禁止する法律を定め、人が差別による不当な待遇を被った場合に、それを調査、究明し、被害者を救済する機関を設けるなど差別対策にも取り組んでいる。

### (差別禁止の法制化と救済機関の設置)

フランスでは人種や民族を含めたあらゆる差別は処罰の対象となる。具体的にどのような行為や事項が差別に当たるかについては、労働、教育、福祉など分野ごとの法律で個別に規定されているが、刑法 (Code pénal) で処罰の対象となる差別の理由が明記されており、性、年齢、出自、障害、健康など 18 種の理由による差別を禁じている (刑法 225-1 条)。差別を行った者は、刑法典に基づき、身体的あるいは信条上の理由による雇用、財・サービスへの権利やその提供における差別などに対しては 3 年間の禁錮と 45,000 ユーロの罰金、公の場所への差別的な入場拒否や立入禁止に対しては 5 年の禁錮と 75,000 ユーロの罰金が科せられる (刑法 225-2 条)。

EU 域内では、差別撤廃に関する EU 指令を受けて国内法を整備するという流れが主流であり、フランスもこれに従っており、近年では特に労働分野の反差別の法制化が強化されている。

フランスの労働法典の差別禁止の規定の内容を明確化し修正するきっかけとなったのが、2001 年 11 月 16 日法、そしてそれを補完及び強化した 2008 年 5 月 27 日法であり、いずれも差別撤廃に関する EU 指令を国内法制化したものである。その結果、労働法典における差別禁止に係る規定がより具体的になり、かつ差別の概念も直接差別と間接差別に分けられるなど整理、明確化され、差別とされる範疇が広がった。

仏政府は 2005 年に差別を監視し被害者を救済する機関である差別対策・平等促進高等機関 (Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité, HALDE) を設置した。同機関設置に至る背景の一つに、EU 指令による要請があったことも指摘されている。

フランスでは、現在、差別被害者は、①刑事訴訟、②民事訴訟、③HALDE への申立て、の 3 つの方法により差別の被害と救済を訴えることができる。

---

<sup>68</sup> 当日の様子は、ストラスブール外国人住民委員会 (Conseil des Résidents Etrangers de Strasbourg, CRE) のホームページ参照。URL : <http://www.cre-strasbourg.fr/#Accueil.A>

### (差別対策・平等促進高等機関)

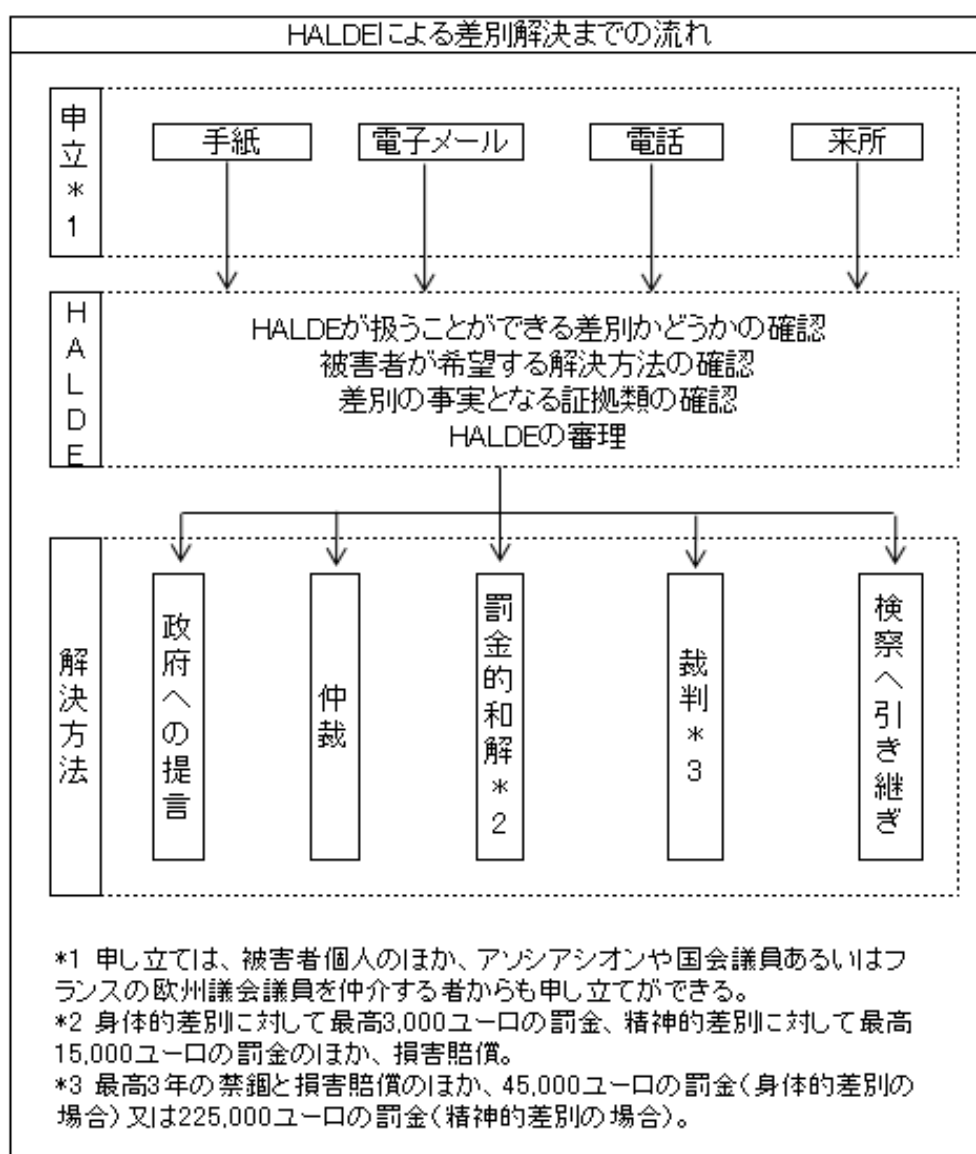
法律によって禁止されるすべての差別問題を扱う国の独立機関として 2004 年 12 月 30 日法により差別対策・平等促進高等機関 (HALDE) の設置が決まった。同機関は 11 人から構成される合議による決定機関である。11 人は、大統領、首相、国民議会議長、上院議長、社会経済審議会議長、國務院副議長、破棄院議長らにより指名された者から成り、代表者はその 11 人の中から大統領によって決定される。同機関が決定を下す際の諮問機関として、18 人から成る諮問委員会が設置されている。差別対策・平等促進高等機関 (HALDE) は、海外領土を含む全国 100 県のうち 81 県に 109 の支部が置かれ、差別被害者救済にあたっている (2009 年末現在)。同機関は、法律により禁止された差別の被害者の救済のほか、差別対策に関する施策についての研究や提言なども行っており、差別禁止を定めている法令の修正や是正の勧告、反差別を促進するための広報活動、差別防止に関する教育プログラムの開発、差別に関する調査、情報収集などを行っている。

差別被害者の人権救済について詳しく見ると、[図表 51](#) の流れにより差別被害の申立てを処理している。差別対策・平等促進高等機関 (HALDE) への差別被害の申立ては、差別を受けた本人は、本人による直接の申立て以外にも、国会議員あるいはフランスの欧州議会議員や、反差別や人権擁護活動を行っているアソシエーションの仲介による申立ても認められている。差別対策・平等促進高等機関 (HALDE) への申立ては、同機関の地方出先機関に向いて行う以外にも、手紙により、あるいは同機関のホームページからもオンラインで申立てすることができる。同機関は被害者の申立てに基づき、差別事象の調査、立証を行う。その調査の結果、解決策として和解案の提示、調停、勧告を行う。なお、2006 年 3 月 31 日法により同機関は差別テストができるようになるなど、差別事象の立証権限が強化された。

差別対策・平等促進高等機関 (HALDE) の年次報告書<sup>69</sup>によると、2009 年の同機関への申立て件数は 10,545 件で、2007 年比で 69%、2008 年比で 21% 増加した。そのうち、差別申立て分野は、雇用で全体の 49% を占める ([図表 52](#))。そのうち、3 分の 2 が昇進・異動等に関わるもので、残りが就職に係るものである。また、申立ての 3 分の 2 は民間部門における差別であり、残りが公的部門におけるものである。また、差別の要因で見ると、出自に基づく差別による訴えが最も多く占めており、全体の 28.5%、二番目に多いのは健康・障害を理由とする差別による申立てであり 18.5% である ([図表 53](#))。10,545 件の差別被害の申立てのうち、同機関により却下された件数は 7,231 件と全体の申立て件数の 68% に当たる。

<sup>69</sup> HALDE, “Rapport annuel 2009”, 2010

(図表 51)

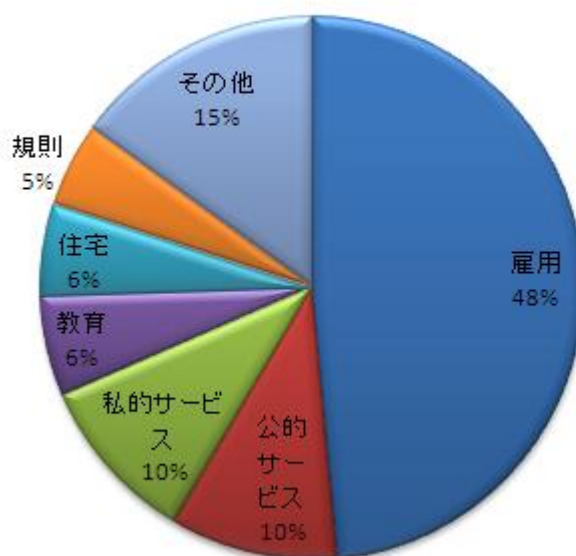


※HALDE のホームページに基づき作成。

URL : <http://www.halde.fr/Missions-et-pouvoirs,11013.html>

(図表 52)

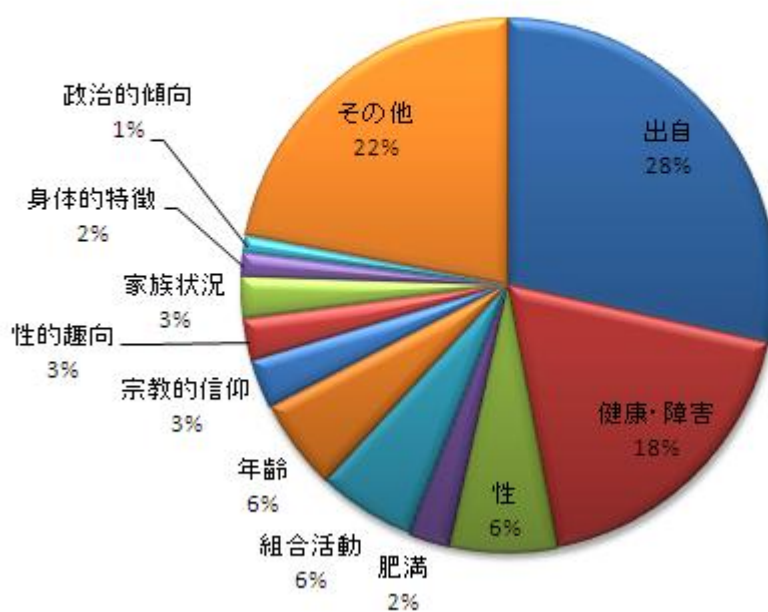
### HALDEへの差別申し立ての分野別割合



※HALDE, “Rapport annuel 2009,” 2010, p.16 に基づき作成。

(図表 53)

### HALDEへの差別申し立ての差別理由別の割合



※HALDE, “Rapport annuel 2009,” 2010, p.15 に基づき作成。

(民間から始まった雇用における差別対策運動)

移民や移民の子弟が直面する雇用分野における困難さは、これまで見てきた統計資料から明らかであるが、特に、フランスでは郊外の疲弊した地区出身の移民二世や三世の若者の雇用問題の改善が大きな課題となっている。このような中で、より多様性に富んだ人材の雇用を促進することを目的として、「多様性憲章」(Charte de la diversité)の運動が2004年、フランスの保険会社アクサ(AXA)創業者クロード・ベベアル(Claude BÉBÉAR)氏と、アルジェリア移民でハイテク企業SSII CS Communication et Systèmesを経営するヤジ・サベ(Yazid SABEG)<sup>70</sup>氏の提唱により始まった。

「多様性憲章」の運動は、フランス国民の多様性をより反映した人材登用を促進するために企業に憲章への署名を働きかけるものであるが、人材の多様性を促進することで、

① 順法精神を公に示すことができ、差別的な採用による訴訟リスクを抑えることができる、  
② 多様性に富む顧客や取引企業、自治体との取引において、好感を与え、企業のイメージアップにつながる、  
③ 人材の多様化は企業の競争力を高めることにつながり、社員にもよい影響を与え、また、労働力不足にも対応できる、  
④ 異なるタイプの顧客の期待により応えることができ、市場の変化にも対応できる、  
などのメリットがあるとして、企業にこの憲章への参加を呼びかけた。また、「多様性憲章」には責任を持って企業が取り組む事項として次の6の事項が記されており、企業はこの6つの事項を実践する約束として、「多様性憲章」に署名する。

1. 差別を行わないことや人材の多様性の重要性について、雇用、研修、人事管理の分野に係る責任者と関係者が受け入れることができるように研修を行うこと。
2. どのような形式でも、どのような時でも差別を行わないという原則を適用することを尊重し、奨励すること。
3. フランス社会の多様性についてよく学ぶこと。
4. 取引のある企業に、この「多様性憲章」に署名したことを知らせるとともに、憲章に基づく取組みの成果について広報すること。
5. 「多様性憲章」の実現のために、職員の代表と話し合いの場を持つこと。
6. 企業の年次報告書において、「多様性憲章」に基づく取組み、その実行、そしてその成果について報告すること。

この運動は、さまざまな企業や公的機関から支持を受けるようになり、2008年10月には、経済産業金融大臣、都市政策閣外担当大臣、フランス全国商工会議所、社会統合・機会均等庁(ACSE)の後援のほか、民間企業の賛同を得て、「雇用のための自由地区」

(Quartiers libres pour l'emploi)と題するキャンペーンを展開した。このキャンペーンの中で、ベベアル氏と当時の都市政策閣外担当大臣ファデラ・アマラ氏の二人が、より多くの企業から「多様性憲章」への署名を得るために、全国を行脚した。

このキャンペーンでは、地方自治体も協力しており、訪問調査を行ったグルノーブル市では、フランス国民の出自の多様性を反映した人材の採用を促進するために、反差別・市

---

<sup>70</sup> 同氏は、ANRUの事業評価・調査委員会の代表やHALDEの諮問委員会の委員を務めている。また、2008年12月から政府の特命を受け、多様性と機会平等委員(Commissaire à la diversité et à l'égalité des chances)に就任している。

民権を担当する市議会議員らがグルノーブル市商工会議所とともに、地元企業に「多様性憲章」への賛同と署名を積極的に働きかけた。その結果、2008年11月25日に行われたグルノーブル市における「雇用における自由地区」キャンペーンの下での本憲章署名式では賛同企業が109社にも達し、地元でも大きなニュースとして取り上げられた。

この「多様性憲章」の運動は、現在も取り組まれ続けており、現在までに3,076社がこの多様性憲章に署名している。



## コラム④

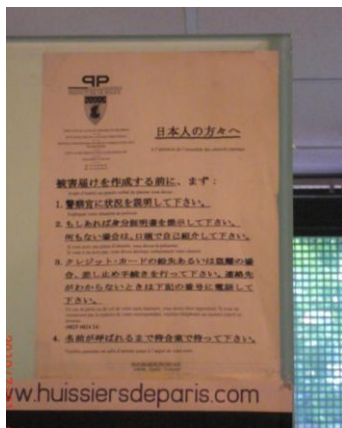
### 定住外国人にむけた多言語情報発信の状況

外国人が多く住んでいる日本の自治体では、外国人住民の間で使われている言語に対応するように、生活情報から行政情報まで多言語化し情報発信するよう努めている。例えば、日系ブラジル人が多く住むある自治体では、英語以外に、ポルトガル語や日本語とポルトガル語併記、さらには平易な日本語を使用した市のホームページ、行政情報が記載されたパンフレットやインターネット動画などを作成している。定住外国人のための多言語生活情報のプログラムを開発し、地方自治体や地域国際化協会による多言語情報発信の支援を行っている財団法人自治体国際化協会の役割も大きい。

人口に占める外国人の割合が日本を上回り、移民受入れの歴史の長いフランスでは、生活情報や行政情報の多言語化が進んでいると思われがちだが、定住外国人への多言語による情報提供は進んでいないのが実情である。その背景として、3点ほど考えられる。1つ目は、移民受入れの歴史が長く出自の多様化が進んでいるため、出身国の言葉を話すことができる人がフランス社会にはすでに多く住んでおり、多言語化の必要性が日本に比べると薄いと考えられる。

2つ目は、多言語化することにより特定の住民を優遇することになり平等主義となじみにくいこと、あるいはフランスに住む者にとってはフランス語ができなければならないとする社会への同化圧力が少なからずあることが考えられる。

3つ目は、「フランス語の使用に関する法律」(Loi n°94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française、通称トゥーボン法)の存在が考えられる。1994年に成立したこの法律は、もともとアメリカ文化の強い影響から自国文化を守るために制定されたもので、公道、公共の場所や公共の乗物等における公衆への掲示や告知はフランス語で記されなければならないと定めている。この法律には多言語による表記を行ってはならないとは書かれていないが、公共職業安定所や観光案内など一部の公的機関を除き、行政関係情報はもっぱらフランス語で提供され、行政が定住外国人のために行政情報を多言語化しようという姿勢はほとんど見られない。フランスでは、行政は情報の多言語化を行う立場にないと言った方がむしろ適切であり、このような定住外国人のために行政情報等の多言語化を行っているのは民間非営利組織のアソシアションである。



左の写真は、盗難等の被害に遭った日本人観光客向けに作られた、日仏語両併記によるパリ警視庁の公文書である。パリの警察署の待合室に掲示されていた。これは在仏日本大使館の要請にパリ警視庁が応えて作成した文書であるが、このような多言語の行政関係文書を見かけることはフランスでは珍しい。



## 第4章 事例紹介

フランスでの地方自治はコミューン、県、州の三層構造となっており、複数のコミューンの中で形成される広域行政組織を加えると、四層とも言える。その中でも、国籍の有無に関係なく、住民の生活と最も密接な行政を行っているのはコミューンである。外国人受入れ管理行政は国が独占的に権限を担っているのとは対照的に、国籍の有無に関係なく住民の社会参入や地区間の格差是正などの社会統合施策の分野において中心的な役割を果たしているのはコミューンである。

本研究の一環として、外国人住民の社会統合分野の取組みについて調査を行うため、地方自治体の中でも本分野で中心的な役割を担っているコミューンを調査対象として選択し、2010年7月7日にパリの郊外都市オーベルヴィリエ市、同年7月15日にグルノーブル市を訪問した。

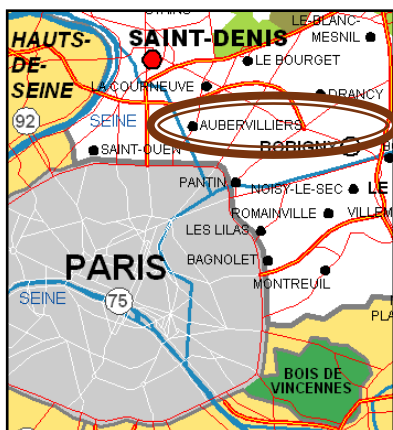
オーベルヴィリエ市はパリ近郊にあり、市の人口に占める外国人の割合が非常に高い都市である。一方、グルノーブル市はイタリアとの国境に比較的近い地方都市であり、外国人住民の人口に占める比率はフランス全体の平均に近い。郊外都市と地方都市のそれぞれの事例の一つとして両市への訪問調査を実施した。

本章では、現地調査を行った二つの自治体、オーベルヴィリエ市とグルノーブル市の外国人住民支援の取組みについて紹介する。なお、本章で紹介する内容及び数字は、2010年7月調査現在に基づくものである。

### 第1節 オーベルヴィリエ市の事例

まず、パリ郊外にあるオーベルヴィリエ(Aubervilliers)市の社会結束都市契約(CUCS)と外国人議会の取組みについて紹介する。オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約(CUCS)の取組みでは、外国人住民の社会統合支援の企画・立案・実施において住民に最も身近な行政主体であるコミューンの役割が大変大きいこと、社会結束都市契約のプログラム実施においてはそのノウハウを備えているアソシアシオンとの連携が欠かせないことがわかる。

#### 1 オーベルヴィリエ市の概要



←オーベルヴィリエ市の位置

オーベルヴィリエ市の市役所は茶色の○で囲まれた点に位置する。

©Geoatlas®

オーベルヴィリエ市 (Aubervilliers) は、イル・ド・フランス (Île-de-France) 州セーヌ・サン・ドゥニ (Seine-Saint-Denis) 県にあり、パリ市 19 区に隣接するコミューンで、人口約 74,000 人、面積 5.8 km<sup>2</sup>の都市である<sup>71</sup>。25 歳未満の住民の人口に占める割合が約 37%と若年層が多いことが特徴である<sup>72</sup>。オーベルヴィリエ市は周辺 7 市とともにプレーヌ・コミューン都市圏共同体<sup>73</sup>と呼ばれる広域行政組織を構成している。この都市圏共同体は都市政策 (politique de la ville) の枠組みの中において、外国人が多く住んでいる地区の環境改善に構成コミューンとともに取り組んでいる。

## 2 移民受入れの歴史

フランスで産業革命がおこった 1820 年代に原材料を運ぶための運河が完成し、パリ北部の産業化が進行した。金属、石炭、ガラス、化学、工業などの産業が非常に盛んで、20 世紀初頭にはフランスで最も大きな工業地域の一つとなった。こうした活発な産業活動は多くの労働力を必要としたことから、19 世紀半ばからフランスの地方都市や隣国から流入する労働者を受け入れてきた。パリ北駅、東駅と鉄道でつながっているなど交通の便がよかったこと、パリ市と比べてパリの外側では税金が安かったことなどを背景に、オーベルヴィリエ市を含むパリ郊外北部には外国人が集まるようになった。現在では、映画・テレビ産業などの新しい経済活動のほか、卸売業や輸出入の取引が盛んであり、それらに従事する移民労働者とその家族が多く住んでいる。特に、近年の中国との貿易の高まりにあわせて中国からの移民が多く移り住んでいる。

## 3 外国人人口

オーベルヴィリエ市の人口における外国人の比率は 35%に上がる (図表 54 参照)。フランスの人口における外国人の割合約 8%に比べると、オーベルヴィリエ市の外国人比率が極めて高いことがわかる。また、フランスにおいては、移民としてやってきた後フランス国籍を取得した者が多いことから、外国に出自を持つ人口規模はこの外国人比率よりもっと多いことに注意する必要がある。オーベルヴィリエ市担当者の説明によると、そのうち多い国籍は、アルジェリア、中国、モロッコであり、フランスの中でも中国からの移民が多いことが特徴的である (図表 55 参照)。職業別社会階層で見ると、フランス人に比べるといわゆるブルーカラーの割合が相当高く、専門職の割合がより低いなど分布に偏りが見られる (図表 56 参照)。

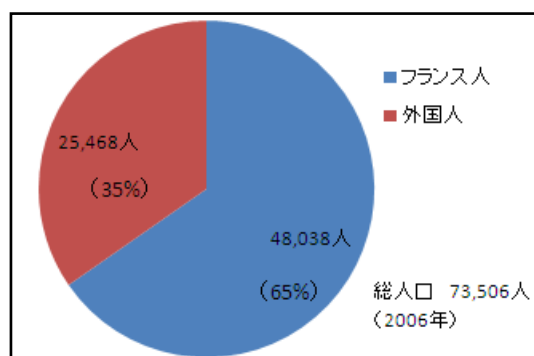
<sup>71</sup> 2007 年の数字。国立統計経済研究所 (INSEE) による。

<sup>72</sup> 2006 年の数字。オーベルヴィリエ市提供資料より。

<sup>73</sup> フランス語名称 : Communauté d'agglomération de Plaine Commune。フランスでは日本と比べて基礎自治体の合併が進んでいないかわりに、基礎自治体間の協力や行政の効率化、権限強化のため地域の複数の基礎自治体 (コミューン) で構成される広域行政組織が発達している。この都市圏共同体は圏内の総人口が 5 万人を超えることが主な設立要件となっている。

(図表 54)

オーベルヴィリエ市の人口に占める外国人の割合 (2006 年)



※オーベルヴィリエ市提供資料に基づき作成。

(図表 55)

オーベルヴィリエ市の外国人人口 (国籍別、2006 年)

(単位：人、%)

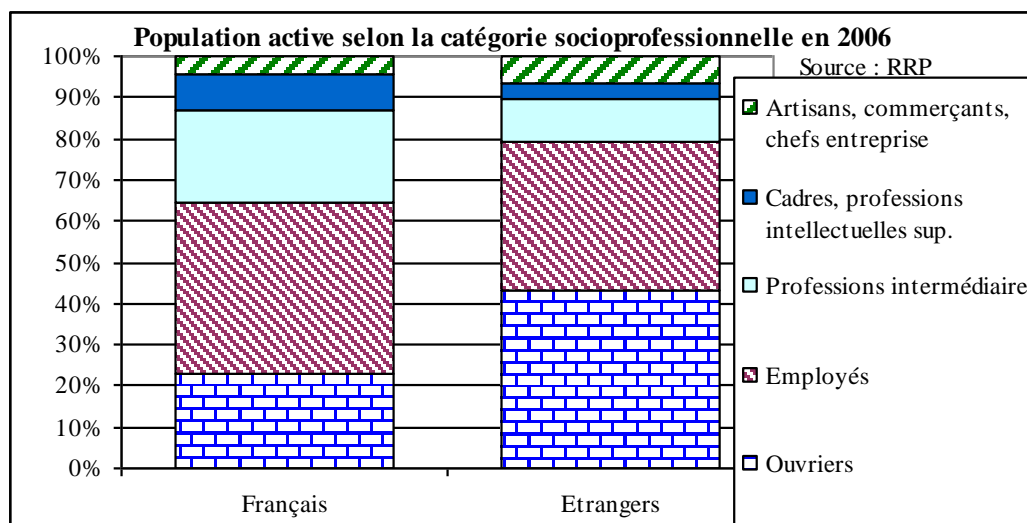
国籍	人口	全体に占める比率
その他アフリカ諸国	5,167	20.3%
アルジェリア	4,387	17.2%
中国 (*)	3,000	11.8%
モロッコ	2,349	9.2%
その他欧州諸国	2,114	8.3%
チュニジア	1,536	6.0%
ポルトガル	1,415	5.6%
トルコ	994	3.9%
スペイン	506	2.0%
イタリア	362	1.4%
その他	3,638	14.3%
合計	25,468	100.0%

※オーベルヴィリエ市提供資料に基づき作成。

\* 中国籍住民は 2006 年の公式統計上はその他に計上されているが、同市では 2006 年当時、3,000 から 3,500 人オーベルヴィリエ市に住んでいると推計している。上表では、中国籍住民の人数は、同市の 2006 年の推計値の下限を計上している。

(図表 56)

オーベルヴィリエ市の社会職業分類別の労働人口の状況 (2006 年)



※オーベルヴィリエ市提供資料による。

凡例：Français フランス人、Etrangers 外国人

- 手工業者、商人、企業主
- 管理職及び研究職、専門職従事者
- 中間職
- 事務労働者
- 現場労働者

#### 4 社会結束都市契約 (CUCS)

プレーヌ・コムューン都市圏共同体もオーベルヴィリエ市と連携して社会結束都市契約 (CUCS) を実施しているが、本レポートでは、オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約の内容を紹介する。

オーベルヴィリエ市の 2010 年の社会結束都市契約 (CUCS) の契約添付書類から施策分野別に施策数と財源の内訳をまとめたものが [図表 57](#) と [58](#) である。これらからわかることは、オーベルヴィリエ市では 2010 年計画ベースの社会結束都市契約 CUCS は 5 分野にわたって 89 の施策が予定され、そのうち施策実施数と予算ともに教育分野により重点が置かれている。社会結束都市契約 (CUCS) に参加している機関・団体のうちアソシアシオンの数が最も多く全体の 6 割を占めており、社会結束都市契約 (CUCS) の施策実施にはアソシアシオンが果たす役割はたいへん大きい。財源を最も負担しているのはオーベルヴィリエ市であり全体の予算の 4 割を占めていることがわかる。国は直接的には現場で実施される活動に関わっていないが、社会結束・機会均等庁 (ACSE) <sup>74</sup> などを通じて国はオーベルヴィリエ市に次いで多くの財政支援を行っ

<sup>74</sup> 都市政策を含むフランスの社会的・福祉的な施策分野において、経済的社会的な困難を多く抱える人々に社会参入を促すため、機会不平等の是正や社会統合促進のための施策立案、実施を行っている国の機関。ACSE の前身は「統合並びに反差別のための行動支援基

ている<sup>75</sup>。

(図表 57)

オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約 (CUCS) の分野ごとの施策数  
(実施機関別、2010 年計画ベース)

分野	CUCS の施策数			
	総数	実施機関別内訳		
		オーベルヴィリエ市	県	アソシアシオン
住宅・住環境	16	6	0	10
雇用・参入	19	3	0	16
教育	33	4	6	23
保健	10	9	0	1
市民権・防犯	11	6	1	4
合計	89	28(31%)	7(8%)	54(61%)

※オーベルヴィリエ市提供資料より作成

金」(Fonds d'action et de soutien pour l'intégration et la lutte contre les discriminations, FASILD)。(第 2 章第 3 節参照)

<sup>75</sup> オーベルヴィリエ市の CUCS におけるプレーヌ・コミューン都市圏共同体が果たす財政支援の割合がとても少ないが、オーベルヴィリエ市以外にも同圏域に 6 市 16 の都市政策優先実施区域 (そのうち一つはオーベルヴィリエ市とサン・ドゥニ市にまたがる優先実施区域) があり、ほかの圏内のコミューンが国と結んでいる CUCS にプレーヌ・コミューン都市圏共同体は同様に財政支援をしていると考えられ、このことも考慮に入れる必要がある。

(図表 58)

オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約（CUCS）の施策分野ごとの財源内訳  
（2010年計画ベース）

（単位：ユーロ）

施策分野	予算										
	総額	財源別内訳								EU	その他
		オ市※	都市圏共 団体	県	州	国					
					ACSÉ	CAF※	その他				
住宅・住環境	631,803	136,335	37,100	30,500	59,036	84,696	3,000	128,497	0	152,639	
雇用・参入	727,460	167,083	42,812	45,060	44,051	155,604	4,750	55,050	42,940	170,110	
教育	1,260,922	639,049	28,300	48,380	49,880	136,650	1,750	141,936	10,000	204,977	
保健	453,575	228,575	0	19,000	0	59,800	0	130,000	0	16,200	
市民権・防犯	466,284	264,022	16,112	14,000	5,000	98,150	1,500	3,000	10,000	54,500	
合計	3,540,044	1,435,064	124,324	156,940	157,967	534,900	11,000	458,483	62,940	598,426	
予算総額に占める割合	-	41%	4%	4%	4%	15%	0.3%	13%	2%	17%	

※オ市：オーベルヴィリエ市

\*CAF：家族手当金庫（Caisse d'allocations familiales）。家族手当をはじめとする家族政策分野における社会保険給付機関。

## 5 社会結束都市契約（CUCS）における外国人を対象としたプログラム

社会結束都市契約（CUCS）は、先に述べたように、当該地区の状況に応じた課題を解決するためのプログラムが用意されるため、地域の実情によっては外国人を対象とするプログラムがない場合もある。オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約（CUCS）では、雇用・経済開発の分野において若者と職業的社会的に長期間排除された人々とともに、移民が最も脆弱な人々として明記され、社会参入の支援が必要であることから施策の対象になっている。オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約（CUCS）の雇用、経済開発以外の分野では移民又は外国人を対象にするとは書かれていないものの、外国人人口が35%を占めるというオーベルヴィリエ市の実情を反映して、外国人向けのプログラムが用意されている。オーベルヴィリエ市の社会結束都市契約2010年のプログラムに記載されている活動のうち外国人住民向けのプログラムの一部を簡単に紹介する。

- 文化の活性化と移民労働者宿泊施設の住民のイニシアチブの促進<sup>76</sup><住居・生活環境分野>  
 プログラム概要：移民労働者宿泊施設（FTM）に住む住民や住民グループによる文化活動の企画の支援、推進  
 実施組織・団体：オーベルヴィリエ市連帯課
- 偏見を捨てて、見方を変えよう<sup>77</sup><雇用・経済開発分野>  
 プログラム概要：出身・人種・民族的な偏見をなくすための教育的活動。  
 実施組織・団体：青年と成人の就職・社会参入のためのアソシアシオン<sup>78</sup>(AISPJA)  
 …1982年にオーベルヴィリエ市のイニシアチブで設立されたアソシアシオン。同市が設置している地域の若者（16歳から25歳）のための総合相談窓口「地域青年担当局（mission locale）」の運営に参加し、困難な状況にある若者の医療や住居などの生活相談のほか、求職活動の指導、職業訓練プログラムの紹介など青年の社会参入につなげる支援を行っている。
- 社会と言葉に関するワークショップ<sup>79</sup>（ASL）<雇用・経済開発分野>  
 プログラム概要：生活に必要なフランス語だけでなく市民生活に必要な制度、情報（交通機関、公的機関、雇用、教育）などの習得を目指すワークショップ。  
 実施組織・団体：①AISPJA  
 ②オーベルヴィリエの雇用・連帯アソシアシオン<sup>80</sup>（ASEA）  
 …1996年に失業者たちのグループで結成されたアソシアシオン。活動目標は社会的・職業的に困難を抱える人たちを個別に支援し、孤立、失業、不安定な生活からの脱却を図ること。支援を必要とする人たちの受入・相談、方向付け、ワークショップ（パソコン研修・道路交通法研修・言語研修）、就職支援などを行っている。
- 女性のための ASL<sup>81</sup><雇用・経済開発分野>  
 プログラム概要：女性のための社会と言語に関するワークショップ（ASL）。  
 実施組織・団体：アソシアシオン・移民のニュー・ジェネレーション<sup>82</sup>（ANGI）  
 …1981年に設立され、不平等、差別、偏見などと闘うための活動をしている団体。子どもと成年を対象として遊びを通してフランス語基礎能力を高めるためのワークショップを開いたり、移民

<sup>76</sup> フランス語プログラム名称：Animations culturelles et accès aux initiatives locales des résidents de foyers de travailleurs migrants

<sup>77</sup> フランス語プログラム名称：Contre nos préjugés, changeons de regard

<sup>78</sup> フランス語団体名称：Association pour l'insertion sociale et professionnelle des jeunes et des adultes

<sup>79</sup> フランス語プログラム名称：Ateliers socio-linguistiques

<sup>80</sup> フランス語団体名称：Association solidarité emploi d'Aubervilliers

<sup>81</sup> フランス語プログラム名称：Ateliers de savoirs sociolinguistiques pour femmes

<sup>82</sup> フランス語名称：Association de la nouvelle génération immigrée

女性を対象としたフランス語教室を開いたりして彼女らのフランス社会における統合を支援している。

- 移民の社会的職業的参入のためのワークショップ<sup>83</sup><雇用・経済開発分野>  
プログラム概要：外国人のためのフランス語(FLE)を習得するためのワークショップの開催。  
実施組織・団体：アソシアシオン・グレタ・ジェフォルム 93(Gréta Géforme 93)<sup>84</sup>  
…1984年設立。移民労働者の就職のために必要な相談や教育支援を行っており、分野はフランス語読み書き教育からより高い職業資格取得への準備の助言や支援などを行っている。
- オーベルヴィリエ市における職業参入のためのアフリカ出身者向け給食業務研修プログラム<sup>85</sup><雇用・経済開発分野>  
プログラム概要：労働市場において不利な状況にあるアフリカ出身者に移民労働者宿泊施設や移民労働者集合住宅、社会住宅にあるレストランで職業訓練の一環で働いてもらい、就職につなげるプログラム。  
実施組織・団体：タフェ・マフェ (Taf et Maffé)  
…移民労働者宿泊施設や移民労働者集合住宅の中で食事給仕サービスを通して職業訓練の機会を提供している 2005年に設立されたアソシアシオン。この3年間で3人に1人の割合でこうした社会参入プログラムを通して安定した仕事に就くことに成功している。
- 「他者について考えよう」、一週間の異文化教育<sup>86</sup><雇用・経済開発分野>  
プログラム概要：異文化教育の実施  
実施組織・団体：オーベルヴィリエ市異文化教育担当
- 雇用とつながりを通して社会参入<sup>87</sup><雇用・経済開発分野>  
プログラム概要：フランス社会の価値観をよく知り、よりよい職業参入やフランス語能力向上ができるように、移民女性の能力開発と自立を促すアトリエを開催。  
実施組織・団体：移民家庭社会事業協会<sup>88</sup> (ASSFAM)

---

<sup>83</sup>フランス語プログラム名称：

Ateliers d'insertion sociale et professionnelle pour publics migrants

<sup>84</sup> フランス語名称：

Groupement d'établissements pour la formation, l'orientation et la recherche en méthodes éducatives 93

<sup>85</sup> フランス語プログラム名称：

Cuisine collective africaine d'insertion professionnelle à Aubervilliers

<sup>86</sup> フランス語プログラム名称：

"Penser l'autre" : une semaine d'éducation à l'altérité

<sup>87</sup> フランス語プログラム名称：

INsertion dans la CITé par l'Emploi et en Réseau (INCITER)

<sup>88</sup> フランス語団体名称：Association service social familial migrants



○ 親たちの会<sup>89</sup><教育分野>

プログラム概要：移民出身の成人や青年など問題を抱える若者をサポートするために、生徒の進路や生活相談について家族と関係機関（学校や警察など）との間に入り問題の解決を図る。また、地域青年担当局と協力して、移民の生徒の補佐や世話をするチューターを学校に派遣する。

実施組織・団体：親たちの会全国連盟（FENACOP）<sup>90</sup>

○ 差別をなくすための活動<sup>91</sup><市民権・防犯分野>

実施組織・団体：オーベルヴィリエ市女性の権利と差別対策課

○ 情報提供・生活上の法律相談・権利享受のための活動<sup>92</sup><市民権・防犯分野>

プログラム概要：主に移民を対象とした法律相談、権利擁護活動

実施組織・団体：ANGI

○ アジア系移民の統合促進<sup>93</sup><保健分野>

プログラム概要：市の健康センター等でのアジア出身の移民の健康相談（仏中通訳付）

実施組織・団体：オーベルヴィリエ市公衆衛生・保健課

## 6 外国人議会

オーベルヴィリエ市では、2008年に設立のためのワークショップを立ち上げ、審議を行ったうえで、憲章を作成し、市議会の承認を得て、2009年に外国人住民諮問議会（Conseil consultatif pour la citoyenneté des étrangers, CCCE）を設立した。組織の形態は、アソシアションである。設立の目的は、選挙権を付与されていない非EU諸国出身の外国人に市政に関し意見を述べる機会を設け、地域社会での政治参加を確保するほか、地方政治への外国人参政権の付与を国に働きかけるためである。外国人住民諮問議会（CCCE）は、外国人住民が抱える共通の問題について議会や行政に要望や提案を行ったり、逆に議会から外国人住民に問いかけたりする際の仲介役を果たし、双方向の意見交換や情報の伝達を可能にしている。したがって、外国人の個人的な問題について外国人住民諮問議会（CCCE）は扱わない。

外国人住民諮問議会（CCCE）の委員の数はCCCE憲章に基づき33名である。当時、委員の候補者は77人いた。外国人住民諮問議会（CCCE）の憲章に基づき、オーベルヴィリエ市に在住する外国人の国籍、民族、男女比、職業区分などの状況ができる限り反映されるよう27名の委員候補者を選出し、市議会の承認を得て外国人住民諮問議

---

<sup>89</sup> フランス語プログラム名称：Collège des parents

<sup>90</sup> フランス語団体名称：Fédération nationale des collèges des parents

<sup>91</sup> フランス語プログラム名称：Action de lutte contre les discriminations

<sup>92</sup> フランス語プログラム名称：

Action d'information, d'assistance socio-juridique et d'accès aux droits

<sup>93</sup> フランス語プログラム名称：

Promouvoir l'intégration des personnes migrantes d'origine asiatique

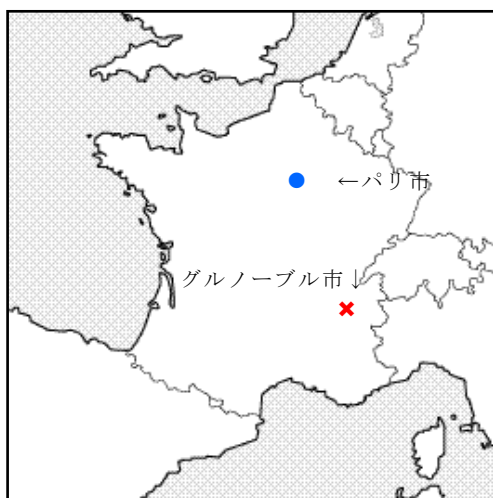
会（CCCE）の委員が正式に選ばれた。委員の国籍はアルジェリア、中国、モロッコ、チュニジアの順に多い。外国人住民諮問議会（CCCE）には同会議を運営・管理する運営委員会があり、委員はいくつかのワーキンググループに分かれて活動している。外国人住民諮問議会（CCCE）に現在、空席がある理由は、オーベルヴィリエ市にはトルコ出身の外国人が多く住んでいるものの、トルコ人の委員希望者がいなかったことなどから空席となっている。

外国人住民諮問議会（CCCE）の活動を円滑に進めるため、同会議と議会との連絡・調整役は外国人住民諮問議会（CCCE）担当助役が、同会議と行政との連絡・調整役はアソシアシオンの国際担当部長が行っている。

## 第2節 グルノーブル（Grenoble）市の事例

### 1 グルノーブル市の概要

グルノーブル市が位置するフランス南東部を流れるローヌ川流域からイタリア国境に至る地方は、11世紀以来、ドーフィネ（Dauphiné）と呼ばれ、グルノーブル市は当時から同地方の中心都市として重要な位置を占めてきた。現在、グルノーブル市はローヌ・アルプ州でリヨンに次ぐ大都市であり、約16万人の人口を持つイゼール県の県都である。パリから南へ高速列車TGVで3時間で到着する。グルノーブル旧市街地はイゼール川沿いにある。1968年第10回冬季オリンピック開催都市としても有名な都市である。19世紀以降、水力発電の技術の向上によりグルノーブルは産業が発展し、特に戦後、栄光の30年と呼ばれるフランスの高度経済成長期には著しい経済発展を遂げた。現在でも、情報通信技術分野の大企業の誘致に成功し、またMINATECとよばれる産官学が連携したマイクロ・ナノテクノロジー分野のイノベーション・キャンパスが設立されるなど、最先端の産業の集積地としても有名になっている。研究・学術機関が多いことでも知られる。



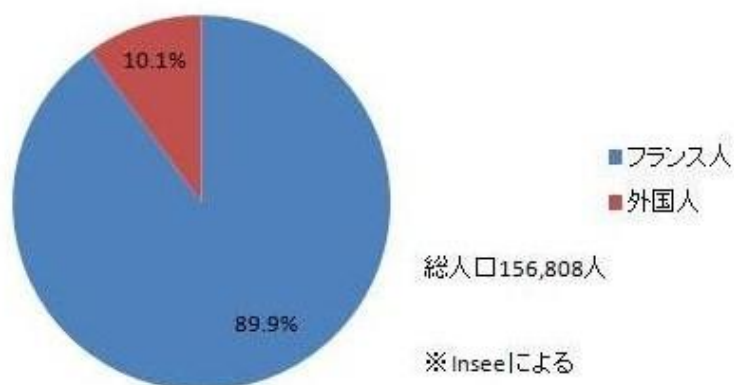
Copyright(C) T-worldatlas all rights reserved

## 2 移民受入れの状況

イタリア国境に近い都市ということで、グルノーブル市に移り住む人々は伝統的にイタリア出身の者が多かったが、移民の流入規模が大きくなったのは、19世紀後半以降である。1921年の統計ではグルノーブル市の外国人の人口に占める割合は7.6%に達し、その後も外国人の流入が続いたが、移民の出身は、イタリア、スペイン、スイス、アルメニア、ギリシャ、ポーランドなど欧州諸国がほとんどであった。戦後になると、イタリアからの移民の帰化が進み、イタリア系移民の外国人人口に占める割合は1951年51%だったものが1975年には37%、1979年には30%と、移民全体に占めるイタリア系移民の割合は低下していった。他方で、大きく外国人人口に占める割合が高まったのが北アフリカ諸国出身の移民であり、1968年にはその割合が18.5%だったものが1975年には30%、1979年には35.5%と伸びた。そして、現在、グルノーブル市の外国人比率は10.1%であり、その外国人人口の中でも最も多い移民はアルジェリア出身者であり、外国人人口全体の24%を占めている。グルノーブル市の外国人比率はフランス本土におけるその割合（約8%）を若干上回っている（[図表 59、60 参照](#)）。グルノーブル市によると、現在では、70 以上国に及ぶ外国籍の人々が住んでいる。

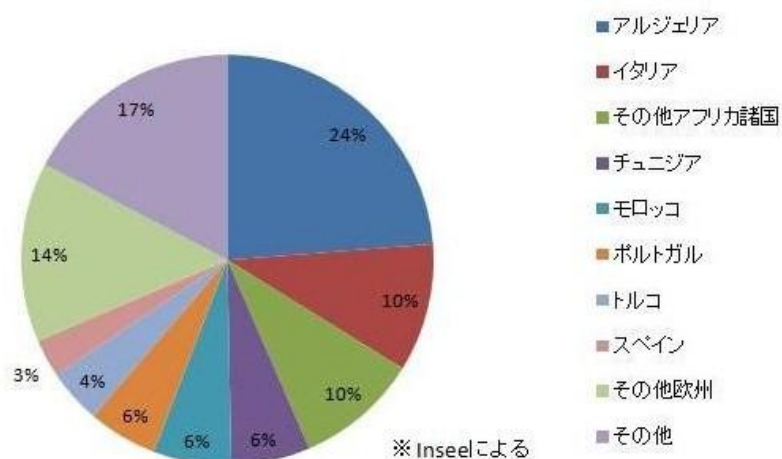
(図表 59)

グルノーブル市 外国人人口比率(2007年)



(図表 60)

グルノーブル市 外国人国籍別人口割合(2007年)



### 3 外国人議会

グルノーブル市では、外国人住民を代表する組織についての方向性が1996年にすでに示されていた。市の政治に関心のある外国人住民に意見表明の機会を設け、市議会に外国人住民の意見を届ける目的で、1999年10月の設置方針の決定を受け、2000年にグルノーブル外国人住民諮問委員会（Conseil consultatif des résidents étrangers Grenoble, CCREG）が設立された。

グルノーブル外国人住民諮問委員会（CCREG）は20名の外国人諮問委員、市長と市議会のすべての党を代表する5名の市議会議員により構成される。本諮問委員会は市長と外国人諮問委員の代表者の2名が共同代表を務める。本諮問委員会に市議会のすべての党派からその代表者が参加しているのは、市レベルでは解決が困難である外国人住民が抱える共通課題について国への働きかけを強める必要があるという理由のためである。5名の市議会議員の中に、本諮問委員会を担当する議員がおり、その議員が本諮問委員会と議会・行政の連絡調整を担当している。なお、委員の出身国の構成などについては、厳格な規定を設けておらず、委員の人数制限も特に設けていない。

グルノーブル外国人住民諮問委員会（CCREG）には3つの部会があり、外国人住民に対する地方参政権付与に関する活動を行う投票権部会、地方自治体の国際協力活動に関する地方分権型国際協力部会及び不足する住居や収容施設に取り組む住居・一時宿泊施設部会の3部会を持つ。同諮問委員会は年に一度、総会を開き、役員などを決定しているほか、部会を月に一回開いている。市議会と連携して外国人住民が共通して抱える課題や意見を集約して議会に届けたり、議会からの方針や意見を外国人住民に届けたりという議会と外国人住民とをつなぐ活動のほかにも、外国人住民への参政

権付与の賛否を問うアンケート活動を毎年行っており、外国人住民の参政権と公的分野における外国人住民の参加の理解を深めるための啓発イベントなどを開催している。グルノーブル外国人住民諮問委員会（CCREG）の活動資金として市から年間 10,000 ユーロの補助を受けている。

#### 4 市の職員への研修

移民は自分たちがこの社会でどのように受け入れられているのかについて気にしている。グルノーブル市は、フランスに移入してきた住民と接する機会のある現場の職員に対して、異なる文化を持った人をよりよく受け入れることができるように研修を実施している。例えば、市の健康センターでは、0歳から7歳児の受入れをしているが、両親が新規入国者の場合も少なくないので、移民の親に対する理解を深めるために専門家に講師を依頼して、市の職員と市が雇用している保育士を対象に研修を実施している。

#### 5 フランス語講座

グルノーブル市は、受入統合契約（CAI）導入以前から、主にアソシアシオンが中心となってフランス語教室を行っており、市はフランス語講座を運営しているアソシアシオンの支援を行っている。アソシアシオンに実施を委託する形で、市もフランス語教室を実施している。市やアソシアシオンが実施しているフランス語講座は成人を対象にしたものであり、フランス語講座への参加者はほとんど女性である。

市の外国語講座の教師は元教員が多い。また、あるアソシアシオンではフランス語やフランスの文化の講座のほかに、北アフリカの文化の講座も行っている。北アフリカの文化に関する講座には北アフリカ出身の住民だけでなく、アメリカや中国などの他の地域出身の住民も参加している。

子どもへのフランス語教育については、幼稚園に入園する前の子を対象に、子の国籍を問わず、フランス語を話す基礎を身につける取り組みを外国人が多く住む地区で試験的に導入している。一部の保育園で、少数のグループの中でフランス語を話す訓練を試験的に導入したところ、幼稚園に上がる頃には、フランス言語能力の基礎がある程度身につけることができた。この試験的な取り組みにおいてよい結果が得られたので、市としては、今後、保育士に対して、子どものフランス語のコミュニケーション能力の向上を促す方法についての研修を受けさせて、別の地区の保育園でも（移民の）子どもへのフランス語訓練ができるようにしたいと考えている。

#### 6 移民出身の成功者と移民の若者との交流

グルノーブル市は、アフリカ出身の若者を対象に、アフリカ出身者で社会的に成功

している人物を招へいして発表する機会を設けた。この発表会を通して、フランス社会において成功するためには努力は必要だが、その途中で経験する厳しい現実は決して運命ではなく、状況は変えることができるものであるというメッセージを伝えることができ、アフリカ諸国出身の移民の若者たちを勇気づけることができた。

## 第5章 終章～日本への示唆～

これまでフランスの移民の受入れの歴史から現在の移民の社会統合の状況、そしてその取り組みまで見てきた。最後に、日本の外国人受入れ政策及び定住外国人支援政策に示唆すると思われる点を5つ記述し、本レポートの結びとする。

### 1. 外国人居住地域の偏在性への対応

フランスにおいて、外国人が多く集まって住む地域には大きな偏りがある。パリを含む首都圏や、国境に近く経済活動が活発な都市に特に多く集まって外国人が住んでいる。このことから、外国人問題は一部の都市の問題として過小評価されやすいことが指摘できる。移民の受入れの歴史が長いフランスでも、移民の社会統合の問題は1980年前後からすでに顕在化し出したが本格的な対策が講じられるようになったのは2000年以降である。日本では外国人が多く住む都市の首長が連携し、外国人集住都市会議を組織し、国政や中央省庁へ外国人問題の重要性を強く訴える活動を行っていることは、たいへん意義のあることだと思われる。

### 2. 部局横断的な定住外国人支援の意義

外国人住民支援については、教育、住宅、雇用、保健・衛生など多岐の分野に渡る。フランスでは、社会結束都市契約（CUCS）の事例のように、国籍の有無に関係なく平等に、困難を抱える住民への支援を、地方自治体が広域行政組織、県、州、国、EUなどの財源を活用し、部局横断的に行う施策枠組みがある。日本をみると外国人住民支援は、地方自治体では多文化共生施策を担当する課がもっぱら扱っていることが多い。また、日本の自治体は、必要に応じて、必要な分野においてのみ、他の公的機関や部局と連携して外国人住民支援を行っているのが現状であるが、市町村のレベルであると、財政的にも人材的にも対応できる能力は限られる。フランスの例にみられるように、基礎自治体が主体性を持って、関係するさまざまな階層の地方自治体や国の機関の財源、またアソシアションなどのノウハウが活用できる制度があると、より効果のある支援ができるようになるのではないだろうか。

### 3. 学校教育への統合

フランスではフランス国籍の有無に関係なく、就学義務年齢にある児童や生徒は学校に行かなければならない。外国人の子弟であっても、分け隔てなく学校に迎え入れ、公教育を無料で施す。学校生活をとおして、外国人児童・生徒はフランスの価値観、言葉、歴史、文化を習得する。外国人児童・生徒を学校制度に取り込むことは、児童・生徒にとっては公教育が保障されるとともに、フランスにとっては次世代のフランス人を育てることができることになる。諸事情により就学できない外国人児童・生徒が日本には少なくないが、国籍により質が保障された公教育が受けられない事態が生じることは、外国人児童・生徒にとっても、国

にとっても不利益しかないと思われる。定住外国人の社会統合を促進する上で、学校教育が果たす役割はたいへん大きい。

#### 4. 国籍法の課題

国籍の血統主義のほか出生地主義も採用しているフランスの方が、日本と比べても、一般に、外国人は滞在国の国籍を取得しやすく、フランス人として社会に溶け込んでいくことから、世代を超えて外国人人口が積み上がりにくかった。このことが、19世紀後半から1974年まで移民労働者を大量に受け入れ続けることができた背景の一つにあるのではないかと考えられる。

日本は国籍の血統主義を採用し、二重国籍を認めない国籍法では日本国籍への帰化がなかなか進まないと言われる。定住外国人へ広く受入国がその国籍を付与することは、国の主権の行使と密接に関連しており、慎重な検討が求められることは言うまでもない。もし仮に、日本が外国人労働者の大量受入れを選択し、外国人労働者の定住化が進むと、外国人人口が世代を超えて増えていく可能性が考えられる。日本国籍の取得が難しい現行法のまま、多くの外国人労働者を受け入れることは、日本人と外国人との間に隔たりを設け続けることになるため、国籍法の在り方は、長期的には外国人住民の日本社会への統合の促進の妨げになる恐れが考えられる。この点、血統主義を維持しながら多くの移民を受け入れ続ける中、移民の社会統合が進まず2000年に国籍法を改正し国籍の出生地主義と限定的な二重国籍を採用したドイツの事例が思い起こされるが、日本にとっても難しい検討課題である。

#### 5. 移民受入国の理念、価値観の受容

フランスの事例から、外国人住民に受入国の社会への統合を促す方法としては、広くその国の国籍を付与することだけでは十分でなかったことがわかる。特に受入国とは異なる度合いの高い文化圏から来る外国人の社会統合の難しさが、フランスの各種統計から見出される。

日本に長期的に滞在しようとする外国人の中には、自由、平等、民主主義、政教分離、基本的人権などの日本では常識的な概念を習得しないまま育った者もいることが想定される。それらの概念を持っていても、その理解が異なる場合もあり得る。例えば、自由という価値を知っていても自由の考え方も日本人のそれと違っている可能性もある。受入国の統合原則、諸価値、社会制度、生活様式などを、その国に長期的に滞在しようとする外国人に十分理解をしてもらうことが必要不可欠であり、それは外国人と日本人との無用な摩擦を軽減しうるものである。国の責任において、継続して滞在しようとするすべての外国人に、その国で社会生活を営む上で最低限の知識を授けることは、外国人が日本社会でより円滑に生活をしていくために有益である上に、地方自治体が新規外国人住民への行政事務を円滑に遂行するためにも役立つ。外国人は日本に住んでいれば、日本社会



に自然と同化するというのは幻想に過ぎないことをフランスの例は示している。

## 参考文献

### (フランス全般)

財団法人自治体国際化協会『フランスの地方自治』、2009年  
フランス外務・欧州問題省編、党利桃子訳『最新フランス・ハンドブック』原書房、  
2010年  
ジュヌヴィエーヴ・ブラム、大塚宏子訳『ほんとうのフランスがわかる本』原書房、  
2011年

### (フランスの歴史関係)

河野健二『世界現代史 19 フランス現代史』、山川出版社、1993年  
福井憲彦編『フランス史』山川出版社、2008年  
ロジャー・プライス、河野肇訳『フランスの歴史』創土社、2008年

### (移民政策全般)

宮島喬『移民社会フランスの危機』、岩波書店、2006年  
宮島喬『一にして多のヨーロッパ』、勁草書房、2010年  
池田賢市『フランスの移民と学校教育』、明石書店、2001年  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「V. 仏国における外国人問題への取  
り組みと課題」『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研  
究報告書』(平成18年度内閣府経済社会総合研究所委託調査)、2007年  
前田敦子・西岡由美「第2部第2章 フランスにおける外国人労働者受入れ制度と社  
会統合」独立行政法人 労働政策研究・研修機構『欧州における外国人労働者受入れ制  
度と社会統合ー独・仏・英・伊・蘭5ヵ国比較調査ー』労働政策研究報告書 No.59、  
2006年  
花田昌宣「第2フランス編」神奈川県自治総合研究センター『欧州における外国人問  
題に関する調査』、1991年  
西山教行「共和国統合をめざす受入れ統合契約と移民のフランス語教育の制度化につ  
いて」(『言語政策』第6号)、2010年  
西山教行「共和国的統合のための移住者への言語教育の現在ー受入統合契約の導入と  
その課題ー」『移住者と受入住民の 多文化的統合を視座とした共通言語教育』(平成16  
年度-19年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書)、日本学術振興会、2008  
年

### (住宅政策関係)

檜谷美恵子「地域空間化するフランスの住宅政策とそのガバナンス」立命館大学政策  
科学部政策科学学会紀要『政策科学』15巻3号、2008年  
小畑晴治「フランスにおける都市再生の潮流と近年の動向」『諸外国の国土政策・都市』

政策財団法人 日本開発構想研究所、2007年

深川精一・門脇耕三・岡部順子『団地賦活事例集ーフランス・日本』首都大学東京 21世紀 COE プログラム・巨大都市建築ストックの賦活・更新技術育成・団地賦活更新事例集作成プロジェクトチーム、2007年

(法律関係)

鈴木 尊紘「フランスにおける 2007 年移民法ーフランス語習得義務から DNA 鑑定までー」『外国の立法』第 237 号、2008 年

高山 直也「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『海外の立法』第 230 号、2006 年

鈴木尊紘「フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制」『外国の立法』第 242 号、2009 年

(その他)

縄田康光「少子化を克服したフランス～フランスの人口動態と家族政策～」(『立法と調査』第 297 号)、2009 年

植村清加「フランス人と移民の間で～与えられたアイデンティティとマグレブ系移民第二世代の自己主張～」成城大学フランス語フランス文化研究会機関誌『AZUR』、第 2 号、2001 年

町田敦子「第二章フランス」独立行政法人労働政策研究・研修機構『ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査』(資料シリーズ No.70)、2010 年

(財) アジア福祉教育財団難民事業本部『フランスにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告書』、2007 年

奥田香子「EC 指令の国内法化によるフランス労働法制への影響」独立行政法人労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』9月号 No.590、2009 年

中村 岳「フランスにおける民間医療保険の動向」損保ジャパン総合研究所『損保ジャパン総研クォーターリー』、Vol.46、2006 年

辻村みよ子「フランス」『新解説世界憲法集』初宿正典・辻村みよ子編、三省堂、2006 年

(外国語参考文献)

D'IRIBARNE, Philippe, "L'intégration des immigrés: modèle français et modèle anglo-saxon," *La France au pluriel*, La documentation Française, cahiers français n° 352, 2009

LEVY-VROELANT, Claire, "Le logement des migrants en France du milieu du 19eme siecle a nos jours," *Historiens et Geographes*, n°385, 2004

BLANC-CHALEARD, Marie-Claude, "Les immigrés et le logement en France depuis le XIXeme siecle ? Une histoire paradoxale," *Hommes et Migrations*, n°1264, 2006

VIET, Vincent, “La politique du logement des immigrés(1945 -1990),” *Vintième Siècle – Revue d’histoire*, n° 64, 1999  
Haut Conseil à l’Intégration, “Rapport statistique 2005 de l’Observatoire Statistique de l’Immigration et de l’Intégration.”, 2007  
INSEE, “Les immigrés en France,” édition 2005, 2005  
INSEE, “Langue, diplômes: des enjeux pour l’accès des immigrés au marché du travail,” *INSEE Première* n° 1262, 2009  
Ministere de l’Immigration, de l’Intégration, de l’Identite Nationale et du Developpement solidaire, “La population etrangere residant en France,” *Infos migrations*, n° 10, 2009  
INED, “Les discriminations : une question de minorites visibles,” *Population & Societes*, n° 466, 2010  
INSEE-INED, “Trajectoires et Origines: Enquête sur la diversité des populations en France,” premiers résultat, 2010  
HALDE, “Rapport annuel 2009”, 2010  
VIAL, Eric,, “Grenoble, l’immigration a travers le temps,” *L’immigration dans l’agglomeration de Grenoble- Hisoires et dynamiques*, *Ecart d’indentite* n° 95-96, 2001  
Secretariat general du Comite interministeriel de controle de l’ immigration, “Orientations de la politique de l’immigration,” *Rapport au Parlement*, 2009  
INED, “Deux enfants par femme dans la France de 2006: la faute aux immigrées ?” *Population & Societes*, n° 432, 2007

(Web サイト)

「Portail du Gouvernement」(フランス政府公式ポータルサイト)

<http://www.gouvernement.fr/>

「Legifrance」(フランス政府法令サイト) <http://www.legifrance.gouv.fr/>

「Vie publique」(フランス政府法律・行政情報公式サイト) <http://www.vie-publique.fr/>

「Service-Public.fr」(フランス政府行政情報公式サイト) <http://www.service-public.fr/>

INSEE ホームページ <http://www.insee.fr/fr/default.asp>

INED ホームページ <http://www.ined.fr/>

OFII ホームページ <http://www.ofii.fr/>

OFPPA ホームページ <http://www.ofpra.gouv.fr/>

フランス政府外国人雇用ホームページ <http://www.immigration-professionnelle.gouv.fr/>

ACSE ホームページ <http://www.lacse.fr/dispatch.do>

都市問題省ホームページ <http://www.ville.gouv.fr/>

ANRU ホームページ <http://www.anru.fr/>

HALDE ホームページ <http://www.halde.fr/>

Adoma ホームページ <http://www.adoma.fr/>

内務省ホームページ <http://www.interieur.gouv.fr/>

多様性憲章ホームページ <http://www.charte-diversite.com/>

オーベルヴィリエ市ホームページ <http://www.aubervilliers.fr/>

グルノーブル市ホームページ <http://www.grenoble.fr/>

【執筆者】

監修 所長 鳴田 謙二

次長 関 清一

担当 所長補佐 安藤 洋行

調査員 シャルル・アンリ・ウゼ